

B50.61

73

48.2.10

# 人口問題審議会要覽



(昭和48年7月)

厚生省大臣官房企画室

## 人口問題審議会要覧（目次）

	頁
1 厚生省設置法（抄） .....	3
2 人口問題審議会令 .....	5
3 人口問題審議会部会および特別委員会規程 .....	10
4 人口問題審議会委員、専門委員名簿 .....	13
5 人口問題審議会部会等所属委員名簿 .....	16
6 人口問題審議会総会経過概況 .....	19
7 人口問題審議会決議、意見及び答申 .....	43
附録 人口問題審議会委員及び専門委員異動 一覽表 .....	217

- 1 厚生省設置法（抄）
- 2 人口問題審議会令
- 3 人口問題審議会部会および特別委員会規程
- 4 人口問題審議会委員、専門委員名簿
- 5 人口問題審議会部会等所属委員名簿

一、	（一）	1
二、	（二）	2
三、	（三）	3
四、	（四）	4
五、	（五）	5



厚生省設置法 (抄)

〔昭和24年5月31日〕  
法律第151号

第4条 厚生省は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図ることを任務とし、左に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

(1~6号略)

7 人口問題に関する事務

(中間略)

第29条 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
人口問題審議会	人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。
(以下 略)	(以下 略)

2. 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

## 人口問題審議会令

〔昭和28年8月14日〕  
政令第189号

内閣は、厚生省設置法（昭和24年法律第151号）第29条第2項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事項）

第1条 人口問題審議会（以下「審議会」という。）は、関係各大臣の諮問に依じて人口問題に関し左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項について関係各大臣に意見を述べるものとする。

- 1 生活水準に関する事項
- 2 産業構造に関する事項
- 3 資源に関する事項
- 4 受胎調節に関する事項
- 5 国民の資質向上に関する事項
- 6 前各号に掲げるものの外、人口問題に対する重要事項

（組織）

第2条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるとき

は、専門委員 $\times$  $\times$ 人以内を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第3条 委員及び専門委員は、第一条各号に掲げる事項に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

(任期)

第4条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、 $\times$ 年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

$\times$ 、専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

(非常勤)

第5条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第6条 委員のうちから互選された者は、会長として会務を総理する。

$\times$ 、会長に事故あるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。会長は、委員の $\times$ 分

の1/以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

2. 審議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3. 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

第9条 審議会の部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

第10条 審議会の部会において、その部会に属する委員のうちから互選された者は、部会長として部会の事務を掌理する。

2. 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会に属する委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(部会の会議)

第11条 部会は、部会長が招集する。部会長は、部会に属する委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、部会を招集しなければならない。

2. 部会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
3. 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
4. 専門委員は、当該専門の事項につき、議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(幹事)

第12条 審議会に幹事10人以内を置くことができる。

2. 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。
3. 幹事は、審議会の事務について行政機関との連絡にあたる。
4. 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、厚生大臣官房企画室において処理する。

(雑則)

第14条 この政令に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1. この政令は、公布の日（昭和29年8月14日）から施行する。

2. 厚生省組織令（昭和27年政令第388号）の一部を次のように改正する。

第3条中第11号を第12号とし、以下1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

11 人口問題審議会に関すること。

附 則 （第1次改正）

この政令は、公布の日〔昭和30年9月7日〕から施行する。

### 3. 人口問題審議会部会及び特別委員会規程

(部 会)

第1条 人口問題審議会令(昭和29年8月14日政令第189号)第8条の規定に基づき、人口問題審議会に左の部会を置く。

1. 第1部会

2. 第2部会

2. 第1部会(人口収容力に関する部会)においては、左の各号に掲げる事項を審議する。

1. 人口収容力に関する事項

2. 人口の地域的分布に関する事項

3. 生活水準に関する事項

3. 第2部会(人口調整に関する部会)においては、左の各号に掲げる事項を審議する。

1. 人口の量的調整に関する事項

2. 人口の資質向上に関する事項

(特別委員会)

第2条 人口問題審議会令第14条の規定に基づき、前条に規定する部会のほか、特別の事項につき調査審議するた



め必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

又、前項の特別委員会の運営については部会の運営の例による。

第33回総会（昭和48年6月21日）

において設置を承認した特別委員会

1. 人口白書に関する特別委員会
2. 世界人口会議及び世界人口年に関する特別委員会

4 人口問題審議会委員名簿 (任期 48.5.1~50.4.30)

(五十音順・敬称略)

(氏名)	(現職)
青井和夫	東京大学教授
青木均一	東京電力(株)顧問
安芸皎一	国際技術振興協会理事
朝日愛洋	毎日新聞社人口問題調査会
新居善太郎	母子愛育会理事長
伊藤善市	東京女子大学教授
上田正夫	厚生省人口問題研究所長
大来佐武郎	海外経済協力基金総裁
大山正	環境共生金融公庫理事長
加藤寛	慶応義塾大学教授
木内信蔵	成城学園大学教授
小林節夫	朝日新聞社論説委員
古屋芳雄	日本家族計画連盟会長
里谷和夫	日本労働組合総評議会副議長
志村富寿	毎日新聞社論説副主幹
白井十四雄	日刊工業新聞社社長

武 見 太 郎	日本医師会会長
由 中 克 己	東京医科歯科大学教授
根 津 嘉一郎	日本経営者団体連盟常任理事
樋 口 弘 其	読売新聞社論説委員会幹事
福 武 直	東京大学教授
安 川 正 彬	慶応義塾大学教授
山 口 正 義	労働省労働衛生研究所長
山 田 雄 三	社会保障研究所顧問
山 本 登	慶応義塾大学教授
山 本 幹 夫	帝京大学教授
渡 辺 由 志	全日本労働総同盟副会長

專門委員名筭 (五十音順・敬称略)

(氏名)	(現職)
直理 彰	内閣総理大臣官房審議室長
岩向 英太郎	文部省初等中等教育局長
高橋 展子	労働省婦人少年局長
横田 陽吉	厚生省年金局長
黒田 俊夫	人口問題研究所人口政策部長
林 茂	〃 人口移動部長
篠崎 信男	〃 人口資質部長
村松 稔	国立公衆衛生院衛生人口学部長
吉沢 晋	〃 建築衛生学部長

5. 人口問題審議會部会等所屬委員名筈

(五十音順・敬称略)

会 長 新 居 善太郎

会長代理 山 田 雄 三

第一部会

(委員)	青	井	和	夫	青	木	均	一
	○安	芸	敏	一	伊	藤	善	市
	上	田	正	夫	大	来	佐武郎	
	加	藤		寛	小	林	節	夫
	里	谷	和	夫	白	井	十四雄	
	樋	口	弘	其	福	武		直
	安	川	正	彬				

第二部会

(委員)	朝	日	愛	洋	大	山		正
	木	内	信	蔵	○古	屋	芳	雄
	志	村	富	寿	武	見	太	郎
	田	中	克	己	根	津	嘉	一郎
	山	口	正	義	山	本		登
	山	本	幹	夫	渡	辺	由	司

人口白書に関する特別委員会

(委員) 朝 日 愛 洋

上 田 正 夫

福 武 直

山 本 登

○ 山 田 雄 三

世界人口会議および世界人口年に関する特別委員会

(委員) 青 井 和 夫

伊 藤 善 市

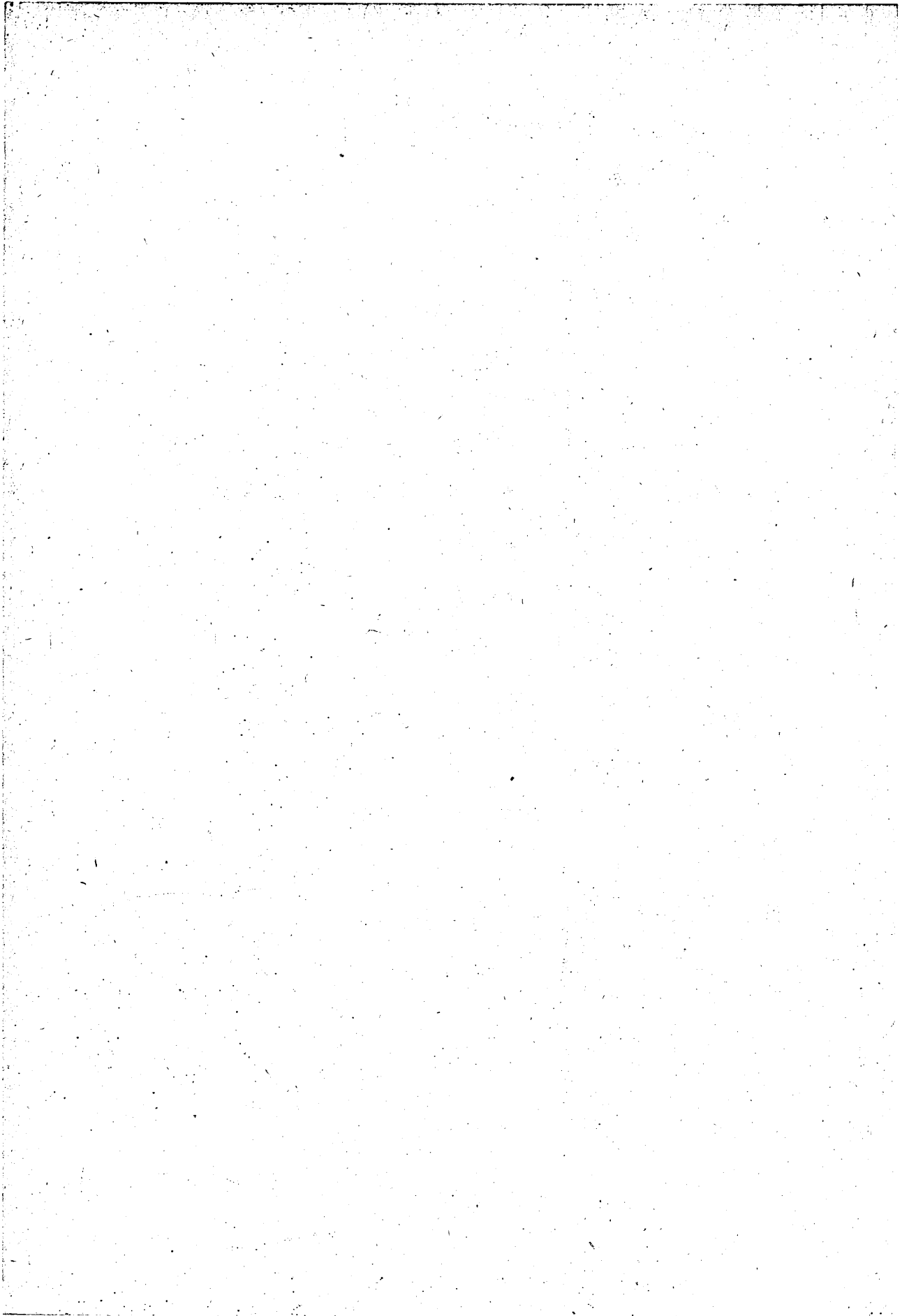
○ 大 来 佐 武 郎

加 藤 寛

安 川 正 彬

山 本 幹 夫

注) ○印は部会長、委員長を示す。





6 人口問題審議会總會經過概況

請 查 閱 本 報 登 載 之 廣 告 內 容

6. 人口問題審議会総会経過概況

回数	開催年月日	開催場所	議題並びに審議事項	備考
第1回	昭和28.11.3	内閣総理大臣官邸 ホ一ル	<p>内閣総理大臣挨拶</p> <p>戦後における人口対策審議の経過報告</p> <p>厚生省人口問題審議会及び財団法人人口問題研究会人口政策委員会、衆議院の人口問題に関する決議、内閣人口問題審議会等についての報告</p> <p>現時の人口問題の情勢について</p> <p>人口問題研究所長 岡崎 文規</p>	<p>内閣総理大臣 茂 吉田 代理</p> <p>緒方副総理</p> <p>会長 互送 宏 下村 代理 亨 会長 代理 永</p> <p>(配布資料)</p> <p>「戦後における人口対策審議の経過概要」</p> <p>「委員名簿」</p>

回数	開催年月日	開催場所	議題並びに審議事項	備考
オ2回	28.12.17	虎の門 共済会館	人口問題に関する各委員の意見	
オ3回	29.1.22	日本工業 クラブ	人口問題審議会部会及び特別委員会規程案について  人口問題審議会の審議事項並びに部会設置について討論し、同規程の修正案を作成、同審議会終了後各委員に対して修正案について賛成の可否を通知により採決	
オ4回	29.2.24	郵政会館	人口の量的調整に関する決議案について  上記決議案を可決、同決議文を関係各	(決議) 「人口の量的調

<p>第5回</p>	<p>30. 8. 20</p>	<p>郵政会館</p>	<p>大臣あて意見を述べる。 人口収容力に関する決議について 上記決議案を可決、同決議文を関係大臣あて意見を述べる。</p>	<p>「整に関する決議」 (決議) 「人口収容力に関する決議」 厚生大臣 英三 小林 会長 下村 宏 代理 永井 亨 (配布資料) 「人口問題審議会関係法令」 「委員専門委員幹事名簿」</p>
<p>第6回</p>	<p>30. 12. 8</p>	<p>郵政会館</p>	<p>厚生大臣挨拶 会長及び会長代理互送 審議経過の説明 部会及び特別委員会送付</p>	

回数	開催年月日	開催場所	議題並びに審議事項	備考
キ7回	31.1.26	富士銀行 本店	昭和31年度の審議事項について 山際委員、海外視察報告 国連アジア極東人口ゼミナール出席報告 東南アジアの人口問題について 人口問題研究所 黒田技官	「人口の量的調整に関する決議」 「人口の収容力に関する決議」 「総会、部会の議事録（但し新性の委員のみ）」
キ8回	32.1.18	日本工業 クラブ	潜在失業に対する件	(配布資料)

<p>第9回</p>	<p>22.2.12</p>	<p>郵政会館</p>	<p>人口問題研究会が行なった上記の決議 について説明</p> <p>厚生大臣挨拶 潜在失業対策に関する件 前回説明のあった上記決議文を審議の 議題として検討を行なう。</p>	<p>「潜在失業対策 に関する決議」 (財団法人人口 問題研究会)</p> <p>「同」要旨(同)</p> <p>「人口問題審議 会要覧」</p> <p>厚生大臣 神田 博</p>
<p>第10回</p>	<p>22.3.8</p>	<p>全国町村 会館</p>	<p>潜在失業対策に関する件 通産、建設両省から意見聴取</p>	<p>関係局長</p>

回数	開催年月日	開催場所	議題並びに審議事項	備考
才11回	昭和33.3.29	富士銀行 本店	潜在失業対策に関する件 経済企画庁から意見聴取	関係部長 (配付資料) 「潜在失業対策 に関する決議」 「同要旨」
才12回	昭和33.4.26	三和銀行 新橋支店	潜在失業対策に関する件 文部省から意見聴取	「今後の人口と 就業」(人口問題 研究会会報) 「同要旨」 「同要旨」 「今後の人口と 就業」(人口問題 研究会会報) 「同要旨」



<p>第13回</p>	<p>33. 2. 12</p>	<p>九段会館</p>	<p>(総会後日文部省より内筒により審議 会あて資料の送付を受ける。) 「義務教育人口推移表」「いわゆる夜 間中学校教育とその生徒数」「大学卒 業者の初任給」「ウルガイの教育は小 学校から大学まで無償であるか否かに ついて」「都道府県別不正常授業学級 数およびその解消に必要な教室数」「 設置者別予備校数・生徒数調」</p>	<p>厚生大臣 (臨時代理)</p>
<p>厚生大臣 会長互選 会長挨拶</p>	<p>厚生大臣挨拶</p>	<p>厚生大臣挨拶</p>	<p>厚生大臣 (臨時代理)</p>	<p>厚生大臣 (臨時代理)</p>

回数	開催年月日	開催場所	議題並びに審議事項	備考
			会長代理互送 部会及び特別委員会委員指名 経過報告（企画室長） 潜在失業対策に関する件 人口白書に関する件	国務大臣 祐一 米田厚生事務次官 会長 永井 享 会長代理 飯沼 一省 （配布資料） 「人口問題審議会要覧」
第14回	33.2.17	九段会館	潜在失業対策に関する件	
第15回	33.2.27	九段会館	潜在失業対策に関する決議案について	

<p>第16回</p>	<p>33. 4. 16</p>	<p>地方職員 会館</p>	<p>後日、欠席した委員及び専門委員に対し公文書により決議案の意見を求める。</p> <p>潜在失業対策に関する決議について 上記決議文を可決、関係大臣あて具申する。</p>	<p>(決議)</p>
<p>「潜在失業対策に関する決議」 (配布資料)</p>				
<p>「同決議文」 「同決議附属参考資料」</p>				
<p>「人口問題審議会便覧」</p>				
<p>「人口問題審議会会長談話」</p>				

回数	開催年月日	開催場所	議題並びに審議事項	備考
オ17回	34. 3. 16	全国町村 会館	<p>厚生大臣挨拶</p> <p>国連を通じて見た世界人口の趨勢についで(帰朝報告)</p> <p>(国連オ10回人口委員会出席)</p> <p>人口問題研究所総務部長 館 総</p> <p>インドにおける家族計画について(帰朝報告)</p> <p>(オ16回国際家族計画会議及び理事会に出席)</p> <p>国学院大学教授 北岡 寿逸</p>	<p>「同決議の要旨」</p> <p>厚生大臣</p> <p>坂田 道夫</p>

<p>第18回</p>	<p>34.6.16</p>	<p>郵政会館</p>	<p>人口白書について 上記白書を可決、関係大臣あて具申する。</p>	<p>(配布資料) 「人口白書」 「同要旨」</p>
<p>第19回</p>	<p>34.10.19</p>	<p>業健康保 会 館</p>	<p>わが国人口の資質向上対策について 南米移民について(帰朝報告) 日本海外移住振興株式会社社長 大志摩 孫四郎</p>	<p>厚生大臣 渡辺 良夫 内務政務次官 代読</p>
<p>第20回</p>	<p>35.3.25</p>	<p>業健康保 会 館</p>	<p>厚生大臣挨拶 新委員紹介 会長及び同代理互選</p>	<p>厚生大臣 渡辺 良夫 内務政務次官 代読</p>

回数	開催年月日	開催場所	議題並びに審議事項	備考
第21回	35.8.9	業保健保館 会	<p>部会及び特別委員会委員指名 審議経過報告（大崎企画室長説明） 日本人口資負に因する意見聴取 人口の資負の現状と問題点 日本寿命学研究会理事長 渡辺 定 産業衛生の現状及び将来 労働省労働衛生研究所長 山口 正義</p> <p>厚生大臣挨拶</p>	<p>会 長 永井 享 会長代理 飯沼 一省 厚生大臣 中山 マサ</p>

			<p>日本人の資質向上対策に関する意見聴取</p> <p>児童の教育の現状と将来の問題点</p> <p>文部省初等教育局長 内藤 誉三郎</p> <p>人間の知能と性格</p> <p>国立精神衛生研究所心理学部長 加藤 正明</p> <p>厚生大臣挨拶</p> <p>日本人の資質向上に関する事項 (講演)</p>	<p>厚生大臣 古井 喜実</p>
<p>第2回</p>	<p>36. 7. 18</p>	<p>九段会館</p>		

回数	開催年月日	開催場所	議題並びに審議事項	備考
第23回	36.12.7	全国都市館 会	工業と労働力の負の問題 慶応義塾大学教授 川田 寿  厚生大臣挨拶  人口の資質向上に関する件	厚生大臣  灘尾 弘吉  (配布資料)
第24回	37.6.11	日本都市 センター	厚生大臣挨拶  会長及び同代理互送	厚生大臣  灘尾 弘吉



	第25回	37. 7. 12	全国町村 会館	<p>部会及び特別委員会委員指名 審議経過報告</p> <p>わが国の人口問題に關する意見聴取 (演題)</p> <p>わが国の人口問題の現状と将来 人口問題研究所長 館 総 「地域開発に關し、人口問題の見地か ら特に留意すべき事項について」 諮問オノ部会に検討付託</p> <p>人口賃賃の向上対策に關する建議につい て</p>	<p>会 長 永井 享 会 長 代理 飯沼 一省</p> <p>「人口賃賃向上 対策に關する決 議」</p>
--	------	-----------	------------	---	--

回数	開催年月日	開催場所	議題並びに審議事項	備考
第26回	38. 8. 17	虎ノ門共 済会館	<p>厚生大臣挨拶 大臣諮問の答申案について</p> <p>「地域開発に関し、人口問題の見地から特に留意すべき事項について意見を可決」</p> <p>上記意見を厚生大臣に具申し、関係各大臣に意見を述べる。</p>	<p>厚生大臣 小林 武治</p> <p>「地域開発に関し、人口問題の見地から特に留意すべき事項」について意見</p>
第27回	39. 12. 2	薬業健康保 会館	<p>厚生大臣挨拶 会長及び同代理互選 部会及び特別委員会委員指名</p>	<p>厚生大臣 神田 博</p> <p>会長 久留島秀三郎</p>

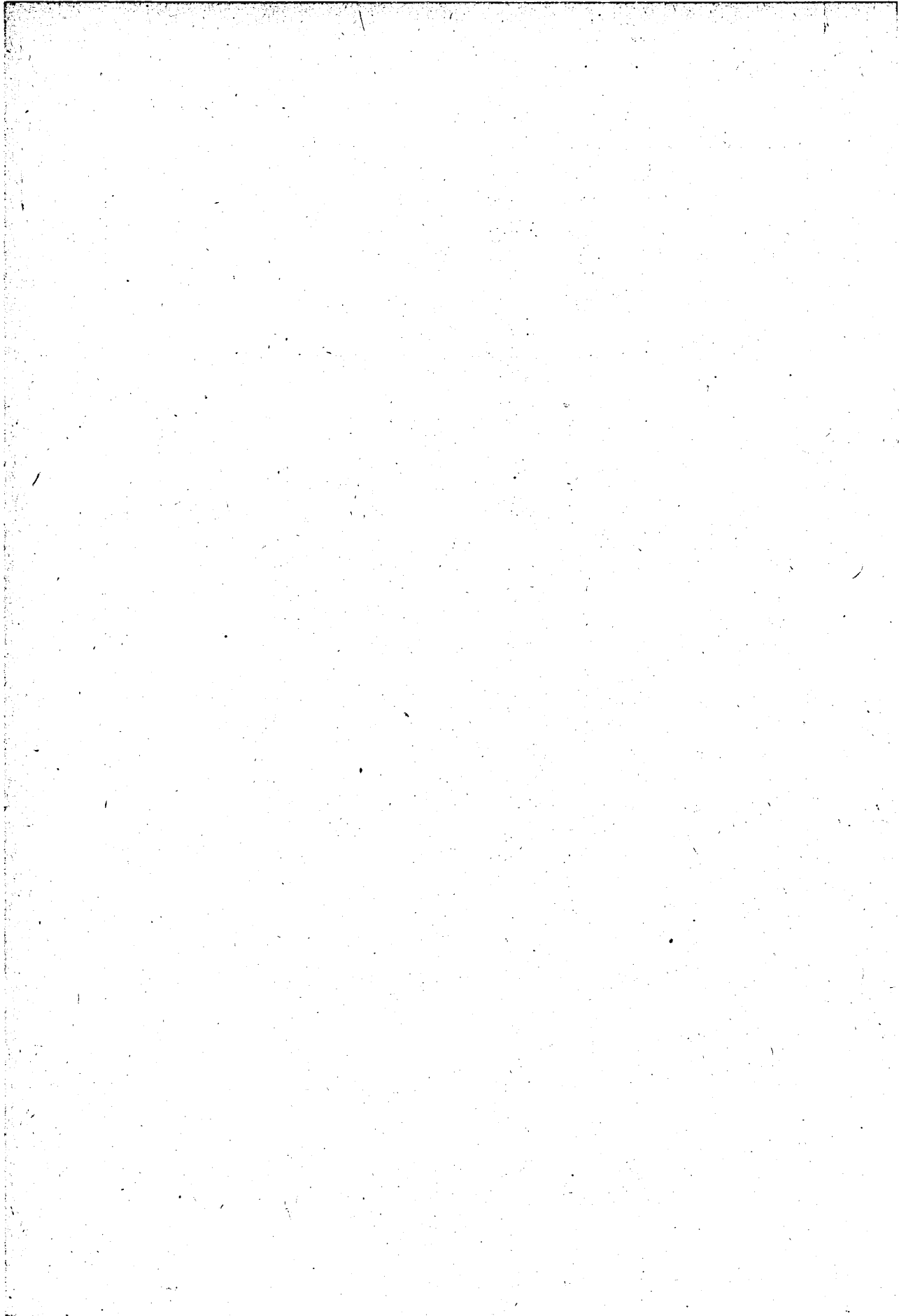
<p>第28回</p>	<p>昭和44.4.26</p>	<p>都道府県 会館</p>	<p>経過報告 最近の人口問題にかか る報告 (部会) 部会長及同代理互送 厚生大臣挨拶 会長及び同代理互送 部会及び特別委員会委員指名 諮問 「わが国最近の人口動向に鑑み人口問題上特に留意すべき事項について」 審議経過</p>	<p>会長代理 桜田 武 厚生大臣 坊 秀男 (配布資料) 諮問書(参考資料) 人口問題審議会 便覧 人口問題研究所 年報</p>
-------------	------------------	--------------------	--	---

回数	開催年月日	開催場所	議題並びに審議事項	備考
第29回	44.8.5	翔町会館	<p>諮問参考資料説明</p> <p>諮問審議特別委員会設置</p> <p>人口白書の情況報告</p> <p>厚生大臣挨拶</p> <p>会長及び会長代理互送</p> <p>部会及び特別委員会委員指名</p> <p>諮問に対する審議経過報告</p> <p>(部会)</p> <p>部会長及び同代理互送</p>	<p>最近の主な人口統計</p> <p>会長 久留島秀三郎</p> <p>会長代理 高杉 晋一</p> <p>厚生大臣</p> <p>有藤 昇</p> <p>(配布資料)</p> <p>わが国人口再生産の動向についての見解(関係資料、検討資料)</p> <p>会長 久留島秀三郎</p>

<p>第90回</p>	<p>46.3.19</p>	<p>農林年會 金館</p>	<p>厚生大臣挨拶 會長及び同代理互選 部會及び特別委員會委員指名 審議経過 わが国人口の最近の動向について資料 説明聴取 人口問題研究所人口政策部長 上田 正夫 諮問審議の方針について審議の結果諮 問審議特別委員會を引き続き存置し 検討することとなった。</p>	<p>會長代理 高杉 晋一 厚生大臣 内田 常雄 (配布資料) 最近の主な人口統計資料 會長 新居善太郎 會長代理 堀内 謙介</p>
-------------	----------------	--------------------	--	---

回数	開催年月日	開催場所	議題並びに審議事項	備考
第31回	46.10.21	電設保健館 会	<p>(部会)</p> <p>部長及び同代理互送</p> <p>諮問審議特別委員会経過報告</p> <p>大臣諮問の答申案について</p> <p>「最近における人口動向と留意すべき 向題点について意見を可決 上記意見を厚生大臣に具申し、関係各 大臣に意見を述べる。</p>	<p>厚生大臣</p> <p>有藤 昇</p> <p>最近における人口動向と留意すべき向題点について(答申)</p> <p>副題 人向性の回復と社会開発の再認識</p>
第32回	48.2.6	厚生省特別会議室	アジア人口会議について	<p>厚生大臣</p> <p>有藤 邦吉</p>

<p>ア33回</p>	<p>48. 6. 21</p>	<p>厚生省特別会議室</p>	<p>昭和48年度厚生省予算について          厚生大臣挨拶          会長及び会長代理互送          部会及び特別委員会委員指名          人口問題審議会部会及び特別委員会規程の一部改正          (部会)          部会長及び委員長互送          審議経過          世界人口会議及び世界人口年について          人口問題研究所人口政策部長          黒田 俊夫</p>	<p>厚生大臣          有藤 邦吉          坂元事務次官 代読          会長 新居善太郎          会長代理 山田 雄三</p>
-------------	------------------	-----------------	---	---





## 7 人口問題審議会決議、意見及び答申

	頁
○ 人口の量的調整に関する決議 (29.8.24) .....	45
○ 人口収容力に関する決議 (30.8.20) .....	59
○ 潜在失業対策に関する決議 (33.4.16) .....	77
○ 人口資質向上対策に関する決議 (37.7.12) .....	103
○ 「地域開発に関し、人口問題の見地から特に留意すべき事項」について意見 (38.8.17) .....	117
○ わが国人口再生産の動向についての意見 .....	145
	(44.8.5)
○ 最近における人口動向と留意すべき問題点について(答申) (46.10.21) .....	159

田 啓 志 氏 著 意 義 語 彙 編 解 説 附 録 人 名 一 覧

- 田 啓 志 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 義 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 一 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 二 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 三 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 四 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 五 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 六 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 七 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 八 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 九 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 十 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 十一 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 十二 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 十三 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 十四 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 十五 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 十六 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 十七 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 十八 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 十九 (著者) 本邦 京都府京都市
- 田 中 孝 二十 (著者) 本邦 京都府京都市

## 人口の量的調整に関する決議

(昭和29年8月24日)

### 前 文

戦前すでに人口過剰に苦しんだわが国は敗戦後、人口の激増を来し、人口と資源の不均衡はますます激化するに至った。これをこのままに放任すれば、経済自立の困難はもとより、生活不安の累加、社会秩序の混乱を来し、ひいては国際平和推進の妨げとなるおそれなしとしない。

ここにかんがみ、本部会においては、人口の量的調整が現下喫緊の要務であると認め、その方策として、人口政策としての家族計画の普及を促進する方途に関し、以下のごとく決議する。人口の量的調整方策については、海外住移を考慮することが必要であることはいうまでもないが、海外移住は人口量的調整以外に重要な意義をもつものであって、別途、第一部会における審議にまつこととする。

また、家族計画の普及を促進する政策をとるに当り、質的考慮を等閑に附してはならないが、人口の質的向上方策一般については、別途、本部会において審議することとする。

### 主 文

わが国当面の重大な人口問題を解決するためには、人口扶

養力の増大を図る政策が必要であることはいうまでもないが、人口の重圧がかかえて資本の蓄積、産業の合理化を阻害している現状にかんがみれば、この際、政府は人口の増加を抑制する政策を採ることが必要である。

政府は従来行なわれている受胎調節運動を単なる母性保護の立場からのみでなく、総合的人口政策の一環として家族計画の立場から取上げ、出生制限を希望するものに対してはことごとく適正なる手段と便宜とを与え、またこれが普及を困難ならしめている一切の障害と摩擦とを排除する方途を講ずるよう措置することが必要である。

最近大なる流行をみている人工妊娠中絶は手術後の再妊娠率が甚だ高く、従って調節の目的を達するためには度々これを繰返えす必要があり、その結果は母体に対して好ましからざる影響を与えるがゆえに政府は現下の人工妊娠中絶の流行をその趨くままに放置せず、急ぎ適正なる処置と方策を講ずることが必要である。

およそ家族計画の普及徹底を図るに当っては、これに伴って起る人口の優生学的資質の動向に対して万全の注意を払う必要がある。

## 措 置

以上の決議の趣旨を実現するために政府が採るべき特に主要なる措置を列記すれば概ね以下のごとくである。

1. 総合的人口政策に基づく家族計画推進のために政府は責任をもってこれを担当する部局を設置するとともに、これが指導組織を確立し民間諸団体の積極的協力を促す措置を講ずること。
2. 家族計画の普及徹底を図るため、受胎調節実地指導員の活動に対する支障を除去し、その積極的な活動を促すよう措置すること。
3. 家族計画を広く国民各層に普及せしめるため、健康保険その他の社会保険等において、受胎調節手段の配布につき、適当なる措置を講ずること。
4. 家族計画が真にこれを必要とする人々に普及するよう指導上留意し、特に生活困難者に対しては、受胎調節手段の無償または廉価配布を行ない得るよう措置すること。
5. 工場、鉱山、その他の事業所の厚生関係機関に積極的に働きかけ家族計画の実行を促進すること。
6. 給与及び税制の関係において多産を促す結果を招来する嫌あるものはこれを避けるよう措置すること。

7. 総合的人口政策に基く家族計画の推進を誤りながらしめるよう人口の量的及び質的動向に関する調査研究を行ない、  
よって行政の資ならしめること。
8. 医学教育の課程中に家族計画ならびにその関連知識の供給を行なうとともに家族計画技術の研究を援助促進すること。
9. 人工妊娠中絶の手術を行したる医師は、患者がこれを繰り返すことなきよう受胎調節に関する知識の供与を行なう義務あることを規定すること。

## 説 明

わが国の人口はすでに八千八百万を超え(オ1表)勢いの  
おとむくところこれが1億に達するのち遠くない(オ2表)  
食料その他生活必需品の輸入依存量はますます増加し経済の  
自立は至難である。しかも生産年齢人口の増加は特に著しく  
(オ2表)その中新しく取を与えなければならぬものは年  
々70万(昭和25年より昭和40年までの年平均)を超え  
る事情にある。わが国の経済は果してこれを可能ならしめる  
ごとき見通しにあるであらうか。若し然らざとするならばそ  
こに醸成せらるべき社会不安は、激化する失業の脅威(オ3  
表)とともに、恐るべき社会秩序の混乱の原因とならぬとは

限らなれ。

本審議会はかくのごとき実情にあるわが国の経済事情にかんがみ、その打開方策（オノ部会において審議中）に望みを懸けるとともに、本決議に示すがごとく、多産が家庭生活に及ぼす圧迫を極力緩和し、また将来いよいよ激化する傾向にある失業の脅威に備うるため、各家庭が合理的計画的にその子女の数を調整するよう勧奨するとともに、これに必要なる知識と方法の十分なる供与を行ない、また従来適正な受胎調節の普及を困難ならしめていた諸般の実情を調査し、施策の不備、制度の欠陥を是正し、もって各家庭の実行する家族計画が人口膨脹の抑制に直接寄与するよう措置することを望むものである。

以上のごとき家族計画の措置を実施に移す場合に考慮すべき若干の問題がある。

その一つは以上のごとき諸方策によって起るわが国の出生率の急速なる低下は人口の年齢構成に悪影響を及ぼすことはないかの問題である。特に高齢人口の増加と幼少年人口の減少についてはすでに多くの人々の関心が惹起されている。高齢人口の増大は死亡率改善の結果であって、これに対しては社会保障制度その他の対策の完備が必要である。全人口中に

占める老齡人口の比率の増大は現在のわが国では、60歳以上の人口は全人口の8%であるが漸次増加して26年後にはアメリカ程度(12%)に達し三十五年後にはイギリス程度(16%)に達する。

次に幼少年人口については将来労働力の給源に枯渇を来すおそれなきやの問題があるか、幼少年の死亡率の減少、産業合理化、生産能率の増進の趨勢にてらしてその憂はない。更にここに附言すべきは出生率は一國の經濟の動きに伴って比較的容易に変動するものである。現にアメリカ、カナダ、オーストラリアにおいては一時相当著明な出生率の低下をみていたのであるが、近年は經濟状態の好転による結婚年齢の低下によって再び著しい上昇の方向に転じている。

同じく人口構成の変化に関連して問題となるのは、たとえ今後わが国に産度の出生低下が起るとしても、それはすでに生まれ残してしまっている生産年齢人口に關係はなく、従って冒頭に述べた失業問題の緩和に役立つのは15年後であるという説である。然しかくのごとき考え方は失業問題をただ失業者自身の問題とするとところから来ている誤った解釈である。いつまでもなく失業問題は失業者自身の問題であるばかりでなく、失業家庭の問題である。これは失業者を出した家庭が



多子を擁している場合の生活苦を考えてみれば容易に肯けよう。

殊に今日のごとき、顕在潜在の失業者数がすでに5百万を超えており(オ3表)しかもこれに加うるに年々70万の人口は新しく取を手えねばならぬ現状において、各家庭がその生れて来る子供の数を最低限度にとどめようとするのは極めて自然であり、また人口政策としても要望せられるゆえんである。

オニは従来の良胎調節の普及運動は母性保護を中心とするものであったため、末端指導組織は主として保健所、助産婦、看護婦を中心とするものであったが、この総合的人口政策の立場に立つ家族計画は、より広範な基礎に立ち、社会の文化、経済、教育等と密接につながり、特に家庭生活の設計に立脚してその子女数を調整することを根本とするからこれがための宣伝教育活動を必要とする。従って指導組織もこの関係を考慮して社会各方面の有識者の協力のもとに行なわれるよう考察することが必要である。またこの運動に直接携わるものは保健所関係者はもとよりであるが、市町村公務員、社会事業団体、社会教育団体、婦人団体、福祉事務関係者等をも含むものでなければならぬ。なお指導組織が以上

のごとく拡大されるしすれば、これがための指導員の養成及び教育を拡充する必要がある。また、総合的人口政策の立場から家族計画を推進するには、現在のごとく、或る課内の一部でこれを行なうというふうなことでなく、中央官庁内にこれを専管する部局を設置することを必要とする。措置オ1号を掲げた理由はここにある。

而してその部局は人口の量的及び質的動向に常に注意し有効適切な指導を行なうことが望ましい。殊に家族計画実践のための最も効果的方法の発見、またこれを普及せしめるための具体的方策が極めて大切である。

例えば、保健所はもとより民間の母子衛生ないし母性相談機関においては、母親との相談の機会をとらえ、家族計画の何たるかを教え、出生制限または出生間隔の延長を希望するものに対しては、これを満足せしめるよう適當なる措置を講ずることなどが必要である。

また、従来は受胎調節の便宜と方法とが、社会一部の階層にのみ浸透し、最もこれを必要とする階層には行渡らぬ実情にあった。この弊を是正するためには重点的指導が必要であり、また必要とあらば制度の改正を考慮せねばならない。特に措置オ2号ないしオ5号を掲げた理由はここにある。

オ3に現下のわが国には人工妊娠中絶が大流行を来しており、最近是不妊手術といよいよ流行の波に乗らんとしている。そのここに到った原因は、(1)従来の政府の受胎調節の指導が甚だ不徹底であったために、国民に盛り上る出生調節の意欲が充たされず、その結果として妊娠してしまい、止まなく墮胎に移行するものが大多数であったこと。(2)この状態に対応して、昭和27年優生保護法が改正せられ人工妊娠中絶の手術は、審査を経ずに極めて簡易に受けられるようになったこと等である。然しながら事情ここに到った以上、法律改正等によってこの状態を急激に抑圧することは不可能であるばかりでなく、むしろ危険であるから今政府がなし得ることは人工妊娠中絶の弊害、特にこれをたびたび繰返すことが時として不慮の傷害を起すおそれのあること、ならびに、道徳上の見地から考慮を要する諸点があることを知らしめるとともに、受胎調節の方法を教示する必要がある。特に措置オ9号を掲げた理由はここにある。

優生手術は人工妊娠中絶とは全くその性質を異にする。すなわち、これには手術の弊害はほとんどなく、また一度手術に成功すれば再妊娠のおそれもない。

然しながらこれは手術の性質が種を永久に断つことである

から、濫用に陥る弊を戒めるとともに真に優生学的目的にこれを活用されるよう措置する必要がある。

最後に、従来医学生が受胎調節ならびにこれに関する知識を授けられずして学校を卒業することが許されていることは甚しき誤りというべきである。なぜならば種々の疾患のために受胎調節を奨めなければならぬことが少なくないからである。しかも、わが国は優生保護法なるものをもっている。これに関する知識なしにはこの法律に協力することはできない。

国家は速かに従来の教育課程の欠陥を是正するよう措置することを望ましい。ちなみに、アメリカにおいては、今日では宗教的制約を蒙っている若干の州を除いてはほとんど全州の全医学校が受胎調節及びこれに関する知識を教育課程に取り入れている。特に措置才を掲げた理由はここにある。

表1 全国推計人口

年次	総人口千人	増加数人	増加率%
大正 9年	* 55,391	732	13.2
10	56,120	718	12.8
11	56,840	722	13.1
12	57,580	763	13.3
13	58,350	833	14.3
昭和 14	* 59,179	1,034	17.5
1	60,210	927	15.4
2	61,140	935	15.3
3	62,070	951	13.7
4	62,930	947	15.0
5	* 63,872	996	15.6
6	64,870	1,026	15.8
7	65,890	981	14.9
8	66,880	819	12.2
9	67,690	967	14.3
10	* 68,662	928	13.5
11	69,590	447	6.4
12	70,040	492	7.0
13	70,530	318	4.5
14	70,850	521	7.4
15	* 71,400	300	3.9
16	71,600	700	9.2
17	72,300	1,000	14.0
18	73,300	500	1.1
19	* 73,800	-1,700	-22.9
20	* 72,200	3,600	49.9
21	* 75,800	2,400	31.0
22	* 78,101	1,905	24.4
23	80,010	1,773	22.2
24	81,780	1,419	17.4
25	* 83,200	1,374	16.5
26	84,600	1,276	15.1
27	85,900	1,181	13.8
28	87,000	-	-
29	** 87,900	-	-

\* 人口調査人口。ただし昭15、19、20、21年は補正したものの昭和19年以前は沖縄を含まない。  
 総理府統計局「大正9年-昭和25年わの国年次別人口の推計(人口推計資料1953-2)」昭和  
 26年3月による。

\*\* 5月1日、総理府統計局「人口推計月報」による。

才之表 年令3区分別推計将来人口

(A) 実数

年次	総数	0-14才	15-59才	60才以上	55才以上 (再掲)
総数					
昭和25年	83,200	29,472	47,311	6,417	4,112
30	89,125	29,768	52,196	7,162	4,685
35	93,795	28,062	57,574	8,159	5,268
40	97,345	24,242	63,723	9,380	6,076
45	100,462	22,292	67,565	10,606	7,031
50	103,867	21,957	69,778	12,132	8,097
55	106,453	22,249	71,073	13,131	9,045
60	108,014	21,942	71,585	14,488	9,703
65	108,475	20,696	71,167	16,612	10,699
70	108,047	19,200	69,958	18,890	12,376
75	106,960	18,097	68,102	20,761	14,138
80	105,212	17,517	65,043	22,652	15,426
85	102,730	17,143	60,603	24,985	16,700
90	99,569	16,611	57,586	25,372	18,429
男					
昭和25年	40,791	14,960	22,986	2,845	1,736
30	43,824	15,158	25,234	3,232	2,013
35	46,323	14,320	28,228	3,776	2,349
40	48,163	12,370	31,384	4,409	2,788
45	49,874	11,363	33,359	5,152	3,274
50	51,520	11,189	34,671	5,660	3,817
55	52,856	11,037	35,579	5,939	4,144
60	53,685	11,180	36,102	6,403	4,285
65	53,974	10,545	35,976	7,452	4,612
70	53,836	9,783	35,393	8,660	5,471
75	53,365	9,221	34,470	9,674	6,422
80	52,542	8,926	32,937	10,679	7,126
85	51,317	8,735	30,694	11,888	7,787
90	49,732	8,464	29,160	12,108	8,665
女					
昭和25年	42,409	14,452	24,325	3,572	2,376
30	45,301	14,610	26,961	3,930	2,672
35	47,472	13,742	29,366	4,364	2,920
40	49,183	11,873	32,339	4,971	3,288
45	50,788	10,929	34,206	5,653	3,756
50	52,347	10,767	35,107	6,472	4,280
55	53,598	10,912	35,493	7,193	4,902
60	54,329	10,761	35,482	8,086	5,419
65	54,502	10,151	35,191	9,160	6,088
70	54,211	9,417	34,564	10,230	6,905
75	53,595	8,876	33,632	11,087	7,716
80	52,670	8,591	32,106	11,973	8,300
85	51,413	8,408	29,909	13,096	8,911
90	49,836	8,147	28,425	13,264	9,764

(b) 割合 (総人口 10000 として)

年次	総数	0-14才	15-59才	60才 $\leq$	65才(再掲) $\leq$
総数					
昭和25年	100.00	35.42	56.87	7.71	4.94
30	100.00	33.40	58.56	8.04	5.26
35	100.00	29.92	61.38	8.70	5.62
40	100.00	24.90	65.46	9.64	6.24
45	100.00	22.15	67.12	10.73	6.98
50	100.00	21.14	67.18	11.68	7.80
55	100.00	20.90	66.76	12.34	8.50
60	100.00	20.32	66.27	13.41	8.98
65	100.00	19.08	65.61	15.31	9.86
70	100.00	17.77	64.75	17.48	11.45
75	100.00	16.92	63.67	19.41	13.22
80	100.00	16.65	61.82	21.53	14.66
85	100.00	16.69	58.99	24.32	16.26
90	100.00	16.68	57.84	25.48	18.51
男					
昭和25年	49.03	17.98	27.63	3.42	2.09
30	49.17	17.01	28.54	3.62	2.26
35	49.39	15.27	30.10	4.02	2.50
40	49.48	12.71	32.24	4.53	2.85
45	49.55	11.29	33.14	5.12	3.25
50	49.60	10.77	33.38	5.45	3.67
55	49.65	10.65	33.42	5.58	3.89
60	49.70	10.35	33.42	5.93	3.97
65	49.76	9.72	33.17	6.87	4.25
70	49.83	9.05	32.76	8.02	5.06
75	49.89	8.62	32.23	9.04	6.00
80	49.94	8.48	31.31	10.15	6.77
85	49.95	8.50	29.88	11.57	7.58
90	49.95	8.50	29.29	12.16	8.70
女					
昭和25年	50.97	17.44	29.24	4.29	2.86
30	50.83	16.39	30.02	4.42	3.00
35	50.61	14.65	31.28	4.68	3.11
40	50.52	12.19	33.22	5.11	3.38
45	50.45	10.86	33.98	5.61	3.73
50	50.40	10.37	33.80	6.23	4.12
55	50.35	10.25	33.34	6.76	4.60
60	50.30	9.97	32.85	7.48	5.02
65	50.24	9.36	32.44	8.44	5.61
70	50.17	8.72	31.89	9.46	6.39
75	50.11	8.30	31.44	10.37	7.21
80	50.06	8.17	30.51	11.38	7.89
85	50.05	8.19	29.11	12.75	8.67
90	50.05	8.18	28.55	13.32	9.81

厚生省人口問題研究所：“最近の人口に関する統計資料”昭和29年2月による。

才3表 昭和29年3月失業状況実態調査  
報告による就業及び転取希望者

種 別	人 口
平常の非就業者中就取希望者	228万
平常の就業者中転取希望ないし 追加就業希望者	264万
計	492万
うち求取者	223万

備考：調査期間中の完全失業者 65万

総理府統計局：“昭和29年3月労働力  
臨時調査失業状況実態調査報告（速報）”  
昭和29年7月12日による。



# 人口収容力に関する決議

昭和30年8月20日

## 人口問題審議会

### まえがき

わが国の人口は、明治以来国民経済の発展に即応しながら、その推進体としてたくましい増加をつづけてきたが、大正末期から昭和のはじめにかけて日本経済の各部門によりやく行き滞り傾向が濃化するにつれて、正常な生活水準の上昇や雇用の吸収に対してむしろ多分に阻害的な要素となって登場することとなった。だが敗戦後10年を経た今日、国民経済は更に一段と自立と安定にむかって前進を要請せらるる時期に当り、われわれが直面している事態の深刻さは後述するように、その規模においても又その内容においても到底戦前のそれと対比すべからざるものである。

さきに本会はオニ部会の審議結果にとりづき人口の量的調整について家族計画の国民的普及を図るよう決議を行った。しかし事態は更に人口収容力についても当面ならびに長期に亘っての対策措置を要望している。

本会は国が今後の経済政策に人口政策的な要素をおりこむこと、特に雇用問題をその政策の焦点としてとりあげることの必要性を痛感し、ここに才/部会の審議結果にとどぎ入口収容カの見地からする人口の現状と将来に対する認定、これに対処すべき基本対策について以下のように決議する。

対策実施のための細部的な措置については、それぞれ朝野の関係機関や関係団体で具体化されることが望ましいが、本会も亦ひきつづいてその主要事項を審議検討してゆく予定である。

## 1. 現状分析

### 1. 人口増加の圧迫

戦前(昭和10年)神総を除くと6千9百万に満たなかったわが国の人口は、今日8千9百万に達した。20年間に2千万人をこえる増加であるが、昭和20年終戦当時の国内現在人口は7千2百万余であったから、2千万人の内千7百万人は戦後の増加であったわけになる。

この戦後の増加千7百万の内には復員軍人や海外居留民の帰国も含まれており、それらはこの間における外国

人(主として中国人や韓国人)の国外退去を差し引いてもなお5百万をこえる数に達した。それは敗戦後の日本にとって大きな人口負担であったが、この戦後の社会増加を差し引いた残りの千2百万は戦後国内人口の自然増加による負担の累加であった。それは年平均百20万をこえる増加で、年間百万をこえることが稀であった戦前の増加を遙かに上廻る増加である。

もちろん戦後数年間の出生率の異常な反騰は戦後に通有の現象であって、戦時中に延期されていた出生が一時に累積して現われてきたと考えてもよいものである。昭和25年に至って出生率は始めて戦前水準を割り爾来急速速度の低下を示している。最近の出生率は戦前水準のほぼ3分の2程度にまで低下した。しかし他方死亡率が戦後画期的に改善され、最近ではほぼ戦前水準の2分の1程度にまで下がっているため、人口は現在となお戦前と同じくらいの増加率を示めしており、実数では戦前の年間増加数で更に若干上廻っている。昨昭和29年の自然増加は百万をなお4万余こえていた。

死亡率の改善は今日すでにその限界点に近いと考えられる。しかし出生を抑制しようとする国民の努力は今後

も次第に遅くなってゆくであろう。したがって人口増加速度は今後次第に逡減してゆくと思われる。今後十年間の人口増加数は年平均しておそらく百万人に達しないものと推定される。

しかし従来が多産多死型の人口構造が少産少死型のそれにほぼ切りかえられてしまうまでの今後10数年の間は、どうしても年間百万にちかい人口増加をしのげねばならない。その上死亡率の低下の主要原因として進行する今後の人口増加は、子供の増加としてではなく成人人口の増加として現われてくるものであることをわれわれは特に注意せねばならない。それは人口増加の勞働市場に及ぼす影響を一層深刻化するものである。

今後10数年にわたり、生産年齢人口(15~59才)の増加は総人口のそれよりも大きく、年平均百十万人前後、戦前水準の2倍をこえる大いさに達するものと推定される。60才以上の老令人口の増加も亦いちじるしい。その上女子や老人の就業率は最近とみに上昇傾向がつかいので、今後10数年の間は毎年およそ百万人づつと就業人口が増加しゆかぬことはないことになるのであろう。国民経済のめざましい発展を遂げた大正年代以後戦前に

至るまでの時期に於て現実に吸収しえた就業者数は年平均  
約30万人程度であったことを考えると、今後の人口、  
特に生産年齢人口の増加が労働市場、ひいては日本経済  
に及ぼす圧力のいかに大きいかは思いなればに過ぎるで  
あろう。

## 2. 過剰人口の実態

のみならず、既に異常な人口圧力が戦後の日本経済に  
存在していることもわれわれは忘却してはならない。

戦後の国民経済の再建速度は戦前のそれをはるかに凌  
ぐものであった。工業生産の画期的な上昇を挺子とし  
て諸産業活動は低水準から立直り、今日日本経済は戦前  
水準に比しこれを上回る国民総生産とより高度化された  
産業構造を樹立している。しかしこの過程においてすら  
増加人口の圧力は消化されなかった。その端的な一例が  
不完全就業者数の増加に現われている。なるほど表面的  
には就業人口は増加し、完全失業者数も60万ないし70  
万人で、いわゆる摩擦的失業の範囲内である。しかし就  
業者の多くは農林漁業のように原始産業部門や都市の中  
小企業、とりわけ零細な自営部門にその取手を求め、最

低生活を十分維持しがたいような形でかろうじて生存をつづけている。このような不完全就業者層は現在優に7百万人に達するものと推算される。70万人の完全失業はいわばこの氷山の一角にすぎない。わが国社会構造の特殊性と結びついたこのような不完全就業者層は最近さらには増大傾向を顕著に示しつつある。

昨年以末 国民経済の発展速度は鈍化しつつある。しかもわが国が今後経済援助や特需から離れ、世界経済の正常化に即応しつつ経済自立への道を邁進してゆかなければならないときに際会し、優に7百万に達する失業者と不完全就業者を背負いつつ、同時に今後10数年にわたって新しく累加されてゆく勞働力人口をいかに効果的に消化してゆくか。これが人口収容力の見地からしてわれわれが当面している最大の問題点である。

### 3. 情況の判断

異常な人口圧力の増加はほぼ昭和40年前後にそのピークに達すると推測される。そしてそれ以後は次第に緩和され、1億に近い巨大な人口をかかえながらも、増加人口による圧迫は再び戦前水準程度に戻ることになるで

あろう。

しかし当面の難局は極めて異常なものであるばかりでなく、この将来への希望も当面の難局が直に効果的に解決された場合のみ始めて現実のものとなるということを知れわれは篤く銘記しておく必要がある。当面の対策に当を失うとき社会不安の深化はきわめて憂慮すべき状態に達するであろうことを覚悟せねばならぬ。

## 2. 基本対策

### 1. 趣旨

人口と国民経済との均衡を回復し、国民生活の安定と向上の基礎をできるだけ広い範囲で実施してゆくことが人口対策の究極の目標である。経済的、社会的並びに政治的の諸状況がわが国ではこの目標を實現するのに多くの困難を与えていることをわれわれは卒直に認めなければならぬけれども、この問題の解決がわれわれの生存のために必須のものであるとするならば、われわれは今後人口対策により堅い決意と努力を集中してゆかなければならぬはずである。

長期人口対策は少なくとも一世代、30年を目標として立案されるはならないと考えられるが、差し当って今後10数年の間人口の方にその大きな政策的効果を望みえない状態の下では人口の収容母体である国民経済の方により強力な対応措置の必要があることはいうまでもない。

近時日本経済の自立をめざして長期的な観点に立脚し経済の計画化が推進されるような諸情勢が展開されてきたことはまことによろこばしいことであるけれども、経済計画化の最終目標が国民生活の安定と向上にあること、特に雇用、生活水準の確保にあること、いいかえれば人口対策が計画化の中で第一義的 중요性をもつものであることがめすられなければならない。

乍併、国民経済計画の実行には幾度の資本蓄積と莫大な財政支出が必要とする。しかもインフレーションによって自潰することなく之を推しすすめてゆくためには、とくに人口圧迫の累加してゆく今後10数年の国民生活は既成のそれにまさる耐乏を必要とすることになるであろう。そしてこの耐乏は、人口対策の見地から、将来に国民生活の安定と向上の恒久的基礎を確立しようとする



全国民的要請の下に、国民の全階層によって等しく負担されるものでなければならぬ。それには国民各自の自立独立の精神に社会連帯の思想とが相共に一段と強化される必要があるが、同時に国民経済計画も亦そのような協力を要請しうるような合理的かつ彈力的なものでなければならぬ。

以上の趣旨にもとづきわれわれは今後相当長期間に亘って特に次の3つの点に画期的な努力を集中してゆく必要があると考え、

1. 実質国民所得の拡大を基礎とする合理的な就業機会  
の増大を中心目標とし、この目標にそって投資や消費  
をできるだけ効率的にするため、経済の計画化をより  
前進せしめ、あわせて産業構造の改編を促進してゆく  
こと。
2. 特に生産年齢人口の激増するここ10数年間の特殊  
事情に万全の考慮を払い、この間の特別就業対策を樹  
立すること。
3. 以上の経済計画対策や特別就業対策と併行して、失  
業その他社会保障対策の拡大と整備を期すること。

## 2. 対策の骨子

右の趣旨にともなうきわれぬのは今後の国民経済が以下のような方向にそって計画的に拡大再編されることを要望する。

1. 経済自立の達成を目標としてわが国産業の高度工業化と国内資源の高度利用を推進すること。

工業水準の拡大とその構成の高度化は経済自立を達成する上からはもとより、人口対策の面からも至上の要請である。このためには国際市場の開拓が国民経済規模拡大の推進力であるという主旨をより強固、輸出産業を中心とする高度工業化を徹底的に推進しなければならない。そのためにはとくに附加価値が大きく原材料の国外依存度も少ない機械工業（例えばカメラ、ミシン、電気機械、船舶等）や化学工業（肥料、セメント、合成繊維等）の発展に画期的努力を集中するとともに、基礎工業部門の合理化をも促進することが必要であろう。

また経済自立達成のためには、国民経済的見地からする総合的効果を十分に考慮しつつ、国土の開拓、食糧の増産、その他水陸資源の高度利用並びにそれに必

要な基礎施設の整備にもできるかぎりの努力を払い、  
国際収支の改善と国民経済規模の拡大、健全な就業機  
会の増大に積極的態度をとるべきである。

いうまでもなく、輸出産業を中心とする高度工業化  
は徹底的な経営の合理化と生産性の向上を必須の要件  
とするものであるから、それは当然に一時の失業増加  
を余儀なくするであろう。また輸出産業の振興はとく  
に今後は中小工業の質的向上とその輸出産業化によ  
っても推進されるはならないが、その主動的は大資本の  
強化に俟つところが多いものであるから、資本の集中  
から発生する国民経済的摩擦も亦さけないものがある  
とおもわれる。これらの点については次頁以下の諸  
対策による総合計画的調整が是非とも必要である。

2. 農業その他過剰人口圧力の集中される産業部門に対  
し、その人口収容力をできるだけ健全化し保全する方  
策を講じること。

現在過剰人口圧力の集中されている資本力の弱い産  
業部門、特に家族経営を中核としている農業や近海漁  
業、また都市の商家のような零細自営部門については、  
これらの部門が国民の生業の場として非常に大きな役

割をしめしている現状を十分考慮し、できるだけそれらの特殊性を生かしながらその経営を合理化し、その所得を増大させるような措置を講ずることが必要である。

特に農業については、米価政策にも国民経済的限界があるわけであるから、経営の多角化や機械化などを一段と推進させ、その生産性の向上を図るとともに、農村工業とくに農村精密工業の普及等による健全な兼業機会の増大を図ることが必要であろう。新規農地の造成についても前項の趣旨にもとづき引きつづき努力されねばならないがこの場合にも単に在来の生産性の低い農家を再生産するにあつては、之を将来の農家経営のモデルケースならしめるような特別の配慮の加えられることが望ましい。それと同時に、すでに農業から離れようとしている零細兼業農家に対しても兼業機会の増加その他の方策を講じて少なくともここ当分の間はできるだけ農村からの離脱を緩和するよう努力することが望ましい。

また、商家その他の家族経営的な中小企業については、国内市場の開拓拡大が根本の対策であるが、特に商業やサービス業は今後人口圧力のもつと集中化さ

れるおそれのある部門であるので、過大な増加を調整するための措置の講じられることが望ましい。

3. 今後の資本蓄積方策の推進に当っては、投資が人口収容方に与える総合的效果を十分勘察し、特に地域別ないし社会階級別の所得の適正化を図ることを主眼として之を推進すること。

わが国産業の再編成を実施するには財政と民間資金からの資本蓄積がいかに進められるかが最大のかきである。政府及び地方自治体が率先して思いきった財政の冗費節約を断行しなければならぬことはいうまでもないが、更に投資財源の全般的確保については、従来以上の計画的配慮を必要とする。とくに投資が産業や国際収支に与える効果とともに、それがいかに雇用や所得効果につながるかの点をも十分検討の上、その推進を図ることが必要である。

とくに人口収容方の見地からは国際貿易主義に対応しつつ国内市場の開発をも図る必要が痛感されるので、投資計画の立案に当っては、国民所得の地方的偏差や社会的格差ができるだけ是正されるよう配慮されねばならぬ。とくに生産的な公共事業の拡大実施は当面の

特別就業対策の一環としても重点的に考慮される必要がある。

また米価や労働賃金についても国民経済の事情とその経済計画的諸段階に依り合理的で且つ弾力的な水準が確保されるよう十分配慮される必要がある。とくに労使間の紛争については、右のような国民的見地から労使協力体制の確立されることを望ましい。

4. 労働市場の近代的需給機能を強化するとともに、労働力人口の合理的構成に努力すること。

今後の労働力人口の急増に対処し、労働市場の需給機能を一そう充実、近代化して労働力の合理的な移動と労働賃金の均衡化傾向を促進するとともに、最近とみに顕著な労働力人口の不健全な膨張傾向を阻止するため教育制度や社会保障その他の行政分野に亘っての総合的措置を講ずる必要がある。

特に現教育制度の全般にわたって専門技術的な教育の徹底を図るとともに、更に広く特殊技能工養成制度の普及を促進することが望ましい。それとともに育英制度の充実を図り、恵まれない子弟にも高等教育への機会均等を確保させることは、生活困窮世帯の保護、母

子世帯の生活保障、養老年金制度などの社会保障的諸措置と相俟って勞働力人口を健全化し勞働市場の圧迫緩和に寄与するところが多いであろう。

なお、海外移住は、資本や技術の国際的交流と相まって、現代世界の人口問題解決の一助となるものであるから、わが国としても之を助成するとともに国際的世論の喚起されるよう積極的に努力せねばならぬ。

5. 当面ならびに将来の情勢に対し、社会保障制度の確立を図ること。

以上の諸措置が今後効果的に採択されたとしても過渡的期間については現在のぼう大な低所得者層を早急に解消することは至難であるばかりでなく、失業者生活困窮者は今よりも増大してゆく懸念も十分痛感されるので、その対策としてより一層の社会保障制度の確立が是非とも必要である。それは当面緊急の人口対策であるばかりでなく、将来の国民経済と国民生活の正常健全な運営のためにも欠くべからざる課題であると信ずる。よって現行の社会保障制度全般について再検討を加え、特に上記のような人口対策観点に立って本制度の拡大運営についての諸方策の早急に確立される

ことと望ましい。

### 3. 緊急措置

少くとも今後 10 数年にわたってわれわれの対処すべき基本対策は前段のとおりであるが、以上の趣旨にそって特に当面早急に着手しなければならない緊急措置を列記すれば以下のとおりである。これらの点につき、政府は可及的すみやかにその実行に着手されたい。

- (1) 速やかに賠償問題を解決し、東南アジア諸国との経済協力を具体化すると共に、その他の諸国との経済協力をも推進すること。とくに農林水産及び工鉱業の各部門にわたって技術及び熟練労働力による協力のできるように努力すること。
- (2) 産業政策に雇用政策的考慮を強く織り込むこと。とくに附加価値が大きく原材料の国外依存度の少ない機械工業や化学工業などの発展を助成するとともに、未利用資源の開発にも努力すること。他面、不急不用投資の抑制を断行し、生産的な投資と雇用の増大を極力助長すること。
- (3) 生産的な公共事業の拡大実施を図り、生産的な雇用



機会の造成に努力すること。また公共事業は必要に依り特例の失業対策事業として之を行なうこと。

(4) 従来の中小企業対策がややもすれば救済措置に過ぎない感みの多い点を反省し、各種金融機関を通ずる財政投資を挺子として中小企業の質的向上と輸出産業化を目標とする再編成を強かに推進すること。

(5) 職業紹介、失業保険などの諸制度の充実を図るとともに、更に積極的に成人労働力の再教育制度についても工夫すること。

(6) 生活保護法による困窮世帯の保護を一そう徹底するとともに、無能力世帯、母子世帯、失業者世帯等その種別に依じて適切な運営措置を講じること。また地方財政が行き詰りつつある現状にかんがみ実情に依り国の負担との調整を図ること。

(7) 結核のような国民生活に致命的な圧迫となっている疾病に対する医療保償を更に徹底的に拡充すると共に、予後の職業補導についても考慮すること。

(8) 科学技術の振興について之を管掌する官庁機構を整備するとともに、その工業化や新規アラント育成のための国費の画期的増額を行ない、科学技術振興政策を

早急發力に推進すること。

(9) 人口対策の見地から経済六ヶ年計画を更に再検討し、対策に遺漏なきよう万全の措置を立案実施すること。

(10) 家族計画を中心とする新生活運動が国民運動として注長しつつある気運に留意し、政府に於てもその発展に協力すること。

当面緊急の諸措置は以上のとおりであるが、之らについてはもちろん、広く長期の総合的人口対策を立案推進するため、政府は行政全般の機構と運営について再検討を行うとともに、とくに人口対策を管掌する専任部局を設置し、関係各省庁との連絡の下に之が不断の検討と具体化にあたらせるよう早急に処置せられたい。

# 潜在失業対策に関する決議

昭和33年4月16日

## 人口問題審議会

### まえがき

かつて、本審議会は、昭和30年8月の「人口収容力に関する決議」に際して、わが国当面の人口問題の中心が雇用問題にあることを明らかにし、その打開のための努力を要請した。

戦前の多産多死型の人口動態は、戦後決定的に少産少死型のそれに移行するに至ったので、わが国人口は、いま、既往の多産と現在の少死とがかさなり合つて、生産年齢人口が異常に増大する転換期の苦難に直面している。このような人口の構造変動から必然化される雇用問題の重大性についての本審議会の見通しは、その後の雇用状況の推移の中でいよいよその確証を加えつつある。

この一両年向日本経済はその量ならびに質において著しい

成長を示し、激増する労働力を大過なく吸収しえたばかりでなく、雇用構造の近代化と高度化へのきざしも窺われるに至った。

しかしながら主として工業部門に吸収されたこれら労働力も、その大部分は臨時工としての、乃至は中小企業部門での雇用の増加であつた。生産性も低く、所得も極めて少く、労働時間も正常でない。いわゆる不完全就業層はここでもなお玄況に存在している。

世界的にも注目の的となつた経済の驚異的拡大のなかにおいてすら、このような状況であつたことは、わが国における雇用関係の正常化がいかに根本的な対策を必要とする困難な仕事であるかを痛感せしむるに足るものである。そのうえ、今後のわが国の経済成長のテンポは、多くの専門家に指摘されているとおり、今までのように高いものではありえないであらう。現に昭和32年12月7日に発表された新長期経済計画においても、より低い成長率が採用されている。

もしもそのように今後の経済が進むとするならば、雇用状況の改善には従来にましてさらに格段の努力を必要とするであらう。もしも政府が来るべき時期に雇用や所得の不均衡是正について特段の施策を行ないえないとするならば、正常な雇

用の吸収はより停滞し、賃金や所得の格差はより拡大して、  
国民経済の正常な発展そのものが阻害されるおそれがある。

本審議会はこのような観点から、特に潜在失業を中心とし  
て現状の分析を行い、とらるべき対策の方向を明らかにしよ  
うとするものである。

ハ、本決議がここに特段の対策の対象としてとりあげる潜在  
失業とは表面からみれば就業であるが正常な就業と見るこ  
とのできない就業である。

いいかえれば、それは就業というよりも失業の一形態と  
見られる就業である。わが国では不況期においてさえ失業  
者が顕在化されることはきわめてすくない。人口増加の圧  
迫を背景とする雇用の相対的不足は失業としてあらわれる  
ことなく、あたかも武蔵野の逃げ水のように、潜在失業と  
して吸収されていく、それはわが国特有の経済構造と深く  
むすびついた現象であった。

したがってこのような潜在失業は今までは普通のことと  
して見逃され、真剣な政策の対象として取り上げられるこ  
とがなかったといつてよい。

え、しかしながら、最近の状況の変化はこの問題について真

剣な考慮を払ふ必要をいよいよ痛感せしめる。周知のように大企業を中心とする産業部門は、世界市場での貿易競争にそなえて最近より一層設備の合理化、拡大に、技術の改善に努力を集中しつつある。

しかしそこでは生産増大の反面、労働節約が行なわれている。これらの部門では賃金や所得は強力な労働組合の存在もあつて、比較的高く保たれている。しかるにこれと対蹠的に前近代的な労資関係にたつ中小企業や家族経営による零細企業、さらに農業部門では、資本や設備の相対的不足を賃金や所得の低下によつて補強してゆかねばならないために、そこに雇用される労働力の潜在失業的性格をいよいよ濃化せざるをえない。このようにして経済雇用ならびに所得の不均等な発展が行なわれるならば社会的緊張の増大を招くこととなるであらう。

わが国経済がその特殊な構造の中で今まで大過なく収容してきた大きな人口増加が深刻な人口問題としてとりあげられなければならない理由もまたそこにある。

- 3、戦後十年すばらしい成長をとげてきたわが国経済も、この問題を解決することなしには今後ひきつづいて正常な前

進を行うことはできない。潜在失業の存在は今や大きな社会不安の温床とさえなりつつある。景気変動の波も人口増加の趨勢も、いまは最も苦難な時期に差しかかっているが、国民経済の今後の正常な前進のためにわれわれは当面の応急処置に終始するだけでなく、同時に勇気と決断をもって潜在失業問題の重大化する国民経済の場そのものの改編作業に手を打たねばならない。わが国人口問題の解決もそれをおいては望むべくもないであろう。

## 才ノ部 現状の分析

最近の増大しつつある就業者のうちには、短時間就業、就業の不規則、収入の不足、その他の原因によつて追加労働力あるいは他への転業を希望するものが多い、これらはとりもなほさず、潜在失業増大化の一つの指標であるが、その分野は、わが国産業のあらゆる部分に及んでいる。大企業においても臨時工や日傭労働者の存在はその別個の姿である。極めて概括的にその特長をあげてみると以下のようである。

1、農業では、その労働力吸収の母胎である耕地面積が、戦後縮小している。多角経営への進歩、土地利用の高度化はこれを大きく相殺してはいるが、耕地面積が実質的に拡大されたとまではいえまい。之に対し農業に依存する労働力は戦前よりもかなり多い。もちろん農業部門における終戦直後の超過剩的な就業状態は今ではほぼ旧に復したといつてよいが、しかし、農家の兼業が中、上層農家にまで増大傾向を示しているのは、この部門における労働力の過剰が新しく濃化している証左といえよう。

戦後農業技術は格段に進歩し、農業生産力は着しく上



早した。それは新しく農家の階層分解をおし進め、農業からの離脱を必要とされる非生産的農家を増大させている。

その一部は最近急速に脱落しはじめるに致ったが、しかし彼らの大部分はまだ完全に離農あるいは離村できずに猫額大の土地にしばりつけられている。

2. 林業と漁業では賃労力の占める比率が大きいが、これらの賃労力にはまだ多分に古い雇用関係が残っている。それと平行してまた双方とも農業との兼業が著しくおおい。

特に漁業における就業者総数の三割は、潜在失業的状况といわれているが、家族全員の雑多で且つ不完全な労力所得をよせ集めて生計を立てているそのような零細兼業家の生活体制はその過剰労力を近代的工業その他の産業の労力に転化させるのに極めて困難な事情にある。その点は零細兼業農家の場合もまたおなじである。

3. 戦後は農林漁業部門も、経営合理化の必要に駆り立てられるに至ったので、戦前のように都市の失業を吸収す

る野水池的な役割は最早はたさなくなった。それだけに都市での潜在失業は戦後とくに深刻な様相を呈するようになったといえる。都市での中小企業、零細企業の比重は戦後も圧倒的に高く、雇用の吸収を担当しているのは主としてこれらの部門である。しかし工業の分野をとってみても、低賃金層にぞくしているものは大きい。

また、戦後増加した就業者の大半を吸収した商業とサービス業での就業のうちには、合理的な雇用形態とはみなされない部分かはなはだ多い。

なお、主として自己の住居で内職に従事している家内労働では委託者側からの一方的な契約に束縛され、余りにも低い報酬が支払われている。労働は著しく苛酷であるにもかかわらず、それから得られる報酬は家計収入のほんの支えにしかなっていない。しかもこのような部門が今や都市生活の底辺に漸次拡がりつつある。

々、今や宏況に、潜在失業的な症状が一般化しつつある。その全貌を単一の指標によつて計量することは多少問題はあるが、労働力調査の結果によれば、全就業者のうち、週35時間ないし48時間というもつとも正常な形

の就業者はあまり増加せず、週20時間未満あるいは週60時間以上の短時間就業者と長時間就業者が年々著しく増加している。

特に非農林業の自営部門ではこのような傾向が著しい。潜在失業的就業増加の一端はここにもはっきり窺われよう。

5. 以上のような傾向は中小あるいは零細企業部門において典型的に現われているが、正常な就業を保持している大企業もしくはこれに準じる部門でも、たとえば臨時労働者にみられるような潜在失業的な現象が普及しつつある。

これらの臨時労働者は、今では、季節的労働者や見習工、あるいは退職後の老令者の労働というようなものではなくて常用労働者と同じ労働力が同じ労働に従事しながら、異った賃金と労働条件におかれているのである。

すなわち臨時労働者として採用されたために、雇用関係が不安定であり、退職金その他の保障的制度からも除外されていることが多い。

6. またこうした臨時労働者のうちで最も窮迫した層が職業安定所の窓口にあられる登録日雇労働者である。日雇労働者は戦前主として農村の零細層から横すべりの形で移動してきたものであった。

それが現在では、主として都市の諸産業からの落層人口によって占められるに至った。且つそれは一時的、待期的なものではなく、恒久的な形に変化し、失業対策事業の就労者にみられるように、一種の常時定転化の傾向を示すに至っている。

7. こうした潜在失業はやがて公的扶助の対象として沈黙していく。もちろん、被保護層は働く能力としての労働力からみれば失業とは異なる性格のものであろう。本来は貧困と失業とは区別すべきものである。

しかしわが国のように、失業が失業として顕在化しないところでは、経済的にも、肉体的にも労働能力上のけじめは明らかでない。いかえれば貧困と失業とが隣り合せ、且つ、重なり合っているといえる。潜在失業の日本的形態の一端にこうした被保護層があることも忘れてはなるまい。

8. 最後に、新規学校卒業者についてみると、日本の産業は、既就業の経験者よりも未就業者として新規学校卒業者を需要する度合いが大きいために、新規学校卒業者の就取率は比較的好調を延つている。農業その他の自家営業の家族従事者として残る者も最近はいちじるしく減つてきた。しかし自家以外で就取する新規学校卒業者の大部分は中小及び零細企業に吸収されているものであることを忘れてはならない。

以上のような種々の姿をとっている潜在失業の共通的な点は、(1) 低い所得、(2) 正常でない労働時間、(3) 不安定な雇用関係であり、またこれをその発生する産業の場からみると中小、零細企業や自営部門が多く、これら部門に共通な低い生産性が労働力の過剰供給に支えられていよいよ痼疾化しつつある点にある。

その実態を正確に計量することは、それが多岐多端な姿をとっているために、ほとんど不可能事にちかいが、仮りに現在国の公的扶助の対象となっている被保護世帯とほぼおなじ程度、またはそれ以下の生活をしている低消費水準世帯だけを取りあげてみると、その総数は、昭和31年々

月の厚生行政基礎調査の結果によると、被保護世帯も加えて246万世帯、その世帯人員は113万人で、総人口の12パーセント余に及んでいる（昭和32年「厚生白書」参照）。そしてこれら低消費、低所得世帯内で何らかの収入活動に従事している労働力の総数は430万余と概算されるが、それはわが国の全労働力の約11パーセントを占めて、その膨大な底辺を形成している。もちろん、これらの労働力の中には、世帯主の所得が改善されることによって乃至は社会保障の拡大強化されることによって当然に非労働力化されるべきものも少なくないが、正常な労働力の所得の不足がおなじような低所得就業を更に増加させてゆく潜在失業の悪循環的拡大の姿は、これら最低生活者層において最も典型的に現われており、わが国今日の労働事情全般の向題点を示唆して遺憾ないものといえよう。

### 労務部 対策の方向

以上のように広汎かつ多量に存在する潜在失業に対する対策が容易に確立しがたいことはいうまでもないが、可能なかぎりその対策を推し進めること。

しかも経済ベースの上でその解決にむかって努力を集中することが肝要である。かつての過剰人口対策が、失業を顕在化し、その動きに対して対策を講ずるという方向をとらず、たとえば帰農政策のように却つてこれをより潜在化そうとする方向がうちだされたことは、甚だ遺憾である。

わが国の労働市場は、労働力への需要が旺盛なときには、供給力が上昇し、その反面不況の場合には、供給そのものが減退するというようような形をとらなかった。その結果は経済政策上の焦点がつかみにくく、失業対策は経済外的な救済政策的な方向をとらざるをえなかった。

このような点にかんがみて、潜在失業についてその経済的背景をできるかぎり明らかにすることにつとめ、そのうえにたつての妥当な対策をつくり出すことが必要である。

潜在失業を生起せしめている一番の原因は国民経済構造上の欠陥の痼疾化であり、その根本事態の変更改善に政府と民間との協力体制の整備が必要である。もしもこのような整備が行なわれるならば、たとえ今後経済成長のテンポがスロウ・ダウンするとしても、解決に一步近づくことは可能であると信ずる。

この点について本審議会がさきに決裁した人口収容力に

関する対策を改めて想起したい。それは一方においては歪  
曲的観点から雇用の増大を中心とする計画的な産業の再編  
成を、また他方、これと併行して失業対策、社会保障の充  
充整備を、いかえれば画期的、総合的な対策の樹立と推  
進により解決の方向へ近づくことを要請したものであった。

現状についてもこの点は十分妥当な見解だとかんがえら  
れる。

このような観点からさし当つての方向と問題を列記して  
みると以下のようなものである。

1. 農村はかつては過剰人口のプールであった。その低所  
得が主として都市における低賃金と密接につながり戦前  
の日本経済の拡大の基盤を提供していた。

しかし戦後ではこれらの状況は大きく変化している。  
農地改革による自作農化は、戦後農業技術の画期的進歩  
や農業部門に対する財政支出の画期的増大と相まって、  
農家所得を大巾に増大させ、また農業経営に歪曲計算の  
精神をつよく導入するに至った。戦前農村が受けもつて  
いた不況の場合の失業者のプールとして社会的機能に着  
しく少なくなってきたのもそのためである。



しかしながらこのような前進は、最近の兼業農家の増加に見られるように、同時に農民の階層分解を一段と上げしいものにさせており、潜在失業問題を新しく濃化させている。農業人口の合理的収縮は今こそ現実の政策課題となってきたといえよう。

急激な農業政策の変更はのぞみえられないけれども、この部門の過剰労働を新しい土地造成を通じて収容するとか、他の産業部門へ移出するとかの措置を促進することはわが経済政策の大きな課題として打ち出さなければならぬ。

また農業部門とそのまま同一ではないが、林業や漁業部門についてもこれに準じる対策の確立が要請される。

え、雇用の新規の吸収は、諸種の中小企業やサービス業にまつことが多かったが、中小企業における低賃金は、中小企業の輸出に占める割合の大きさからみても、ソーシャルダンピングのそしりをうけやすく、それだけ貿易市場の拡大に阻害要因となりやすい。

その上、中小企業での低賃金の存在は、あるいは大企業の合理化にも反作用し、大企業の生産力の上昇を阻害

するとともに、また大企業における生産品の国内市場を狭くし、機械工業など雇用吸収に寄与する産業の発展をマイナスにしている。

しかしながら資本蓄積には自ら限度がある。その上国際収支に依存する度合のつよいわが国では内需偏重の経済拡大は早期に行詰りを露呈する。従って、長期的な観点に立つてこの中小企業と基幹産業との二重性的存立また相互の悪循環をできうるかぎり打ちきるための方策が樹立される必要がある。

3. 臨時労働者の越大な存在は労働生産の上では賃金や労働市場の流れを徒らに混乱させるおそれがあるので、その正常化のための対策が推進される必要がある。

4. 現在の生活保護法、また社会保険制度、さらに失業対策事業などは相互に密接な関係をもつべくして、十分行なわれていない。その結果潜在失業対策の効果は大きく減殺されていると考えられる。これらの費用はなお年々増加してゆくが推察されるけれども、その使用についてもっと効率をあげる必要がある。

潜在失業対策は孤立し切離された対策では効果がすくない。国民経済の発展、高度化をもたらす長期の経済政策ないし経済計画と併行して、その内部のマイナスを調整するための総合的な均衡をえた対策とならねばならない。しかも内部的な不均衡の是正は今や緊急の必要に迫られている。人口の圧迫が戦前よりもなお甚しいことを考えれば、現在の表面的な安定の中により大きな苦悶と矛盾が存在しているといえるかもしれない。

もちろん人口増加の圧迫はそう長期につぐいてゆくものではない。出生率の低下にともない将来は労働人口の増加は漸減し、それを上回るような労働力の需要を生じる場合もないとはいえない。

しかしそのような時期に国民経済の全般的な近代化を実現し国民生活水準の画期的な上昇を期待するには今から打つべき手を打っておかないと手おくれになる。

労働力の移動は単に頭かすのやりくりだけで実現されるわけではない。労働力の不足が労働力の過剰と同時に発生することが国家経済にとっては最も不幸な事態といわねばならぬ。

本審議会は、当面の困難な諸情勢を十分に考慮しつつも、

今こそ若年失業対策が軌道にのせられるべき時期であることを広く朝野に訴えることを至当と考える。

### オ3部 対策の内容

以上の観点に立つて、当面実施されるべき若年失業対策をあげれば以下のようなものである。

ノ (産業政策の基本方向) そのオノの方策は国の経済政策なくして産業政策の確立である。経済成長をできるかぎり安定性の上に極大化するための国の経済計画なし政策がうち立てられなければならない。この観点から本審議会は最近発表された新長期経済計画に大いに期待するものであるが、経済計画の策定に当り雇用の吸収、とりわけその質的改善についてできるかぎりの配慮を望みたい。しかもそれは従来のように一律的且つ抽象的でなく、各産業、各地域における労働の吸収度についてそれぞれ検討を加えた具体的なもの、今後の指針となるものを望みたい。

の 農業部庁では、上述のような戦後農業の新動向に即応して、農業の生産性を国民経済の進歩に遅れないように格段に向上する方針を確立するとともに、国民経済全般が次第に近代化するに依り、農業政策は漸次経済政策としての性格に徹することを望みたい。

単に過大人口の収容の場となりがちな農業経営を企業としての基礎の上のせることは、国民経済における跛行性を是正するうえに効果的な方法であるばかりでなく、人口収容力を健全化し、人口の過当な増加を適正化するためにも重要な施策であるとの認識に徹底し、これに基づいて国民経済全般にわたる政策が実施される必要がある。

そのような見地からの際特に強調したいのは、すでに農業離脱過程にある零細兼業農家に対する対策である。具体的な点については更に検討を要するけれども、これを農業以外に吸収する積極的な転換方策を産業政策全体としてうち出すべきである。

林業、漁業における潜在失業対策についてもこれに準じた対策がとられるべきであろう。

(2) 国の経済計画における投資計画の策定については、単なる資本効果のみならず、雇用効果についても十分な検討が必要である。

このような観点からいえば、いわゆる重化学工業中心主義、もしくは基幹産業中心主義の経済運営は必ずしも効果的方法とは考えられない。

わが国の経済成長は、輸出に大きく依存している。また、輸出産業のなかにおける中小企業の比重がきわめて高い。これらの事情を考えると、今後の世界貿易の需要構造が重化学工業化してゆく大勢に順応しながら、特に機械工業やその他の加工産業における経済規模の拡大、生産性の向上にさらに格段の努力を集中すべきである。

(3) 今後潜在失業がより加重されてくると予想される都市の中小企業に対しては、技術、設備、経理にわたる内部的諸条件の改善にさらにより一層の努力を集中し、企業の体質改善を行う必要がある。老幼、男女さまざまな労働力編成上の不均衡ならびに労務管理の不整備に対しても、自らこれに対処していくやり方が必要で

ある。それとともに、可能なかぎり組織化の道を制度化してその存続を保証し、大企業との間の分野協定、取引条件の標準化、公正化の措置を講ずる必要がある。要するに中小企業の近代化に漸次拍車をかけつつ、拡大を促進することが切望される。

ス。（最低賃金制度その他）しかしながら、単なる経済的合理主義の観点からのみ潜在失業対策を進めてゆくことはできない。解決はもつと緊急を要するのである。したがって、すでに現実に存在している潜在失業的就業部分に対しては、直接その失業的性格をなくするための対策をとる必要がある。

このような観点から特にここでとりあげることをお願いしたいのは、最低賃金制度の実施である。周知のようにすでに労働基準法中に最低賃金制度が制度として定められていることをはっきり再確認して、「最低賃金制度」をできるかぎりその軌道にのせるよう措置することが必要である。

これとともに家内労働法を制定し、内転その他の低賃金による労働強化に対しても、公正な基準を導入すべき

である。

(1) 最低賃金、家内労働法は原則として全国一律に実施されることが望ましいが、それは一挙には困難であろう。このような制度を早急に実行することによって反面に生じる中小企業や零細企業の業者の生存の基礎をうばったり、また違反を余りにも拡大していわゆる正直者を馬鹿な目にあわせるような予信や摩擦をつくりだすことは決して当をえた方策ではない。

企業の特異性や地域的事情を十分頭に入れて漸次進めてゆかねばならないであろう。

しかし政府はこのさい長期経済計画とにらみあわせて将来における完全実施を目標としてそれに向って前進を開始することが必要である。

(2) 差し当って局部的、暫定的に実施さるべき最低賃金制度も、単に業者間協定を事後的に公認するというような仕方だけでなく、政府または中央、地方の賃金審判会の積極的な参与と指導が必要であろう。

また最低賃金制度の実施が最も必要な産業分野は雇



構者の組織の最も薄弱なところであるから、その実施に当っては彼らの意見が十分に反映されるよう制度上の考慮が払われることが望ましい。

- ③ 最低賃金制度や家内労働法の設定とともに生活保護、それに健康保険ならびに失業保険などの社会保険制度、さらに日傭制度や失業者救済のための公共事業、また未就業失業者保護などの全分野に亘って、再検討が要請される。

これらの諸措置が全般的に拡大されることが必要であることはいうまでもないが、国の長期経済計画を中心としてそれぞれの位置づけが行なわれることが先決である。そのような立体的な、厚生、労働行政を通ずる体系化が行われなければ、潜在失業対策は真の意味では前進できそうもない。

3. (財政措置と国内体制の整備) 戦後の経済復興のテンポは目ざましかったといっても、一方では人口が異常に増加し、また他方では国際経済競争に伍して産業の合理化と高度化が、つよく要請されているのでわが国の産業水

率と資本蓄積力はまた低い。それだけに潜在失業対策を効果的に進めてゆくことは決して容易な業でない。

しかし潜在失業層の累積によって、深刻化されつつある社会悪や社会不安は今のまま放置することは許されない。

当面可能なかぎり安定的な経済成長をはかり、正常な雇用の増加につとめながら、低所得、低雇用の改善のための措置を拡大してゆかねばならない所以もそこから生じる。

一番必要なのはそのための行政機関相互の緊密な連繋と国家予算の増大である。

現在の税負担は戦前よりも重いから税負担を軽減して民間における資本の蓄積をはかる必要のあることはいうまでもないが、国民経済の全般的な発展と国民生活水準の全般的な上昇を保障するための諸対策については、優先して国費の重点的な投入を行う必要がある。

潜在失業発生の原因をたつためには、以上の措置だけではなしに、教育制度の刷新、特に産業教育や職業訓練の徹底、海外移住の促進等の措置も要請される。

しかし、本決試においてはなによりも潜在失業と正面

からとりくみ、これを漸進的に改善しようとする政府と  
国民の覚悟、それに裏づけられた国内体制の整備を要望  
する。

以 上

## 附 帯 決 議

潜在失業の実態についてはすでに各種の調査研究が行われているけれども、政府はこのさい対策実施の根拠となりうるような全国の実態調査を定期的に行うよう措置されたい。

# 人口資質向上対策に 関する決議

37.7.12

## 前文

人口資質の向上対策は、恒常的重要性をもつものであって、すでに厚生省をはじめとして関係各省の諸施策は幾多の実績をおさめている。それにもかかわらず、ここにいっそう積極的な資質向上対策の推進を要請し、そのあり方について所見を明らかにするには、ひとえに次に示す理由によるものとする。

1、経済成長政策は、すべての国民が健康で文化的な生活を営む福祉国家を実現するための手段であるが、経済活動のにおい手は人間であり、体力、知力および精神力の優秀な人間に待つのでなければ、経済成長政策は所期の目的を達成しえないであろう。

わが国民の熟練的技能の優秀性と勤働性は、戦後の経済復興に大きな貢献をしたが、今後、世界の経済交流が自由化するにつれますます技術革新が進むであろう。この技術

革新に即応することのできる優秀な精神及び肉体をもつ人間を育成するためには、特に学校教育ないし社会教育の充実につまべき点が少ないか同時に人間能力の開発にはその基本的前提である人口資質の向上とその基礎条件の整備に留意しなければならない。

しかし、現在のわが国においては、経済開発に重点が傾きすぎて、社会開発あるいは保健福祉の向上を軽視するきらいがある。このまま推移すれば、経済開発の成果を期待しえないばかりでなく、経済開発の主体である人間の福祉を犠牲にするおそれなしとしない。

資質向上対策の推進にあたっては、経済開発と社会開発とが均衡を保つよう特別の配慮が必要である。

2. わが国の人口動態は、戦前の多産多死型から少産少死型に急速に移行したために、人口構造は必然的に変化し、人口のなかに占める若壮年人口の割合は加速的に減少するものと予測される。

次の世代に、社会活動の中核に立つべき若壮年人口の割合が減少することは、現に先進国が当面している労働人口不足の悩みを、将来、わが国も経験する危険をはらんでい

る。

しかし、いま、雇用構造が近代化されず、労働力の適正有効な配置がなされていないわが国の現状をかえりみれば、フランスの人口増加政策に追随することは必ずしも賢明であるとは考えられないので、全年令層を通じて、殊に若壮年人口死亡率を極力引き下げるとともに、体力、知力および精神力において、優秀な人間を育成することによって、将来の労働人口不足に対処する必要がある。

さらに、人口構成において、欠陥者の比率を減らし、優秀者の比率を増すよう配慮することは、国民の総合能力の向上のための基本的要請である。

## 対 策

- ／ 健康と体力—精神力を含めて—の増進ならびに体質の改善健康で、しかもすぐれた体力—精神力を含めて—は、人間自体の福祉と社会活動の基盤である。健康と体力の増進は、教育とならんで最も重要な資質向上対策であり、人間能力開発の前提である。

今こころみに死亡率をみれば、すでに著しく改善され、欧米先進国の水準に到達するにいたった。しかし、これ

等の国々は、わが国より老齡人口の占める割合が多く、  
このような人口の年齡構成の差異を考慮するならば、わ  
が国の死亡率は未だ満足すべき状態ではない。現に年齡  
別死亡率をみても、いずれも年齡においても、欧米先進  
国のそれとくらべて、なお遜色がみとめられる。

このことは、死亡率改善の余地があることを示すもの  
であって、今後、医療対策にとどまらず、疾病の予防対  
策を一段と強化する必要がある。

国民の健康と体力を増進させ、ひいては、国際的に比  
肩するに足る人口増殖の育成を図るには、死亡対策だけ  
では十分でないのであって、積極的に健康増進と体力強  
化の対策を講ずる必要がある。このために、胎児から高  
年齡層にいたるまで、全人口を通じて、健康増進のため  
の施策を体系的に整備し、栄養改善体力育成、精神衛生  
などの指導を効果的に行なうべきである。

なお、国民の健康と体力の問題に関連して、健全な肉  
体や精神をむしばみ、資質向上への意欲さえ失わせる恐  
るべき麻薬中毒に対し、この際抜本的措置をとり、その  
絶滅を期するよう努力すべきであり、このことはわが国  
人口の資質向上のため一日もゆるがせにできない問題と



考える。

## 2 幼少人口の健全育成

幼少人口は、将来の経済活動と社会発展のにない手であるから、その健全育成政策は特に重視する必要がある。

児童福祉行政も、この観点から次の諸点に留意して、推進されるべきである。

### (1) 乳幼児、妊産婦対策の推進

乳児死亡率は、戦後、大いに改善されたが、欧米先進国にくらべると、なお改善の余地が少なくない。

幼少児死亡率の改善は、乳児死亡率の改善にくらべてはるかにおくれている。主要原因の一つは、幼少児に見られる事故死の頻発であって、1歳～14歳における死因の第1位は、不慮の事故死である交通事故や水死から幼少児の生命を守るのでなければ、幼少児の死亡率改善は所期の目的を達成しえないであろう。

幼少児の事故死を防止するには、保護者はもとより社会一般の慎重な保護監督を必要とするとともに児童遊園など安全な遊び場を確保すべきであり、なお、家族制度の近代化、婦人の取場進出、農村労働人口の女

性化などの現状にかんがみ、乳幼児の心身の健全な発達を図るため、農村、都市をとわず、保育所の増設等乳幼児保育対策の強化が必要である。また、幼児においては、疾病による死亡率も決して満足すべき状態ではない。

幼児の一斉検診の徹底をはじめ、公衆衛生施策をこれらの年齢層に十分浸透させることが必要である。

さらに、農村における乳幼児死亡率が都市のそれにくらべて高率である点にかんがみ、農民の生活に直結した保健婦のネットワークを確立するとともに、保健福祉サービスの提供について公私の協力をえて、その推進体制を樹立すべきである。

妊産婦死亡率も、欧米先進国にくらべて、なお相当に高率である。また人口妊娠中絶が依然としてひんぱんに行なわれており、人命尊重、母体の健康保持の面からも極めて憂慮すべき傾向にある。このような事情にかんがみ、妊娠中毒、分べんに伴う出血子宮外妊娠等妊産婦の死亡の主要な原因に対する施策を強化するとともに、人命尊重、母体保護の見地から人口妊娠中絶の濫用を追放し、計画的な受胎調節による合理的な

家族計画の推進および助産対策の強化に努めなければ  
ならない。

ことに、妊娠中毒は、精神薄弱児出生の要因の一つ  
となることが多いとみられるので、この見地からも、  
妊産婦対策を強化することが必要である。

#### (ロ) 少年非行対策の推進

少年の非行件数は、近年、増加の傾向が著しく、こ  
とに、14歳以下の少年の非行の増加は誠に憂慮すべき  
状態である少年の非行問題は、単に警察の取締りによ  
って解決できる性質のものではない。少年をして非行  
に向わせる原因の一つは、健全な遊び場の不足と不良  
文化散のはんらんであるといつてよい、いかえると、  
少年の健全な発育をさまたげているものは、不良の社  
会環境である。少年の非行化を阻止するためには、社  
会環境を整備浄化する必要がある。

第二の理由としては、非行少年の家族が少年の教護  
に無関心であるか、無関心でないまでも、どのように  
して少年を指導育成するかは無知である場合が少なく  
ないことである。

とくに、農村から都市に就学した少年については、

これらの要因がからみ合っ て新しい環境に順応しえな  
いで非行に陥る場合がある。

これらの争情にかんがみ、少年の徳性発達を害する  
不良文化欺こにいかかわしい 書画や映画などを排除  
するとともに、家庭の両親や保護者はいうまでもなく、  
社会一般も少年の補導育成にいっそうの熱意をもつべき  
である。

しかし、少年の補導育成には、心理学的、社会学的、  
医学的知識を必要とする場合が多く、両親の手におえ  
ないケースも少なくないから、児童相談所を増設して  
問題児をもつ両親の相談と指導に当らせ、また高度の  
技術と訓練を受けた福祉職員を増員して指導的パトロ  
ールに当らせる制度など有効適切な指導網を確立すべ  
きである。

また少年を善導する措置として、児童館その他児童  
の健全育成施設の増設、母親クラブ、子供クラブなど  
の地域活動を強力に推進する必要がある。

なお、少年の非行向疑は警察庁、法務省、厚生省、  
家庭裁判所等各方面に関連するものであり、これらの  
機関が緊密かつ有機的連けいの下に強力な対策を推進

するのでなければ十分な効果をあげえないから政府は総合的対策を樹て、一貫した実施を行なうべきである。

(1) 被保護世帯、身体障害者世帯、母子世帯などの世帯における児童対策の充実

これらの世帯では、栄養事情も悪く、子女の義務教育さえ困難な場合が多い。

被保護世帯は、いまなお60万世帯、160万人の多きを数え、そのうちには80万人もの児童がいる。

これらの児童こそ世帯更生の真のにない手であることにかんがみ、保護基準の引き上げ、その他生活保護制度の拡充強化などによって、彼等の健康度を高め、知的、精神的水準の向上に努めることが必要である。

### 3. 国民の遺伝素質の向上

わが国人口の遺伝素質の向上を図るためには、長期計画として劣悪素質が子孫に伝わるのを排除し、優秀素質が民族中に繁栄する方途を講じなければならない。これがため、善意をもって、思慮深く、結婚、産児をめぐる遺伝上の問題につき、当事者の相談支援に当るべき特別の専門的指導者を養成して全国ネットワークに配慮すべ

きである。さらに、優秀素質者に対しては、育英制度等を適正に活用し、その素質発場の機会を与え育成支援に努めることが必要である。

#### 4 精神障害者と身体障害者に対する支援育成対策

精神障害者や身体障害者に対する支援育成対策は、人間能力開発の観点から大きな意義をもっている。

これらの精神的、身体的障害者のなかには、適切な治療と指導と訓練によって、通常人とほぼ同程度の作業能力をもち、近代的な産業労働者として社会復帰しうる者も少なくない。

ところが、これらの者に対する発見と相談支援等の諸対策は従来、何れもはなはだ不十分であって、彼等の社会復帰を妨げていたと考えられるので、今後、この支援育成対策を促進するため専任技術者の養成をはじめ、徹底的に諸施設を整備強化すべきである。

#### 5 生活環境と労働環境の整備

生活環境と労働環境の整備は、人間能力開発と人口資  
傾向上の基本的条件である。ところが、従来、直接生産

力を増強する生産資本の投下に重点がおかれ、生活環境や労働環境の改善に対する配慮が著しく立ちおくれの傾向があった。

今後中高年齢層の労働人口がその経験熟練を技術革新のため評価されない事態が生じてくるのであろうが、これら中高年労働人口を国民経済に能率的に吸収させる諸般の措置は、今から始められなければなるまい。

また、農村から都市へ就取した青少年は、折来の基幹労働力として重要な意義をもつものであるから、特に生活環境と労働環境の整備に努め、その順応を支援する適切な措置がとられる必要がある。

これらを放置すれば、国民生活上大きな問題となるばかりでなく、人間能力の十分な活用を防ぎ、ひいては経済発展の隘路とさえなっている。

生活環境や労働環境の改善は、人間能力開発と人口質向上に極めて密接な関係をもつものであるから、生産資本の投下に信することなく、社会資本の投下を積極的に行なう必要がある。

## 6. 児童手当の創設その他社会保障制度の充実

社会保障制度の整備拡充は、人間能力の浪費を排除し、労働力の維持向上に極めて有効であるとともに、不安なき生活を保障するものであって、適正強かに推進する必要がある。

わが国の社会保障制度は、体系的にはかなり整備されているが、西欧諸国にくらべるとなお給付水準は低く、ことに家族制度の近代化にかんがみ老後の生活は十分に保障されているとはいいがたいのであって、この点に特別の配慮が必要である。

児童手当制度は、いまだ設けられていないが、児童手当は、幼少人口の資力向上の観点からも、労働力の流動性を高める見地からも、きわめて有意義であって、このさいその創設について真剣に検討する必要がある。

## 7. 保健福祉の計画的推進

経済開発は、社会開発と均衡した形で推進されてこそ初めて有終の成果をあげることができるのである。現在人口の地方分散、所得の地域格差是正等の見地から国土総合開発法その他各種の法律に基づいて、地域開発計画



が大きく取り上げられているが、もし地域開発が経済開発に重点がおかれ、開発の主体である人間を対象とした社会開発を軽視することがありとすれば、保健福祉の向上を阻害するおそれが少ない。保健福祉の向上が阻害されるならば、経済開発の成果も達成されえないことになる。保健福祉を保障されない労働人口は、経済開発の責務を十分に果たせないからである。

経済開発と社会開発との均衡を保つために、保健福祉計画法ともいうべき法律の制度を考慮すべきである。

#### 8 調査研究機関の拡充

わが国の経済発展の将来を長い眼でみると、世界の人口問題、ことにアジア諸国の人口問題の解決に依存するところ少なしとしない。アジア諸国は、わが国に人口問題に関する調査研究の連絡協力を強く要請している。欧米先進国は人間能力開発や人口資質向上にあらゆる努力を傾けているが、これらはわが国における人間能力開発とその基盤としての人口資質向上施策に有用な参考となるにもかかわらず、わが国における調査研究機関はいまたはなはだしく不備であるから、人口問題研究所をはじ

めその他の関連調査研究機関の拡充強化を図り、国際協力を推進する必要がある。

「地域開発に関し、人口問題の見地から  
特に留意すべき事項」について意見

昭和38年8月17日

人口問題審議会

写

人審発 10 号 ~ 2

昭和38年8月17日

人口問題審議会

会長 永井 亨

地域開発に関し、人口問題の見地から特に留意すべき事項  
について、慎重に審議の結果、別紙のとおり意見をとりまと  
めたので、人口問題審議会令第1条の規定により、具申する。  
地域開発は将来のわが国の経済と社会の体質を決定する重要  
な問題である。政府をはじめ地方自治体その他関係機関は、  
この意見書の趣旨に沿いすみやかに所要の措置をとり、地域

開発が真に福祉国家実現のための強力な手段となることを強く希望する。

## 第一部 基本的考え方

### 1 地域開発の重要性

地域開発は、現下わが国重要課題の一つである。国土総合開発計画、新産業都市建設促進法をはじめ、地域開発に関する多種多様な計画や構想が、国、地方自治体その他の公私の機関によって示され、一部はすでに実施段階に入りつつある。

地域開発の課題として、通常地域格差の是正と人口及び産業の地方分散の二つがあげられる。現在のわが国産業の地域構造の上に経済の高度成長が続けば、相対的に生産性の高い産業を受けもつ既成の大工業地帯を中心とする地域と、相対的に生産性の低い産業を受けもつその他の地域との地域格差はますます拡大する。また既成の大都市、大工業地帯における人口と産業の過度の集積が用地、用水、交通等の隘路を激化させていわゆる集積の利益以上に過密の弊害をもたらし、わが国経済の高度成長阻害要因となるに至っている。

地域開発は人口問題の見地からも重大な課題である。最近におけるわが国の人口の地域間移動はこれまでにない大

規模かつ急激なものとなった。それは一方ではごく少数の大都市に対する人口の過度の集中をもたらし、住宅難、交通まひ、水不足、公害の累積など幾多の弊害を生じさせている。他方農村における若年生産年齢人口の流出が著しくそれが農業人口の老令化、女性化をもたらし、農業の近代化に暗影を投じているばかりでなく、従来の農業の維持すら困難とするところもあらわれている。

もともと人口移動を促している要因にはいろいろなものがあるが、人口問題の見地から最も重要な要因は経済水準のみならず、生活水準、文化水準等各種の水準の着しい地域格差であり、これらが相対的に高い大都市に向って人口が移動することは、いわば各種の地域格差に対する人口の順応運動であり、均衡化運動であるといえるにもかかわらず移動人口の集中する大都市と移動人口の流出する農村において生じている多くの諸問題は、人間能力の向上と十分な発揮を妨げるのみならず、人口の資質を低下させ、その再生産能力を荒廃させるおそれがないとはいえない。ここに人口移動の規模と速度を全面的に調整し、人口の適正な地域的再配分を促進する必要がある。こうした意味において工業化特に雇用量の多い工業を地方に分散、発達させ

ることを中軸とする適切な地域開発の実行は、人口問題の見地からも最も望ましいことであるといわなければならない。

## 2. 地域開発の理念

地域開発が人口問題の見地からも重要な課題であることは以上述べたとおりであるが、問題はそのすすめ方にあり、それは将来の日本の経済と社会の体質を決定するといつてもよいほど重大な意味をもつ、これについての基本的考え方として人口問題の見地から特に次の二点を強調したい。

第一は、福祉国家建設の見地から地域開発の理念乃至究極の目標は、人口すなわち国民あるいは地域住民の真の福祉の向上にあるという点である。経済の成長発展も究極の目標は国民福祉の向上になければならないのであるが、実際に行なわれている地域開発をみると、産業の発展に重点がおかれるあまり、ややむしろ、地域住民の真の福祉の向上がなおざりにされているうらみがある。そのため開発がすすむに従って、逆に住民の福祉という観点からすれば多くの問題が生じてきている。このような産業偏重の考え方を改め、開発の主体が人間であり、開発の目的もまた人間であるという人間中心の考え方で地域開発をすすめなけ

れば、真の意味における福祉国家を実現するための手段とはならないであろう。

### 3. 経済開発と社会開発の均衡

第2は地域開発においては経済開発と社会開発とが均衡のとれたものでなければならないという点である。ここにいう経済開発とは工業を中心とする各種産業の経済的面の開発をいい、社会開発とは都市、農村、住宅、交通、保健、医療、公衆衛生、環境衛生、社会福祉、教育などの社会的面での開発をいう。経済開発の直接の目的が生産及び所得の増大であるのに対し、社会開発は直接人間の能力と福祉の向上を図ろうとするものであることはいうまでもない。

経済開発と社会開発の均衡ある発展の必要性については、国際的にも認識が高まってきており、たとえば国連総会においても1961年12月18日「経済成長と社会開発の相互作用及び種々異なる経済社会制度をもつ国々の貴重な体験を考慮に入れて均衡のとれた経済開発、社会開発の問題に特別の注意を払うこと」が決議されている。

このような観点からわが国の地域開発に関する計画や構想をふりかえると、諸外国の地域開発の課題と発展段階の



程度によるところもあろうが、経済開発に対応した社会開発は全くないか、あつたとしても着しく立ちおくらせている。人間の福祉の向上という地域開発の究極の目標を達するためには、地域の発展段階と特性に応じ、経済開発と均衡のとれた社会開発計画を樹て、これを強力に実施することが不可欠の条件である。社会開発はそれ自体独自の価値と必要性を有するものであるが、同時に経済開発を実施する条件を整備し、また、経済開発の結果発生する摩擦を除去すること等によつて経済開発を有効、円滑にすすめる手段ともなるであろう。また地域開発にあつては日本の美しい自然やわが国古来の貴重な文化財の保護も人間の福祉という観点から特に留意しなければならない。

## 第二部 留意すべき主な事項

地域開発に関しては種々の見地から論ずることができるが、以上述べたような基本的考え方に立つて、人口問題の見地から留意すべき具体的問題点のうち重要なものをあげれば次のとおりである。

1 人口構造の変化に伴う生産年齢人口増加の縮小と中高年

## 問題

今日いわゆる地域開発は、まだ多くのものが計画あるいは始まったばかりの段階であるが、将来においていずれも多くの労働力需要を見込んでいる。しかしながら周知のとおり戦後の出生率の激減に伴う人口の年齢構造の変化は、昭和40年以降、生産年齢人口特に若年生産年齢人口の増加を急激に縮小させ、進学率上昇に伴うその労働力化率の引下げと相まって、若年労働力人口の増加をさらに減らせる。この時期は丁度地域開発が実際に稼働を開始する時期にあっており、このような若年労働力人口増加の急激な縮小が開発のため必要な若年労働力の需要に適合が生じて、その確保を困難とし、地域開発の進展に重大な影響を与えることが予想される。地域開発計画の策定と実施にあたってはあらかじめこの点に十分留意し、地域間及び産業間の労働力の適切な配分を考慮しておくことが必要である。

他方、このような若年労働力の不足が予想される反面、中高年労働力については少なからぬ余剰とその滞留が予想される。中高年労働者は労働生産性の低い自営業や中小零細企業に次第に滞留する傾向にあり、大企業においても終身雇用制と年功序列型賃金に支えながらも次第に非能率的

な存在になりつつある面がみられる。中高年層が一般に流動性に乏しく、心理的な面でも、技術的な面でも新たな産業や職種に順応することが困難であることは、すでに工場建設のために農地や漁場を失なった中高年の農漁民の転職が容易でなく、都市に流入して前近代的な自営業を営むか、ときには職のないま、ボーダーライン階層に停滞するケースがみられる事実からも察知することができよう。

地域開発においては、このような将来の労働力の需給関係の構造的変化を前提にした適切な雇用計画が地域ごとに樹立されていることが必要であり、特に中高年令層に対し最も適した職場を確保し、その転用、活用を図る方が講じられなければならない。そのためには相当長期にわたる徹底した職業指導、職業訓練はもとより、生活指導、生活相談、住宅、社会保障等の施策の充実が必要である。

## 2. 農業及び都市零細経営の近代化

地域開発においては近代的な大工業を中心とする工業化が重要であることはいうまでもないが、工業化に重点がかけられるあまり、依然としてわが国人口の大きな部分を占める農業人口や、第2次、第3次産業における中小零細企業人口に対する施策に欠けるところがあつてはならない。経

面的見地からみても地域格差が農業と非農業の産業間の生産性格差にもとづくものである以上、工業化のみによつて地域格差を解消させることは不可能であり、また工業化、都市化の進展は周辺の農業、農村に多大の影響を与える。このような観点に立てば工業化に対応し地域の特征に応じて農業の近代化をすすめる必要がある。

第2次、第3次産業における中小零細企業についても同様である。これらの地元の産業は、その近代化、合理化によつて進出した大企業に関連産業として繁栄しうるものやそれ自体重要な産業であるものが少なくなく、その近代化、合理化を回らなければ労働者の引抜きや賃金の上昇等によつて大企業の進出が地元産業にかえつて打撃を与え、それを衰退させる原因ともなる。反面第3次産業、特に商業や個人サービス業などにはこれほどの過剰人口のたまり場として生産性も低く経営も前近代的なものが少なくないが、さきにも述べたように工業化に対応できない中高年齢層が都市に流入し、いわば寄生的人口として、これらの第3次産業の底辺部門に滞留する傾向が見受けられる。これらの生産性の低い業種の近代化又は転換を回らなければ、地域開発によつていわゆる二重構造を解消させる方向にもつてい

くことはできないし、また次に述べる住みよい都市づくりを達成することもできないであろう。

### 3 住みよい都市づくり

工業の発展は、第2次、第3次産業人口の都市集中を生み、また工業は都市のもつ外部経済の利益の享受などその諸機能に依存しつつ発展するから、地域開発は当然その中核となるべき都市を形成する。このような意味において、地域開発はいわば農村人口の都市人口化への過程であるといつてよい。地域開発の拠点としての都市づくりにあつては、先づ第1に拠点として真に適格なるものをえらぶとともに、特定の都市に対する人口の過度の集中化を抑制し全国的、地域的に有機的かつ均衡ある都市の配置に努めることである。そしてこれらの開発の拠点となるべき都市を中心としていわゆる連鎖反応が極力広範囲に及び、これらを中心として周辺地域をも含めた広範な地域にわたり発展と向上が図られるようにすることが必要である。他方すべての都市が工業都市に偏することなく、田園都市、学園都市、年金者町など歴史的、自然的なその特性に応じた都市の発展を図ることを考えなければならない。

第2に地域開発計画には工業計画などとともにそれに見

合う都市計画がなければならぬ。都市計画においては住民の福祉を確保し、都市の諸機能を十分発揮させるために工場地帯、商業地帯、住宅地帯などの混在をさけるための広域的なゾーニングと、住宅及び道路、上下水道、病院、学校、公園、緑地、子供の遊び場、散歩道などの社会公共施設が十分に整備されることが基本的に必要である。特に上下水道などの先行的整備が計画の基盤として考えられなければならない。しかしながら、地域開発の現状をふりかえると、工業計画のみで真に住民の福祉の観点にたった都市計画のないものが見られる。そのため工場建設や産業関連施設の整備に比べて生活基盤施設ともいふべき都市の公共施設の整備は著るしく立ちおくれており、整備される場合においても住民の立場に立った配慮に欠けている。将来需要の増大が見込まれる水道用水を確保するための対策が十分でないこと、道路に歩道がないこと、少ない公園や緑地を削りつつたりすることなどはその一例である。この結果経済開発の進行に伴って地価の高騰、飲み水の不足、交通事故の増加、公害の増大などいたすらに過大都市にみられる弊害の再現を生じさせるおそれがある。

都市づくりの基本は土地の利用計画の決定と土地利用の

コントロールにある。現にわが国の都市問題の多くは土地利用の混乱と無秩序さに起因し、都市における生活環境施設のたちおくれもこれが直接の原因となっている。したがって土地利用が適切に行なわれない限り、合理的な都市づくりは不可能といつてもよい。これを實現するために立法措置その他によつて土地投機、地価の高騰などを抑制するとともに、公共用地を先行的に取得し、私有地の利用をも規制できるような強力な土地対策が早急に講ぜられる必要がある。

住宅は開発の遂行上最も基本的な施設であり、政府及び地方自治体等による公共住宅の建設の比重をもつと高めるべきである。さらに量のみならず住宅の質の問題も重要である。今後建設される住宅は適度の広さと設備をもち、自然的・人工的災害に対する安全のみならず、健康的、衛生的であるとともに、家族の心理的・情緒的な満足感をも満たすものであることが必要であり、公共住宅のみならず民間住宅もこのような方向へ育成、誘導する対策が講ぜられなければならない。公園、緑地、散歩道、児童福祉施設、医療機関、教育施設、体育施設、文化施設等も都市の魅力を増し、また都市に欠くことのできない重要な施設である。

現在の人口の生活の場であるのみならず、将来のわが国人口の大部分が育成される場として、快適な魅力のある都市“緑と空間と太陽のあふれた町”づくりが達成されるかどうかは地域開発の成否を決める鍵であるといっても過言ではない。

#### 4 公害対策

大気汚染、河川の汚濁、地盤沈下、騒音などの公害は、日本の美しい国土と健康な国民生活を破壊するばかりでなく、農林水産業等の他産業にも悪影響を与え、工業化の進展に伴って生ずる最も直接かつ大きなマイナスの一つである。工業の急速な発展と都市の拡大に伴い、公害の問題が国民の生活と健康の重大な問題となっており、現に既存の大工業地帯、大都市においてはその対策が緊急の課題となっている。今後工業化、都市化が進展する地域においても、現段階からその防除対策が確立されなければ将来に大きな問題を残すであろう。特に現在地域開発の主力となっている鉄鋼及び石油化学のコンビナートにおいては、これまでにない大規模かつ激しい公害を発生させるおそれがある。

公害の防止については、下水道などの公共施設の整備も



勿論必要であるが、企業に第一次的な責任があるという原則が確立されなければならない。現在、公害として最も被害の大きく、かつ普遍的なものとして、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下などがあるが、これらは大部分工場公害であり、企業の生産活動に基因しているからである。したがって少なくとも今後新たに建設される工場については企業に公害防除設備の設置義務を課するくらいの強い態度で望むべきであり、工場公害の防除とそのあと始末が地方公共団体の責任に転化されている場合のあるのは大きな問題である。また公害による被害をさらに少なくするために工場地帯と商業地帯、住宅地帯などとの間に一定距離の緩衝地帯を設けることも必要である。都市計画は公害防止の観点をも十分にとり入れたものでなければならない。これらの前提として国が中心となって公害の測定記録などの調査研究体制の整備及び法律による規制対象の拡大等の措置を早急に確立する必要がある。

#### 5. 住民の主体性と地方自治

地域開発に対する住民の主体性については、住民はたとえば土地の補償額などについて自己の利害を強く主張することがあっても、もっと高い立場から、主体性をもって地

域開発に積極的に参加することが少ない。個人生活の向上に対する関心と意欲は極めて強いが、個人の生活圏である地域社会いわゆるコミュニティに対する近代的意識や関心がとほしいわが国の現状においては、これが経済成長にくらべて生活環境の整備が著しく立ち遅れたことの一因ともなっている。地域開発を真に住民の福祉のためのものとして地域社会全体の発展（コミュニティ開発）を図るためには、地域社会の問題の発見と解決に住民自身が高い見地と向衡のとれた判断のもとに積極的に参加し、活動することが必要である。それには社会福祉活動などを通じて住民のコミュニティ意識の涵養に努めるとともに、地区組織の発展強化とそのための専門家の養成が今後の課題として強く望まれる。

地方自治は以上のべたようなコミュニティ開発がさらに発展したものであるが、地域開発に関連して地方自治体が工場誘致に力をいれるあまり、それが自治体の財政を圧迫し、反面社会開発など本来の住民のためのサービス行政が低下しつつある例がみられる。地域開発は長い目でみれば住民の所得を向上させるばかりでなく、税収等を通じて地方財政を強化し、住民の福祉の増進に寄与する

ことになるから、地方自治体が工場誘致に大きな努力を払うことは十分理由のあることではあるが、工業の立地は経済の合理性に立脚して行なわれることはいうまでもないものであって、立地の可能性がうすいにもかかわらず、立地条件の整備と誘致運動に大きな力が注がれるのは問題である。現に地方自治体で莫大な資金を投入して土地造成など工場の立地条件を整備したにもかかわらず、企業の進出が延期されたり取消しになった事例もみられる。また地方自治体の企業の進出に対する多大の優遇措置や便宜の提供は、地方自治体間の誘致競争の激化によって企業側を優位に立たせ、工業用地の造成、提供、工業用水遣や港湾の整備等は別としても、工場誘致条例による税の減免、奨励金の交付等のほか、工場専用道路の建設、農地買収や漁業補償の差額負担、社員住宅の提供などにまで及んでいるものがある。このような工場誘致と産業基盤施設整備のための支出が地方自治体の財政の中で占める比重が次第に大きくなり、またその財源調達が多くが地方債などによってまかなわれるため、その償還と利子負担が累積し、その結果、環境衛生、公衆衛生、社会福祉、教育など社会開発関係の支出がきりつめられて、住民の福祉に直結したサービス行政の内容が

低下することにならないよう十分注意しなければならない。

また計画の策定、実施が産業本位のものとなり、住民の福祉の立場に立つて、計画の総合調整を図るべき地方自治体の本来の責任が十分に果たされていない場合がある。勿論地域開発には国をはじめ地方自治体、企業、各種民間団体がそれぞれの立場で参加、実施するものであるが、具体的な地域ごとの計画を総合的な見地から調整し、決定しうる立場にあるのは当該関係の地方自治体以外にはないといつてよい。したがって現在地域開発計画が有するさまざまの問題、たとえば経済計画のみで社会開発計画がないこと、計画に総合性がないこと、計画が机上プランで実現に乏しいこと、電力、鉄鋼、石油コンビナートなどの臨海性装置産業を中心とする画一的な計画が多く、地域の発展段階や特性を十分に考慮に入れていないことなどの問題は、地方自治体がこれらの点についての検討や配慮を十分に行なっていないからと思われる。勿論これについては国の指導や認識が十分でなかったり、税制や財政面で国にも多くの責任があるが、地方自治体が自主性をもち、住民の福祉向上という本来の立場にたつて、計画の再検討をすることは必要である。また地域開発は経済圏を基礎とするため個々の

地方自治体の範囲をこえた広域的な計画と配慮を必要とする場合が少なくない。このような場合にも個々の自治体の利害を越え、地域の住民福祉向上を第一義とする態度が切に望まれる。

#### 6 コミュニティリレーションズの重要性

地域開発において、企業から地域社会への働きかけ（「コミュニティリレーションズ」）の重要性がほとんど考慮されていない。そのため、わが国においては進出企業と地元企業、進出企業の従業員と地元住民などの間に利害、感情の対立や摩擦がみられることが少なくない。その原因の多くは進出企業と地元企業の間に着しい賃金水準や福祉施設などの差があること、進出する大企業が地元の中小企業や商店を排除し、所得、雇用、消費などの面において、企業の進出が地元の繁栄に結びつかないばかりでなく、ほい煙や工場排水などによって地元住民の生活を破壊していること、があるなどのためによるのであろう。その結果、新しくつくられた工場地帯やその従業員の住宅団地が、同じ生活圏のなかにもありながら、孤立的な閉鎖社会を形成しているところもみられる。

地域開発においては企業に地域社会全体の繁栄と向上を

回るといふ考え方が根本にならなければならない。そして企業は地域社会を構成する各機関、たとえば地方自治体、教育機関、社会福祉団体等に働きかけて、十分意志の疎通と伝達を回し、相互の信頼と協調関係を築いて、地域社会の各種の問題をともに解決していく努力が必要である。そのためには企業は企業のもつ優れた人的、物的資源の一般公開や利用を回るとともに、企業が共同して従業員の家族はもとより一般地元住民の福祉のための施設や事業を行なうことも考えられねばならない。他方市町村をはじめ地元の各機関も、これらの企業との連絡提携を密にし、そのすぐれた能力と施設を地元住民のためにも發揮、活用させる工夫が必要である。

#### 7. すぐれた人材の養成と定着

望ましい地域開発を実現させるための基本的条件の一つは、企業においても、地方自治体においても、あるいは大学等においても、その地域開発の指導者あるいはそのになり手として各分野からすぐれた能力、技術、識見等を有する人を得ることである。地域開発は極めて広汎な分野に関連する。計画から実施の段階に至るまで各分野のすぐれた人々の積極的な指導と参加があつて始めて望ましい地域開

発と実現することが出来る。しかしながらいま地域開発が  
必要とされている地域ではこのような人物に欠けている場  
合が少なくない。すぐれた人材はいたずらに大都市のみに  
集中し、地域社会の中心人物としてその開発に積極的に参  
加することがないのみならず、後進地域の開発がすすむほ  
どそこで教育を受け、育成された優秀な人材が先進地域に  
向って移動する傾向にある。そのためにややもすれば私利  
私欲の追求のみに終始する人物が開発の実際の指導権を握  
り、そのために公共の利益や一般住民の福祉が妨げられて  
いる場合がある。

このようにすぐれた人材が大都市にのみ集中する理由は  
政治、経済、教育、文化、意識すべての面におけるおが国  
の求心的構造と過度の集中に深く根ざしているが、具体的  
には待遇が悪くなること、住まないこと、子供の教育に  
支障をきたすことなどがすぐれた人材を地方に分散させ、  
そこに定着させる障害となっている。したがって給与等の  
処遇の大幅な改善、住まなどの生活環境はもとより、社会  
施設、教育施設、文化施設など社会的、文化的環境を大都  
市に対応して整備するとともに、それに対する社会的な評  
価を確立しない限り、すぐれた人材を地方に分散させてそ

こに定着させることは困難である。換言すれば地方において本人及び家族の生活を安定させ、定住への魅力を高め、その能力を最大限に発揮させるような条件を整備することが基本的条件である。地域開発を成功させるためには先づすぐれた人材の地方分散と大都市への集中の抑制から始めなければならない。このための具体的プログラムを早急につくる必要がある。以上述べた給与等の大巾な改善のほか大学の交換教授制、スポーツ、レクリエーション、音楽会等の催しや博物館の地方移動などもあわせて考慮すべきであろう。

#### 8 社会保障の充実と保健福祉の推進

社会開発の重要な側面の一つとして社会保障、社会福祉、保険衛生の充実向上も地域開発を推進するうえで大切である。いうまでもなく、地域開発は一次産業から二次産業、三次産業へ、自営業あるいは家族従業者から雇用者への大規模な人口の移動と転換が前提である。また農地の転用、埋立、干拓などによって離職する農・漁民も少なくない。このような人口の移動、転換、離職を円滑にするためには、それに伴って生ずる生活上の諸不安を解消させることが必要であり、それには社会保障の整備充実が不可欠である。のみならず社会保障の充実が、現在わが国が経済成長



あるいは地域開発に関連してその根本的対策を迫られている諸問題について強力な措置を講ずるための条件整備としての意味をもっている。たとえば土地問題については、工業用地の造成や農業の経営規模の拡大あるいは都市計画遂行上の支障となっている農民等の土地に対する強い執着は土地を手離すことによる将来の生活に対する不安感の一つの大きな原因になっているであろうことは誰しも否定できないであろう。さらに地域開発の人口問題の見地からの目標である人口及び労働力の地域間、産業間の適正な配分を実現するためには、社会保障の制度別給付内容の格差の是正と均衡化を緊急に達成する必要がある。

以上述べたような地域開発遂行上の社会保障の機能の重要性を十分に評価し、すみやかに制度の拡充強化を図らなければならない。このためには生活保護、健康保険、年金制度等既存の各種制度の改善とその機能の強化を図るとともに、児童手当制度の創設を急ぎ、農漁民等の他産業への移動を円滑化する等のための特別の施策についても考究する必要がある。

地域開発における社会福祉活動の役割も重要である。地域開発は家族構成や、家族の役割分担（主婦の労働力化な

と)。家計収支構造、生活環境及び職場環境などいわゆる住民の生活構造に急激な変化をもたらすが、その急激な変化に適応できなかつたり、それがおくれた場合には生活構造にいろいろなアンバランスやゆがみを生じ、家庭や地域社会において様々な問題を発生させる。食困は無論のこと、自殺、離婚、リイローゼ犯罪、非行などの社会病理現象はその最も極端なかつ尖鋭なあらわれであるといつてよい。農漁民が一時に多額の補償金を手にしても、合理的な将来の生活設計がなかつたためにその使い途を誤つたという事例はしばしばきかれるところであり、父母がともに勤めになるようになったため子供が家一人放置されている場合も少なくないという。また静かな田舎がたちまち工場や盛り場に一変するという環境の激変に伴つて開発地域において犯罪や少年非行も増大する傾向にある。地域開発における社会福祉活動は、このような生活や環境の急激な変化に伴なう病理現象の発生を極力予防することに重点がおかれなくてはならない。そのためには地域住民に対して個別のあるいは集団的に適切な生活相談や生活指導を行なう態勢を確立する必要がある。

保健衛生については、都市化、工業化に伴なう地域人口

の量的、質的構造の変化、公害や産業衛生、精神衛生などの新しい問題に対処するための病院、診療所、保健所、地方衛生研究所等の適正配置と機能の高度化を囲るとともに他方遅れている農村人口の保健水準の向上に一層意を用いなければならない。一般的に社会開発の中でも保健福祉行政の立ち遅れは著しい。地域開発に伴う社会環境の急激な変化に対応する新しい保健福祉行政の確立を目指すことが重要である。そのために国は地域の特性と変化に即応した保健福祉計画を策定しその計画的推進を囲ることが必要である。

#### 9. 総合的生活指標と地域開発センター

地域開発において住民の福祉に対する配慮が欠けているのは、一つには住民の福祉を総合的には握する方法が確立していないからでもある。これまで一般に福祉を測定するために1人当りの生産額とか、所得とか貨幣的指標が用いられ、地域開発の具体的目標もこれらの増大におかれている。しかしながら住民の福祉の度合は、生産額とか所得などの貨幣的指標のみによつて示されるものではない。たとえば生産額や所得が上昇しても、公害が増大し、交通事故や少年非行が激増し、精神的ストレスが増大しては、福祉が

向上したとはいえないばかりか、むしろ福祉という観点からはマイナスの効果をもっているからである。また死亡率、ヤリ病率、住宅、上下水道、病院、学校、公園、緑地などの生活環境施設の整備状況も住民の福祉の度合を示す重要な指標である。

したがって、これらの指標を適切に組合せることにより、住民の福祉を総合的には握し、これをもって地域開発、特に社会開発の具体的な目標設定の基準と効果測定の尺度とすることが必要である。

最後に地域開発センターの設置を提案したい。それはた  
ちおくられている社会開発など地域開発に関する総合的調査  
研究のほか、公害、環境衛生などのシビルエンジニアリン  
グの研究、アクションリサーチ、すぐれたプランナーの養成  
訓練、生活指導、カウンセリング、産業保健サービスなど  
を行なうとともに、コミュニティ開発の中心  
機関となるので、国、地方自治体、企業、大学、研究所等  
公私の機関が共同で、中央及び開発地域に設置することが  
望ましい。現在の地域開発ほど巨大な社会的実験はない。  
その過程において社会的にも経済的にもわれわれがこれま

で経験したことの多い多くの困難や摩擦が生ずるのである。  
しかも地域開発は人口、産業、経済、労働、都市、農村、  
土木、建築、保健衛生、社会福祉、社会保険等広汎な分野  
に関連する問題であり、各分野の専門家の共同による研究  
と対策が必要である。地域開発センターはこのような研究  
と対策の一つの強力な拠点となるであろう。



# わが国人口再生産の動向 についての意見(中間答申)

昭和44年8月5日

人口問題審議会

- 1 わが国の人口動向を考究するにあたって、最も基本的なことは、その人口再生産の動向を検討することにある。人口再生産の動向を決定するものは、いうまでもなく、出生と死亡とのそれであるが、死亡の状態がいちじるしく改善せられ、かつ、安定的な動向をたどっている現在から将来にかけては、死亡の動向よりもむしろ出生のそれである。
- 2 わが国の出生力の動向を検討するにあたっては、その最近における人口学的意義を評価することから発足することが必要である。しかし、最近、昭和40年から同42年までの間は「ひのえうま」の迷信によって出生の変動が正常でないから、この期間を除外して考察することが適当である。なお、この迷信の出生に対する影響がきわめて大きかったことは、わが国最近の出生が、どれほどよく人為的に

調節されているかということを示している。

3 わが国最低の普通出生率は欧米における先進諸国のそれ  
に比べて中ほどよりもやや下位にある。しかし、わが国人口は、  
これらの国々のそれと比べて、比較的低年齢の再生産年齢女子人口の割合が大きいから、普通出生率は出生力を過大に表現しているおそれがある。これらの年齢構造の差異を除去して出生力を計量するいろいろ指標、ことに女子人口について、与えられた年齢別出生確率が一定であると仮定した場合、現在の世代の1人の女子が、一生涯に、平均何人の男女児を生むかということによって出生力を計量する合計特殊出生率でみるとわが国の出生力は、世界最低であるといわれているところの若干の東欧共産圏諸国のそれを除いて、最も低く、欧米における先進諸国の出生力はほとんど全部わが国のそれよりも上位にある。

4 わが国の人口が、一世代後に、現在よりも減ることなく、ある大きさを静止するためには、現在の死亡確率の下において、1.3 強の合計特殊出生率を必要とする。

これは出生率からみた人口の静止限界である。ところがわ



わが国最近の合計特殊出生率は約2であるから、この出生力は、将来、人口が静止する限界を割っている。

5 特定の出生確率と死亡確率との均衡によって再生産力を計量するものに純再生産率がある。純再生産率が1であれば、単純再生産で、人口は、1世代後に静止するポテンシャルを、その値が1よりも大であれば、拡大再生産で、増加人口のポテンシャルを、その値が1よりも小であれば縮小再生産で、減退人口のポテンシャルをもっていることを示している。わが国最近の純再生産率は1を割って縮小再生産のポテンシャルをあらわしている。

なお、わが国最近の純再生産率は、若干の東欧共産圏諸国のそれを除いて、世界最低である。

6 わが国の合計特殊出生率が人口の静止限界を割ったのは昭和32年であり、純再生産率が1割を割ったのは昭和31年であって、それいらい、合計特殊出生率も純再生産率も静止限界を割ったまま、10年以上も経過している。

欧米における先進諸国でも合計特殊出生率や純再生産率が人口の静止限界を割ったことはめずらしくなかったが、そ

のような状態が10年以上も続いたことはまれであった。

7 要するに、わが国近年の出生力ないしは人口再生産力の人口学的意義は、(1) わが国の出生力も再生産力も若干の東欧共産圏諸国を除いて、世界最低の部に属するということ、(2) 出生力も再生産力も人口の静止限界を割っているということ、そして(3) そのような状態が10年以上も続いているということにある。わが国の出生力、したがって、人口再生産力はこれらの人口学的基準からみて下がり過ぎていているということが出来る。

8 わが国の人口はすでに1億をこえる大規模の人口であり、非常に高密度の人口であって、高い人口増加率は、これを歓迎することはできない。わが国の人口対策の目標は、人口の量的増加よりもむしろ人間能力開発の基盤としての人口資質の向上におかれなければならない。

しかし、上記のごとく、わが国の人口が低い出生力によって縮小再生産のポテンシャルを内蔵していることは注意を要する。近い将来においてわが国の純再生産率が1に回復することが望ましい。このことは、また、年齢構造変動の

激化をやらせて、人口構造を安定的に推移させるためにも必要である。純生産率が1に回復するためには、近い将来、死亡確率がさらに改善されることを考慮しても、2.10程度の合計特殊出生率、すなわち、1人の女子が一生に平均2.10人程度の男女児を生むことが必要である。

9 わが国の人口再生産力、したがって、出生力の回復についてはその条件を考慮することが重要である。そのためには、出生力低下のおもな要因をかえりみることが必要である。その1つは、戦後における価値体系のいちじるしい変化である。戦前の直系家族制度は核家族化の傾向をたどり家の伝承や存続のために出生するという態度はほとんどなくなつた。老後の生活を子供によるというのがごとき態度も非常に少なくなつてきた。また所得水準の上昇によって、よりいっそう生活水準を高めるための努力がなされており、多くの子供を生んで育てることよりも耐え消費財が選択せられるようになってきている。なおまた、子女の扶養負担はその教育費を含めて、家計のいちじるしい圧迫となっており、住宅や生活環境の不備もまた出生抑制の要因の1つとなつていとみられる。出生力回復の条件はこれらの出生制限

の要因を緩和することにある。これらの要因のうち、家族に関する態度の変化は必然的な傾向であって、これを逆転することは困難であるが、所得水準のいっそうの上昇をはかるとともに子女の扶養負担の軽減、住宅や生活環境の改善整備など、経済開発と均衡のとれた社会開発が出生回復の緊急不可欠の条件であることを深く考慮する必要がある。

10. 上記の出生と死亡との変動、ことに出生の変動はわが国人口の年齢構造を急速度に変化させている。昭和22年から同24年まで戦後の出生ブームが続いたが、昭和25年から同32年まで、欧米における先進諸国でもいまだかつて経験されたことのないような急激な速度で出産減退が進行し、その後現在にいたるまで出生率はほぼ横ばいの状態であって、昭和30年以降、15歳未満の年少人口は、絶対的にも、相対的にも、急速に減少し、現在のような低い出生率が持続する限り、現在から近い将来においては、年少人口は横ばいなしは増減の傾向をたどることが予想される。人口資質向上の見地からする年少人口の健全育成は、いずれの国のいずれの時代においても不変の人口政策であるが、一方、技術革新や経済的社会的発展が人間能力

の削減を強く要求しているにかかわらず、他方、年少人口増加の現状と将来が上記のごとくである現在のわが国において、それは特殊の重要性をもつものといわなければならない。昭和37年7月2日、人口問題審議会が行なった「人口資質向上対策に関する決議」が指摘しているごとく、家庭生活の強化、児童の健康管理の拡充、生活環境の整備、児童の事故防止、児童手当制度の創設など児童の扶養負担の軽減が年少人口の健全育成という見地から積極的に考慮されなければならない。なお、家庭生活の強化に関する基本的な問題の1つは、親がはっきりした「生きかた」についての考えをもって、制限された少数の子の育成によく順応するということにある。

11 15歳から64歳までの生産年齢人口は、出生ブーム期の出生者が生産年齢に入りこんだ昭和37年から同39年の間において、かつてない急増をみせたが、昭和40年以降において急激な出生減退期の出生者が生産年齢に入りこむために生産年齢人口の年増加は急速に縮小し、その増加率は急激な低下傾向をあらわしている。また、老年人口が急速に増加することは後に記すとおりであるが、生産年齢人

口のなかでも中年齢人口が、絶対的にも相対的にも、急速に増加することは注意を要する。これらの急増する中高年齢人口が経済的、社会的変動によく順応していくように配慮される必要がある。

12 生産年齢人口の増加は、労働力人口増加の外ワフであって、その年平均増加の縮小、または年増加率の低下はそれぞれ、労働力人口の年平均増加の縮小や増加率の低下を促すこととなる。さらに、進学率のいちじるしい上昇傾向などによって生産年齢人口の増加の収縮よりむしろ急速に労働力人口の増加を収縮させる。人口問題研究所の労働力人口の将来推計の中位の値によれば、昭和40年から同45年までの間において、労働力人口の年平均増加と増加率とは絶頂に達し、それ以降昭和60年にいたるまでの、その年平均増加と増加率も急激な速度で低下する。わが国の経済は高度の成長を続けており、労働力人口に対する需要、ことに低年齢労働力人口に対する需要は大きく、これに対して、上記の労働力人口の動向をみれば、昭和45年以降「労働力不足はますますきびしいものとなってくるであろう。いま仮りに出生率が急速に上昇したとしても、これら

の出生率は、今後少なくとも、ノ5年間は労働力人口とは  
なり得ない。

いいかえれば今後ノ5年間の労働力人口はすでに生まれて  
しまっている。したがって、現在から、少なくとも、ノ5  
年の採算にかけては労働力人口増加の動向に国民経済が順  
応するのほかはない。

- 13 労働力人口の増加率が低下しはじめたことと経済成長率  
の低下とかほぼ時を同じくした西ドイツの経験にかんがみ、  
わが国の今後における労働力人口の増加率の急速な低下が  
経済成長率の低下を促しはしないかという懸念が一部にあ  
るようである。しかし、西ドイツとわが国とでは産業構造  
と労働力人口の配置、したがって、労働生産性に大きな差  
異がある。西ドイツにおいては、労働力人口の増加率が下  
がり始める以前に、すでに労働市場は合理化され、労働  
力人口の配置も適正であり、労働生産性はいちじるしく高  
められていた。ところが、わが国では、長年の間、豊富な  
労働力の供給になれて、労働市場もまだ合理化される余地  
を残し、労働力人口の配置にも不合理な点が少ない。  
したがって、労働生産性も西ドイツに比べて低い。わが国

の産業が、今後、労働市場の合理化を進め、労働力人口の配置を適正にし、労働生産性を高めるならば、労働力人口の増加率の低下がただちに経済成長率を引き下げるとは考えられない。

14 しかしながら、105年を経た後において、もしも現在のような人口の静止限界を割った出生力や再生産力が持続するとすれば、労働力人口の急速な縮小が考えられるので、今からこの点十分な配慮が必要である。

15 わが国においては、今後、生産年齢人口年増加のツクが収縮し、労働力人口の年増加が急速に縮小するのであるから、これに対処する最も基本的な方策の一つは、労働力人口の流動性を高めるということである。そのためには、わが国における近代経済の発展が作り出した独自の大企業における終身雇用制度、これと結びついている年功序列型の賃金体系などをいっそう合理的にすることが必要である。また、これまで、低年齢労働力人口の多就業に依存してきた中小企業の労働節約的な体質改善が急務である。



16 労働力人口の年増加の縮小傾向は、中高年齢労働力人口の絶体的相対的增加を意味していることに注意を要する。こつして、中高年齢労働力人口の活用がいよいよ必要となる。中高年齢労働力人口の活用については、そのための新しい取場体制をつくっていくくふうが、とくに重要である。なお、これと関連して、15歳から65歳までの生存の確率がいちじるしく拡大し、労働力人口のいわば耐用年数が大幅に延長したのであるから、社会保障制度と接続するがごとき方向で定年制が再検討されてよい。

17 近來の進学率の傾向にかんがみると、現在から近い将来にかけて労働力人口の学歴別構造は急速に高度化するものとみられる。産業は、これに対処し、順応する必要にせまられている。

18 以上のわが国労働力人口の動向については、国民経済がよくこれに順応し、「労働力不足」をわが国経済構造高度化の推進要因とすることが重要である。

19 昭和40年の国勢調査によると、わが国における65歳以上の人口が総人口に占める割合は6.3%であった。

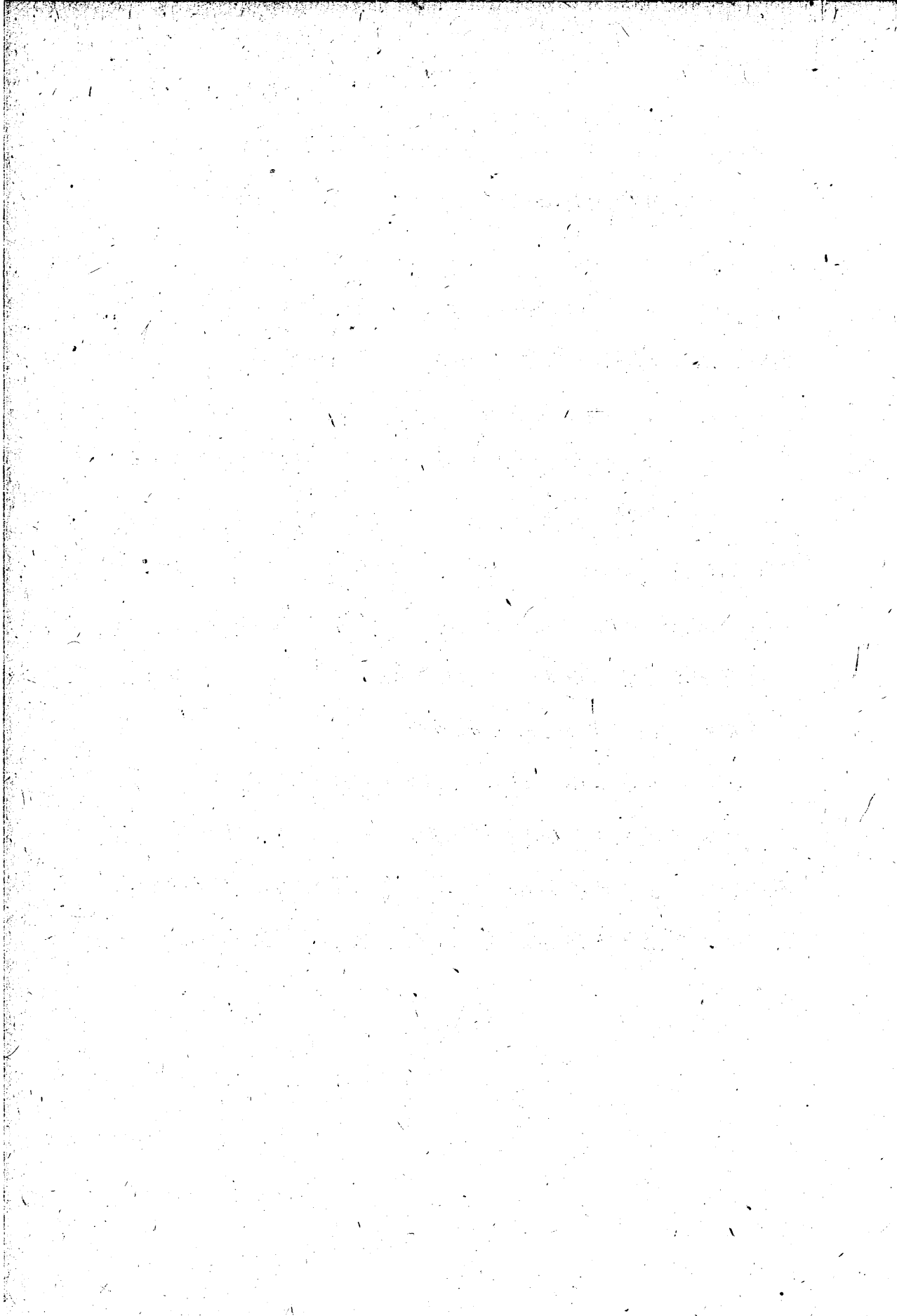
欧米における先進諸国では、それは、一般に10%ないし15%上っている。しかし、わが国の65歳以上人口の増加速度は、絶対的にも相対的にも、急速であって昭和60年ころには10%になるものと推計されている。

戦前においては、原則として、わが国の伝統的直系家族制度が、老年人口の生活の保障から仕事の配慮、病気の看護から孤独感やさみしさの問題まで、これを処理してきたのである。ところが、近來、直系家族制度は核家族化する傾向にあつて、急速に増加する老年人口に対する配慮が社会的になされ、老年福祉の向上が緊急の課題となってきた。

20 近來、わが国の実際人口再生産の地域構造にいちじるしい変化があらわれてきた。これまで自然増加率の高い地域は、出生率が高い北海道、東北地方および九州南部の農村的地域であり、自然増加率の低い地域は、出生率の低い大都市地域であつた。ところが、最近においてはおもに人口移動による年齢構造の変化によって、出生率したかつて、自然増加率の高い地域は、大都市またはその周辺地域にな

ってきた、この傾向は、将来、都市と農村との間における  
労働力人口の需給関係を変化させるものとみられる。

21 以上において、わが国人口動向の基本たる人口再生産の  
動向とその年齢構造や労働力人口に対する意義について検  
討し、おもな問題点を指摘した。近來、死亡率の改善はい  
ちじるしいが、出生力の減退がはなはだしく、純再生産率  
は1を割って縮小再生産のポテンシャルがすでに最近10  
年以上も持続している。もしも、今後、このような状態が  
持続するとすれば、近い将来において、生産年齢人口の増  
加はさらに急速に収縮し、ひいては、労働力人口の増加も  
加速度的に縮小するものとみられる。そこで、出生力の回  
復を図り、できる限り速かに、純再生産率を1に回復させ  
ることを目途とし、出生力の減退に参与しているとみられ  
る経済的および社会的要因に対して、適切な経済開発と均  
衡のとれた社会開発が強力に実施されることが強く要望さ  
れる。



人 番 発 第 11 号

昭和46年10月21日

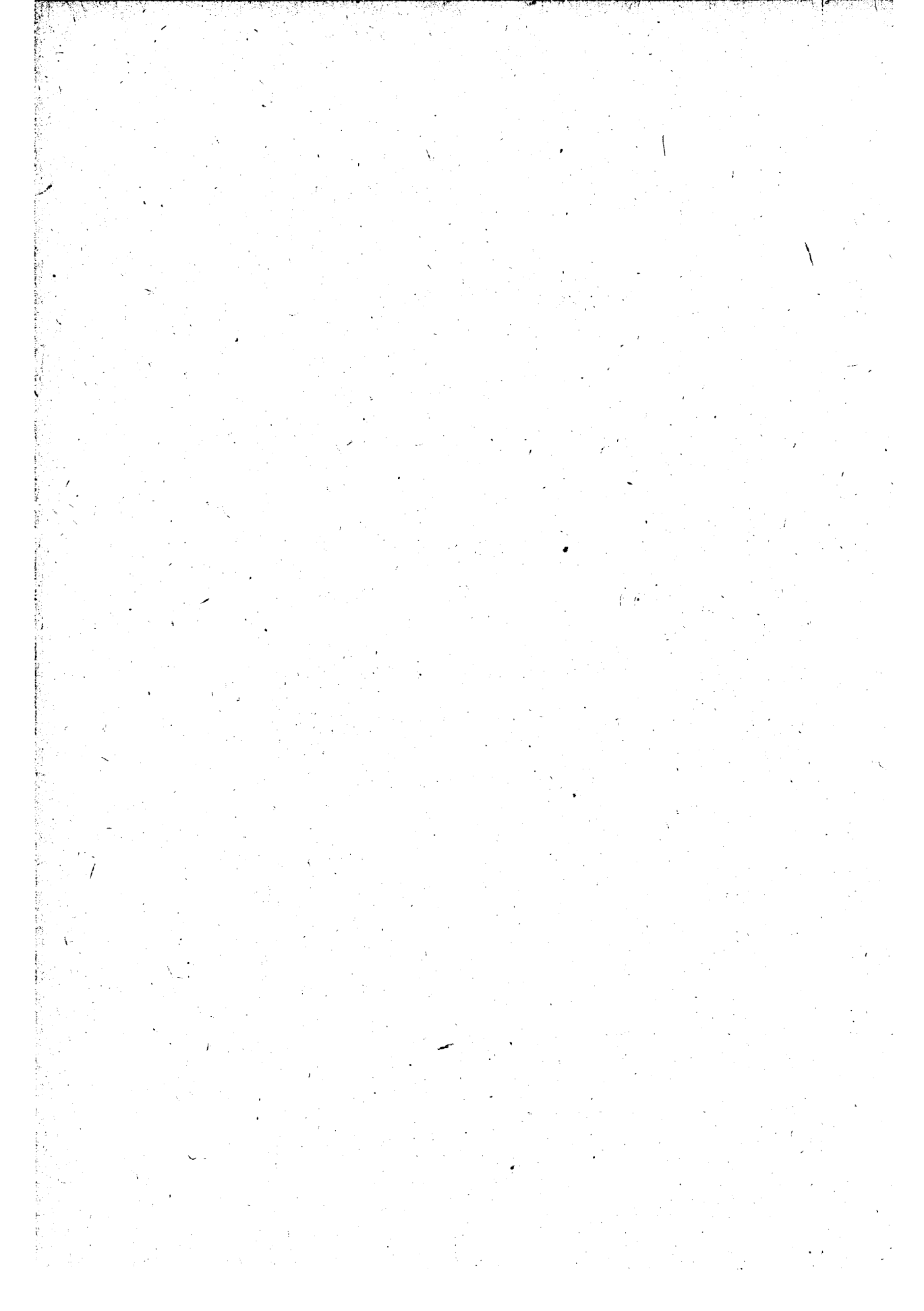
厚生大臣 齋 藤 昇 殿

人口問題審議会

会長 新居善太郎

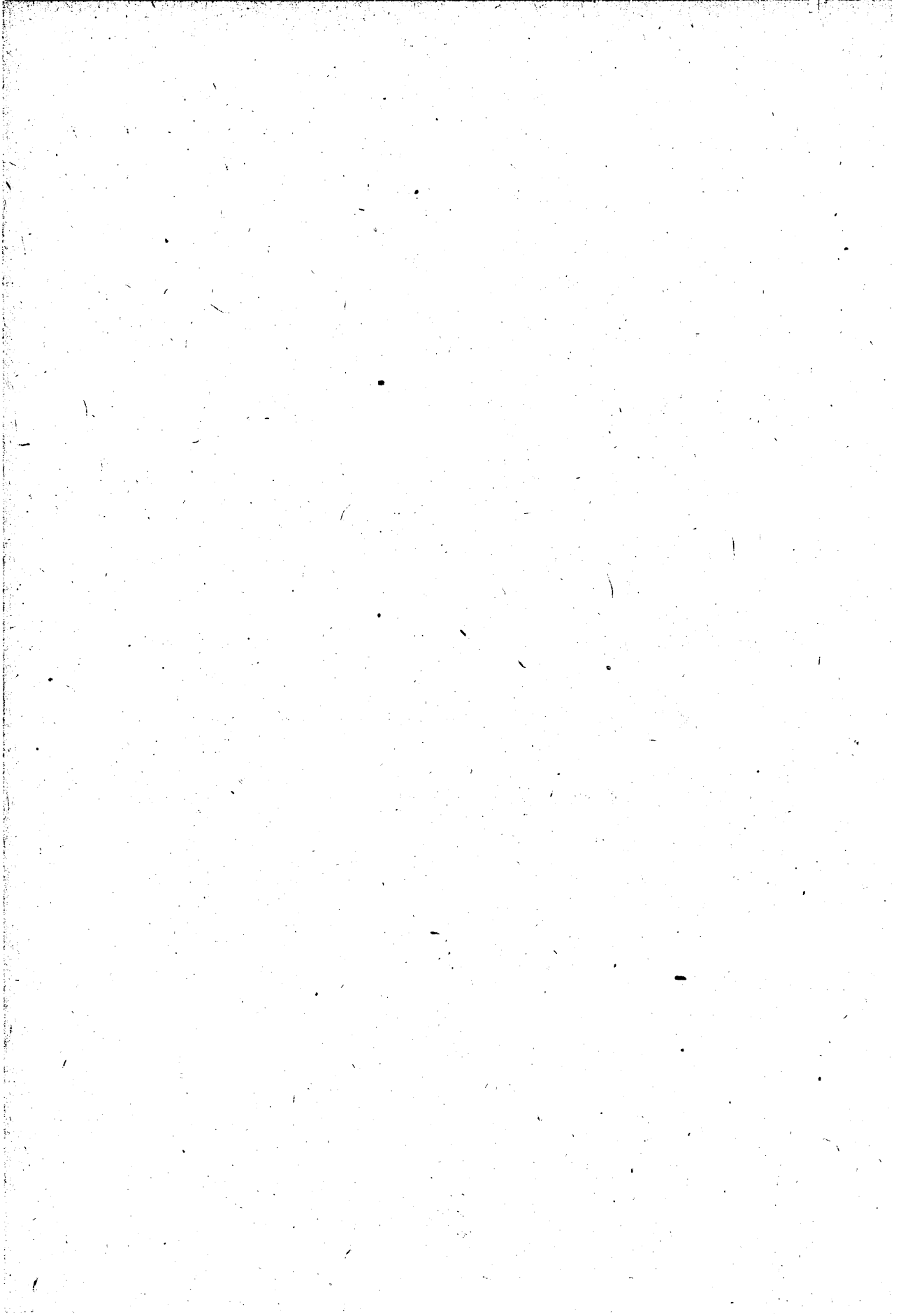
最近における人口動向と留意すべき問題点について、(答申)

昭和42年4月26日厚生省発企第9号で諮向のあった「わが国最近の人口動向にかんがみ、人口問題上特に留意すべき事項」について、別紙のとおり答申する。



## 内 容

	頁
ま え が き .....	163
1 最近における人口動向と問題点 .....	167
2 優生対策と保健教育 .....	181
3 出産と幼少年人口の健全育成 .....	184
4 青壮年人口と労働力 .....	188
5 急増する老年人口 .....	192
6 心身障害者等の問題 .....	197
7 地域人口の変動と環境 .....	200
む す び .....	207





## ま え が き

1 本審議会は、わが国の人口動向の最も基本たる人口再生産の動向について詳細な検討を加えた結果、人口問題上、年齢構造や労働力人口に関する各種の問題点を指摘して、昭和44年8月5日、「わが国人口再生産の動向についての意見」の中間答申を行なった。すなわちポテンシャルとしての縮小再生産の状態から生ずる各種の問題を防除するためには、純再生産率を1に回復させることを目途とし、出生力の減退に寄与しているとみられる経済的、社会的要因に対して、適切な経済開発と均衡のとれた社会開発が強力に実施されることを強く要望した。

2 わが国最近の人口動向は、後に詳細な検討を加えるように、戦後の急激な人口革命の進行した結果として、いまだかつて経験したことのないほどの急激な年齢構造の変化を示しつつある。かかる変化がようやくいちじるしくなった昭和30年代に、わが国の経済構造が高度化してきたために、若年労働力ないし技能労働力がひっ迫し、人間能力の開発が重視され、ひいては人口資質の向上が叫ばれるにいたった。かくて、わが国の人口問題は、かつての食糧問題

や失業問題のように過剰人口と結びついて扱われた量的な問題から、人口の質的な問題が中心課題となってきた。

3 人口資質の向上がこのように重要性をましてきたのに加えりみて、本審議会はすでに昭和37年7月12日に「人口資質向上対策に関する決議」を行なった。この決議は、経済成長政策はすべての国民が健康で文化的な生活を営む福祉国家を実現するための手段でもあるが、これと同時に人口資質の向上すなわち「人間の体力、知力および精神力の向上を考慮することが緊急不可欠である」という認識の下に、社会開発を経済開発と均衡を得て進めねばならないことを指摘した。

4 また、経済構造の高度化にともない若年労働力を中心とする農村から大都市への地域間、産業間の移動は、かつてないほど急激かつ大規模なものとなった。かくて、大都市地域における過密の弊害、農山村、離島などにおける過疎の問題が重大化し、これらの解決策としての地域開発が各地においてさかんに進められるにいたった。しるるに地域開発にともなう環境破壊など、人口問題の上からも諸種の問題を生じつつあったのに加えりみて、本審議会に対

する諮問「地域開発に関し、人口問題の見地から特に留意すべき事項」に対する昭和38年8月17日の意見書において、地域開発の究極の目標が地域住民の福祉の向上にある以上、人間尊重の考えを中心として、経済開発に比して遅れている社会開発を強力に推進すべきことを要請した。

5 上記の建議ないし意見書は、いずれも人間尊重の理念、人間の主体性を重視する立場に立ち、地域住民の福祉向上豊かで安定した国民生活の実現を図るために、経済開発と均衡を得た社会開発の推進と、それに関する施策を強く要望したものである。それら施策の中には、たとえば児童手当制度など実現の緒についたものもあるが、いまだ関連行政当局によつて採り上げられず、実施をみないままのものも少なくない。しかるに、その後の経済的発展は物質的な生活基盤の向上をもたらした反面において、環境の悪化をはじめ、人口資質を損なう方向に悪影響を及ぼしつつあり、国民福祉の向上を大いに阻害しつつある。

6 本諮問に対しては、さきの中間答申において、適正な人口再生産力の保持といった人口のいわば量的側面に関する施策を要望したが、本答申においては、人口再生産の変化

による人口の年齢構造の変化や人口移動の激化にともなう  
諸種の問題点を詳細に検討し、結婚にはじまる人生の各時  
期に対応する施策を指摘することとした。それらの対策は  
すべて人口対策として最も基本たるべき人間主体的な考え  
方を基盤としており、したがって人間性の尊重に立脚し、  
人口資質向上を推進させることに重点をおいたものである。  
人口資質の向上については、本審議会がすでに数次にわた  
り要望した諸施策の中には実施されないままのものが少な  
くないために、これを阻害する要因はますます増加し、課  
題はいよいよ緊急の度を加えるにいたった。本答申は、こ  
のような理由から、人命尊重を基本とし、人間のライフサ  
イクルに即応した体系的、総合的な人口資質向上に重点を  
おいた対策を指摘し、その強力な実施を要請するものであ  
る。

## 1 最近における人口動向と問題点

### (1) 人口革命の進展

わが国人口は、昭和45年10月の国勢調査によれば1億3千万に上る大規模な人口となったが、その増加率は年率1%という、世界人口の増加率に比べて半分程度の低水準を示している。わが国人口の動向を左右するのは、死亡が安定的な動向を示している現状においては、もっぱら出生の動向いかんにかかっているとみてよい。

わが国人口の再生産力は、昭和22～24年の出生ブームの後の急激な出生力の低下と終戦間もないころからの死亡の低下とによって、欧米各国が19世紀半ばから1930年代にかけて経験した、いわゆる人口革命を、きわめて短期間に進展させ、昭和30年代には純再生産率が1を割って縮小再生産のポテンシャルを示すにいたった。これら人口再生産の動向とその年齢構造や労働力人口に対する意義については、すでに中間答申において検討し、おもな問題点を指摘した。

わが国の出生力減退には、いろいろの経済的および社会的要因が働いているから縮小再生産の状態から脱して純再生

産率を1程度に回復させるためには、経済開発と均衡のとれた社会開発の強力な実施を強く要望した。

「ひのえうま」の影響がなくなった昭和43年以後、純再生産率はかろうじて1を保つ状態にあるが、所得水準の上昇、子女の扶養負担の軽減、住宅や生活環境の改善整備などは、希望する子女を安心して生むためにはかりではなく、子女の健全育成の点からも重要な課題である。

## (2) 幼少年人口の動向

欧米にも例のないほど急激な出生力の低下によって、わが国人口の年齢構造もまた、かつて経験したことのないほど急激な変化を示している。とくに15歳未満の幼少年人口は、昭和45年には2,475万、総人口の24%であるが、60年には2,821万と推計され、その割合は23%に縮少し、その後も低水準の出生力が持続するがぎり、2,800～2,900万程度で推移し、割合は約21%に縮少する。

生産年齢人口に対する幼少年人口の扶養負担が従来よりも少ない点では有利であるが、労働力人口の新規供給量の縮減をきたすことを考えれば、幼少年人口の健全育成とそ

の能力の積極的な開発がきわめて重要である。このことは人間尊重の理念に基づき、基本的に配慮すべきではあるが、その重要性が従来よりも高まってきたところから、本審議会はすでに昭和37年の「人口質向上対策に関する決議」において強調し、44年の中間答申においてもこの点を指摘した。

それらにおいて早急な実現を要望した児童手当制度による児童扶養の負担の軽減を強力に推進するとともに、家庭生活の強化、児童の健康管理の拡充、生活環境の整備、児童の事故防止などについて、抜本的かつ総合的な対策を強力に実施することが切望される。

### (3) 生産年齢人口の動向と労働人口

我が国の15歳から64歳までの生産年齢人口は、昭和45年に7,127万、総人口の69%をしめており、60年には8,109万に増加するが、総人口のうちにしめる割合は67%にやや縮小する。総人口のうちにしめる割合は世界各国の中で最も大きい方であるが、絶対数は出生ブーム期の出生者がこの年齢層に入りこんだ昭和37～39年間に激増した後は、出生減退期の出生者が入りこむために

毎年増加は縮少していく。

すなわち、生産年齢人口の年平均増加数は、昭和35～40年間の137万から、40年代には79万に、50年代には62万に縮少し、これにともなつて労働力人口の新規供給量もまた将来縮小しつづけることが予想される。それと同時に、生産年齢人口のなかでも中高年齢人口が絶対的にも相対的にも増加し、労働力人口もまた若年者が縮小し、中高年齢者の増大をきたす。

また、進学率の上昇による労働力人口の学歴別構造の変化、技術革新の進行にともなう技能労働力の相対的不足などに対処する方法を十分に考慮する必要がある。

さらに、中高年労働力の活用のための方策や、女子労働力人口の、適性と能力に応じた活用の増大、とくに既婚女子の就労と家庭の健全化に対する配慮も今後ますます重要な課題となるであろう。

#### (4) 人口老年化にともなう課題

低水準の出生力の持続によつて、わが国人口の老年化は今後、欧米諸国に比べてきわめて急速に進行することが予想される。すなわち、65歳以上の人口は、昭和45年に



は、734万。総人口の7%を占めているが、55年に1,000万をこえ、60年には1,150万、総人口の10%をしめるものと推計され、最近の欧米諸国の水準をみとなる。

このように絶対的・相対的な拡大が予想される老年人口の心身の健康を保持、増進させるよう、現在死因別死亡の過半をしめる成人病などに対する医療対策の充実が基礎的に重要である。

戦後における経済、社会の急激な変化に順応することの困難な老年人口は経済成長の恩恵に浴することが少なかった。その上、従来は老年人口の生活の保障、仕事の配慮、病気の看護から孤独感やさみしさをいやすことまでをも処理してきた伝統的な直系家族制度は核家族化する傾向にあつて、老年人口に関するこれらの問題に対処する社会的な配慮の重要性が増大し、老人福祉の向上が緊急の課題となつている。

#### (5) 人口移動に関する問題

わが国の経済成長の高度化にともなう労働人口、ことに若年労働力人口に対する需要の増大は、大都市圏をいしは

既成工業地帯にいちじるしかつたので、農村から大都市への人口移動はかつてないほど急激かつ大規模なものとなった。

すなわち、住民基本台帳による転出入者数を全国としてまとめると、他府県間の移動は昭和36年までは200万にみたなかつたのに、その後しだいに増加して45年には423万、全国人口の4%に上り、そのうち46%は6大都市を含む都府県への転入である。その結果、人口減少を示す県は昭和30年代には25~26県にも上り、東北、北陸、山陰、四国、九州各地方を中心として、全国市町村の75%は人口減少を示した。

このように、人口移動が激化した結果、大都市は人口集積とともに、ますます外延的に拡大し、周辺地域のスプロール化が増大し、交通まひ、住宅難、環境の悪化など過密化の弊害をいつそう深刻化しつつある。他方、人口流出の激しい農山村、僻地などにおいては、防災、医療、教育など地域社会存続の基礎的条件の保持すら困難を、いわゆる過疎の問題を生じている。

昭和40~45年間には、人口減少県は20県となり、全国市町村(2276)のうち人口減少を示した市町村

(2335)は71%となった。また、大都市における都心部の人口減少地域が拡大した反面に、周辺地域の人口集積はいつそう激化するとともに、地方ブロックの中核的都市の人口増加も明らかとなり、とくに人口50万都市は広島を除き人口増加率も10~30%の高率を示した。将来は移動が最も集中する15~24歳人口は縮少していくから、そのがぎりでは将来、移動人口量は縮小することが予想されるが、なお都市化の進展、地域開発の進度によっても左右される。

また、若い生産年齢人口の集中の結果として、従来少なかった大都市地域の出生が増加し、農村地域の出生は縮減し、ひいては大都市地域の自然増加が増加した反面、農村地域ではこれが縮減し、中には自然増加がマイナスの地域さえ現われている。これらの傾向は、将来、都市と農村との間における労働力人口の需給関係にも影響するものと考えられる。

#### (6) 地域開発に関する課題

経済水準をはじめ生活水準、文化水準など各種の水準の地域格差を縮小させ、大都市における過密、農山村におけ

る過疎の問題を解決するために、昭和37年「全国総合開発計画」が策定され、この主旨に基づき、39年、新産業都市と工業整備特別地域が開発の拠点として指定された。

その後も過密・過疎の弊害は深刻化していったので、拠点開発方式の成果をふまえ、全国的なネットワークの整備と開連させつつ、各地域の特性を活かした大規模開発プロジェクトを実施し、均衡のとれた国土利用の実現を目指して、「新全国総合開発計画」が44年5月、閣議決定をみた。本審議会は、昭和39年の地域開発に関する意見書において、当時の地域開発は産業の発展に重きが置かれるあまり、地域住民の真の福祉の向上がなおざりにされていることに反省を促がした。すなわち、開発の主体が人間であり、開発の目的もまた人間であるという人間中心の考え方で地域開発を進め、人間の福祉の向上という地域開発の究極の目的を達成しなければならないとして、経済開発と均衡のとれた社会開発を進めるべきことを主張した。

しかるに、その後、かつての増加の勢は低減したとはいえ、大都市圏とくに周辺地域への人口集積はいぜんとして継続し、環境破壊はますます増大しつつある。また、大規模な地域開発が各地で進められるとともに、環境の悪化は

地域住民の健康を害するなど、住民福祉の向上をはなはだしく阻害していることは重大問題である。

(7) 人口資質に関する問題点

わが国人口の最近の動向を考察すれば、以上のとおり、人口革命による年齢構造の急激な変化は、経済成長の高度化による若年労働力人口、技能労働力人口の需要増加と相まって、わが国の人口問題は、過剰人口といった量的な問題から、昭和30年代の後半以後、人間能力の開發などの基盤としての人口の質的な問題が中心課題となつてきたことを示している。人口資質に関する問題は、出生にはじまり、人間のライフサイクルに亘じた各時期においてそれぞれ異なつた課題をもつている。他方、地域人口の変動にもなつて、これら各時期にある人口すべてについて、人口資質の向上に関連する課題をもつている。

ここにいう人口資質とは、人間の集団としての遺伝的素質、形質、性格、知能、あるいは教育程度などの各種の属性をいう。換言すれば、肉体的、精神的および社会的エネルギーの状態などの機能的側面における諸性質の総合とされたものである。

したがって、人口資質を向上させることは、人間性を基調とし、その潜在能力を開発し、健康な生存を全うさせるため、生活の環境を改善し、生体の機能をより良く変えることであると同時に、次世代への良質人口を遺産としてのこすことを眼目とすべきである。そのためには、健全な家庭形成の基礎としての配偶選択等に関する正しい認識を重視し環境の改善においては常に人間中心の考え方を基本とすべきである。

現下の日本における人口資質向上の最も基本的な問題としては、国民の健康増進、体位体力の向上が重要であるが欧米諸国に比べて立ち遅れている妊産婦死亡率、幼児死亡率の改善はもちろん、栄養の改善、母子保健対策の充実、児童の健全育成、成人病の予防・治療、リハビリテーション対策の強化などが重要な課題となる。また、最近では成人病による死亡について死因別死亡の第4位をしめる不慮の事故の約半分をしめる交通事故とくに自動車事故による死亡の増加に現われているように、交通事故による死傷者の激増は重大な問題であり、とくに犠牲の多い幼少年、老人を中心として交通事故防止対策を図ることは最も緊急の課題である。

わが国の身体障害者は約141万（昭和45年10月、身体障害者実態調査）であり、精神薄弱者は少なくとも50万（昭和41年9月、精神薄弱者実態調査）と推定され、さらに精神病者57万、その他の中毒性精神障害、精神病質（性格異常）神経症など27万（いずれも昭和39年9月、精神衛生実態調査）と推定される。これら心身障害者は、戦後における社会生活の複雑化、都市化の急激な進展とともに増加の傾向にあり、とくに最近は交通災害や衛生公害などによって心身障害児とくに身体障害児も漸増しつつある。これら心身障害者の社会生活を営む上でのハンディキャップに対しては、身体障害者福祉法、精神衛生法、精神薄弱者福祉法等に基づく施策により、それぞれ治療、各種のリハビリテーションなどの援護措置がとられている。しかし、今後もその発生防止にさらに努力することが重要である。

また、都市化の急激な進行によって非行や犯罪も増加しつつあるが、きびしい社会的環境に順応することの困難なこれらの人口に対して、家庭、学校、社会における諸教育ならびに生活環境、社会環境の両面から、その発生防止に努力することが要請される。

進学率の上昇傾向はいちじるしいが、人間能力開発の見地からは、技術革新の進展にともない、家庭教育、学校教育、社会教育の在り方が再検討されなければならない。とくに、人口資質向上の基本としての健康の増進は教育効果に期待するところがきわめて大きいにもかかわらず、学校における保健、体育の現状、さらには一般国民に対する保健衛生教育については不十分な点が多く、諸体制の改善とともに、とくに保健と体育の指導者の養成とその適正配置が強く要請される。

すでに記したような人口都市化、あるいは大規模な地域開発の進展にともなつて、公害の発生または増大、生活環境の悪化が住民の生活や健康に重大な影響を与えつつある。こうした影響は、とくに幼少年人口や老年人口にいちじるしく、その防除対策、改善が人口資質向上の観点から強く要請される。また、家庭の機能が円満に發揮されるべき場としての住宅は、量的な充足のみでなく、質的な向上がきわめて重要なことに留意すべきである。

公害の防除については、本審議会がすでに昭和38年の地域開発に関する意見書において指摘したところであるが、最近ますますその被害が拡大しており、その防除、予防の



ための根本的、総合的な施策の強力が十分な実施は緊急の課題である。

さらに、保健医療、社会福祉、教育、文化に関する諸施設は相対的な遅れが目立っており、国民福祉の向上はもとより、豊かな国民生活によって人口質の向上に資するといった見地から、それらの整備、拡充にいつそうの努力が要請される。

#### (P) 人口質向上の意義

人口質に関する以上の問題とは、出生から死亡にいたる各時期に応じて、それぞれ重点をおいた施策を必要とし、とくに人口革命による年齢構造の急激な変化を示しつつあるのが国人口については、そうした配慮がよりいつそう重要である。

そもそも、人口質の問題が、生体の精神的、肉体的健康の維持増進に集約されるとすれば、それはいうまでもなく、経済成長の手段ではなく、国家政策の主目標とならねばならない。しかるに、最近の環境の悪化など、いずれも人口質を損なう方向に悪影響を及ぼしつつあることは憂慮にたえないところである。

経済的な繁栄が、物質的な生活基盤の安定をもたらす反面、このような悪影響を及ぼしつつある状態に対しては、できるだけ速やかにこれを是正することが重要である。

人間の体力、知力、精神的能力の向上のためには、国民各自がその人間性の尊重に収斂してこれらの正しい開発の意欲をもつことがその根幹である。そのためには、これらの重大性に関する教育を学校教育、社会教育を通じて組織的に行なうことが重要であり、したがってまた、これらの教育を実施すべき教員あるいは指導者の養成を拡充する必要がある。

人口資質の向上をはかる上において、さらに重要なことは、社会生活における人間性の回復である。今日の高度に発達した物質文明への到達過程においては、社会と家庭のいずれの場合でも、本来的に人間の属性であるべき愛情が不足しがちとなり、愛する心を失った人口集団が将来に引きつがれる恐れなしとはいえない。失われがちな愛情や連帯感を醸成するためには、家庭、近隣、地域ならびに職域などにおける実践の場を通じていく方法しかない。このためには、生涯教育の見地からする家庭教育、学校教育および社会教育がきわめて重要な役割をになうのであり、社会のあ

り方、行政施策の全体にこのような視点を反映させていかねばならない。とくに今後増加する老年人口、相対的に縮小する幼少年人口は、ともに社会による暖かい保護を必要としており、児童の健全育成のための諸施策と豊かな老後を実現するための諸施策とは、人口資質の向上という観点に立ち、人間としての連帯、共感を具現する社会的制度として強化されねばならない。

## 2 優生対策と保健教育

### (1) 遺伝病等の予防

わが国は欧米諸国にくらべて、いとこ婚をはじめとする近親婚の率が高く、そのために流死産や劣性遺伝子による疾患の危険が大きい。また、その他の遺伝性の疾患や好ましからざる形質も、環境における電離放射線や突然変異誘起物質の増加、治療技術の進歩によつては、むしろ増加するおそれが少ない。人類集団の中のこれら好ましからざる遺伝的荷重を減少させるような方策を講ずることはきわめて重要である。したがつて、人類の発展に災いするがごとき悪質遺伝病を事前に防止するために優生保護法の活

用による遺伝相談の普及、これにあたるカウンセラーおよびその教育担当者の養成、人類遺伝学の教育研究施設の拡充、保因者発見法と出生前診断法の開発はとくに緊急を要する方策である。

## (2) 結婚対策

若年齢人口の大都市への集中にともない、あるいは職場において、海、山でのレジャーの機会において、男女交際はかなり自由に行なわれるようになった。このような情勢は必然的に男女の配偶選択の自由を高めつつあるが、人生経験の浅い若者にとっては、自己にふさわしい伴侶を選択する能力および結婚生活の意義に対する自覚に欠けるところなしとしない。場合によっては健全な家庭生活の持続が困難となり、ひいては人間関係に亀裂を生じ、さらに子供的人格形成にも好ましからざる影響を及ぼすことも考えられる。したがって、これに対し配偶選択ならぬに家庭不和に関して助言を与え、人間関係の調和が計られるよう対策を講ずることが必要である。かかる対策を推進するためには結婚相談所の活用援助を計りうるような制度の確立とともに、結婚助言者の養成、婚前指導のための研修会の開

催など、各種の積極的の方策をとることが必要である。

### (3) 早期成熟と性教育対策

戦後、児童の発育の急速化にともない、性的成熟化も早まっている。しかし、平均初婚年齢は男子27歳、女子24歳（昭和44年）で、成熟後結婚までの期間が延長され、ために性に関する好ましくない事件が青少年の間に発生しつつある。

豊かな正しい男女交際を確立するとともに、若年者の所得向上、住宅対策などにより結婚条件を整備し、男女関係の誤まった方向をとらせる要因をとり除くことが重要である。そのためには、家庭、社会、学校が勇気をもって性問題についての正しい認識を深めることができるよう、性教育に対する適切な措置を講ずる必要がある。とくに、青少年は性病について無知に等しく、梅毒などはその無痛性の故に感染期間が長くまんえんする危険性が增大しよう。

また性的異常性格者のために純真な青少年が傷つけられることも看過できない事実にかんがみ、これらに対する万全の対策は緊急を要する。

### (4) 保健教育の充実と組織化

人間の体力、知力、精神的能力の向上のためには、国民各自がその人間性の尊重に依りてこれらの開発の意欲を強くもつことがその根幹であり、これを育成し、充実した諸施設を十分に活用する必要がある。このためには、出生より死亡にいたる各時期を通じて基本的に必要な問題についての組織的を一貫した保健教育を実施する必要がある。そのための専門教育者の充実をも必要とする。とくに小中学校年代における教育においては、その知的教育のみでなく人口資質向上のための基本的技術とともに、これらの重大性に関する教育を十分に行なうことがきわめて重要である。このために、それらの教育を実施すべき保健関係教員のこの方面についての教育能力をも格段に向上させるとともに、量的に充実させることが要請される。

## ジ 出生と幼少年人口の健全育成

### (1) 健全な出生力の保持

わが国人口の動向を安定させ、適正な人口の年齢構造の保持を考慮することが重要である。また、健全な出生力を保持するためには零歳児死亡に対する対策にとどまらず、

胎児についても、心身障害者の発生予防に着目した大規模研究の推進など適切な対策がとられることが必要である。

## (2) 妊産婦対策の強化

妊産婦に対する対策もかなり進展してはきたが、妊産婦死亡率は欧米諸国にくらべてなお高いので、今後はさらに妊娠中の母体の健康管理を強化し、異常妊産婦に対する処置および安全分娩に対する体制を整備することが重要である。

## (3) 健全な家族計画の普及

優生保護法による人工妊娠中絶件数は減少しているものの、昭和45年にもなお出生数の3.8%に上っている。人工妊娠中絶の乱用を防止するため、健全な家族計画を、未だ普及の遅れている階層を中心に、なお普及させる努力が重要である。真に近代的な家族計画は、単に家族の大きさを調整するばかりでなく、家族全体の幸福な生活を確保するためのものでもなければならぬ。

## (4) 乳幼児死亡の改善

乳児死亡率はいちじるしく改善されたとはいえ、農村の

それは都市にくらべてなお高く、幼児死亡率もまた欧米諸国に比べて改善が遅れており、従来から多い溺死のほか、最近は自動車事故による死亡が増加している。一般の交通事故防止対策とともに、幼児の保護監督の強化、安全な遊び場の確保など、広い視野からの対策を考慮することが必要である。

#### (5) 児童福祉対策の強化

勤労婦人の増加、核家族化の進行などによって、保育所に入所を必要とする児童は増加し、昭和42年には約149万人（同年9月、厚生省、要保育児童実態調査）と推定され、調査時点において約51万人を収容すべき保育所が不足している。保育所の増設のほか、乳児保育所などの保育対策の充実が重要であり、児童館、児童遊園、心身障害児のための施設、養護児童のための乳児院などの施設など、児童福祉施設の整備が要望される。

なお、母子家庭をはじめ欠損家庭に対する福祉年金、児童扶養手当、母子福祉センターなどの福祉対策についても整備の要がある。

#### (6) 年少者の保育と社会的訓練



出生力の低下、核家族化などによる家族の規模の縮小、児童数の縮小は、かつて兄弟姉妹の向で自然に行なわれていた社会的訓練の機会を少なくし、親がその責任を果さなければならぬ環境にあるのに、現実には無関心的な放任または逆に保護過剰などの問題が生じている。

都市での共働き、農村での出稼ぎ家庭の「カギツ子」などの問題があるが、このような家庭は、今後も増加が予想され、年少人口に対する家庭を含めた社会的環境の整備はますます強化される必要がある。

それらの課題に通ずる根本的な問題は、子女の養育についての、最も重大な基本的な責任はその親にあるという認識を、とがく忘れられがちな最近の世情にかえりみて、あらためて大いに喚起することが重要である。そうした基本的な認識をふまえて、社会もまた児童が成長の過程において受脩とか連帯感を身につけるような体制を作っていく必要がある。また、子供の人間形成の観点からは、共働き世帯であるなしにかかわらず、すべての子が、親の希望に応じて昼間保育に出すことが可能なような施策が考慮されるべきである。

## 4 青壮年人口と労働力

### (1) 縮小する若年労働力

昭和30年以降 15歳未満の年少人口は絶対的にも相対的にも急速に減少しており、若年労働力の新規供給量は、今後少なくとも、15年先までの枠はすでに与えられたものと考えられるから、産業の側でこれに対応することを考えねばならない。絶対数が少なくなることを思えば、その能力の積極的な開発の重要性は従来にもまして高まることとなる。

### (2) 能力開発と教育

進学率の上昇傾向はいちじるしいが、教育のあり方は人間形成を基本にしつつ、経済、社会の発展、技術革新の進展による要請に対応するように、教育体系の整備を要する。将来、技能労働者の相対的不足、事務系労働力の供給過剰を生ずる可能性もあるから、労働力受け入れ側の企業のみでなく、一般社会における学歴偏重の考え、技能軽視の風潮を是正し、職業意識の転換をも促して、わが国産業構造の変化を考慮した指導、教育が要請される。たとえば、高等

教育機関における高度の専門教育の充実、職業教育訓練を重視した高校段階の教育の多様化、中学、高校における進路指導の強化に努めることが重要である。このような方向の下に、個人の要求、適性に応じた教育、訓練によつて能力開発に努力することが重要であるが、人間としての円満な能力開発に関連して、生涯教育の観点から、家庭、国、社会の役割りがそれぞれいかにあるべきかを再検討することが重要である。

### (3) 労働力の質的調和

最近の労働力不足は、単なる量的なものでなく、高度の経済成長を支えてきた重要な柱である技能労働力人口の需給のアンバランスによる質的なものである。技術革新は今後も急速な進行が予想され、またその内容、性格が変化していくことが考えられ、労働がきわめて専門的な、また高度なものに分化していくことが避け難いと思われる。したがって、これに対応する労働力人口の質的構成の問題が重要であり、優秀な素質をもつ者に対しては、その素質を活かすような教育、あるいは環境を与えるなど、能力開発の方途を講ずる努力が必要である。

#### (4) 出稼ぎ労働力に対する配慮

近年、農村からの農閑期を利用しての定期的な数カ月  
にわたる出稼ぎが少なくないが、子女の教育にも好ましく  
ない影響を与え、円満な家庭生活を損なうおそれなしとし  
ない。このような雇用のあり方、またこうした労働力を利  
用せざるを得ない産業体制について再検討を加える必要が  
あるが、とくに定期的な出稼ぎ者に対しては企業側にその  
家庭面を考慮した福祉対策を要請することが必要である。  
また出稼者を出す市町村は出稼者との連絡を強化し、不慮  
の事態に対応できるよう社会的な配慮が重要である。

#### (5) 女子の労働と家庭の健全化

女子労働力人口については、適性と能力に応じてその活  
用の増大が期待され、家族構成の変化により既婚女子の労  
働力化も従前より容易になっていると思われる。

しかし、既婚女子の就労については、その勤労に対する  
適性、能力と家事、保育の労働とが両立する限度におい  
て行なわれるべきであり、とくに家庭における子女の養育  
については、乳児期から3歳までの母子の親密な接触関係  
をもつことの重要性を認識し、育児期間中の育児休職など

母親が家庭に戻ることができるような措置をも国として考慮すべきである。保育所のあり方も、できるだけ家庭環境に近いものにする工夫が必要であり、子女の養育において暖い人間関係が損なわれることのないように、できるだけ配慮をすることが重要である。

#### (5) 勤労婦人の母子保健対策

また、都市勤労婦人の増加、農村婦人の労働過重は、とくに妊娠初期と後期において母体および胎児にとり重要な時期であり、特別な配慮を必要とするが、一般に妊娠中は労働生活と家庭生活との二重の責任から、家庭婦人に比べて体力的な負担が重く、職場での精神的負担や通勤による負担から流産、早産または死産にいたる率も高いといわれる。女子人口の資質向上の見地からは、これらの予防措置については就業のあり方、労働衛生について十分な考慮が重要なことはいうまでもなく、職場の改善はもとより住宅対策や通勤対策など十分な配慮が要請される。

## 5 急増する老年人口

### (1) 健全な老年への準備は青壮年時代から

老人が幸福な人生を全うするためには、心身の健康状態を積極的に維持、増進させることが基礎であることはいうまでもないが、それは青壮年からの健康に対する十分な配慮が背景とならなければならない。そのためには、青壮年期からの健康管理のためのシステムを十分に整備するとともに、国民が積極的に、これを活用しうるようなサービス体制の確立が必要である。また老年期の保健衛生、栄養さらに精神衛生に関する指導ならびに社会教育を充実させることが重要である。それとともに、老後の生活設計もまた青壮年時代から心がけ、準備しておくことが可能でなければならない。

### (2) 成人病対策の強化

65歳以上の死亡数のうち、昭和44年には、脳卒中によるものが32%、がんが14%、心臓病が14%、計60%をしめている。これら、成人病の罹患は、壮年、老年労働力の損失であるほか、家庭生活の破壊にもつながるもの

として、青壮年期からの一貫した健康管理による予防と早期発見、治療、リハビリテーションなどに対する施策の強化拡充が重要な課題である。成人病対策には多くの経費を必要とするが、現代の医学を活用することによって早期発見による予防が可能であることを考えれば、これに要する十分な対策費が必要である。

### (3) 老齢保障の拡充

老人の生計維持は、現在から近い将来にかけては依然として子の扶養の比重が欧米諸国に比べて大きく、公的年金は、制度の発足以来日が浅いため、昭和43年では65歳以上老人のうち拠出制年金、恩給等の受給者は25%にとどまり、その給付額もまた低い。老年人口が増加していく将来に備えて、これら制度の整備、強化拡充が重要であるが、当面老齢福祉年金の引上げを図るなど、老後対策にかさねしい年金給付の充実が要請される。

また、老年人口に関する健康管理、疾病の予防、治療、アフターケア、リハビリテーションを一貫した体制の下に実施することが必要である。さらには、稼得能力のなくなった場合の医療給付の改善など、現在、抜本的な改革が

迫られている。わが国の医療保障制度において、増加の予想される老年人口の医療保障の整備が十分に考慮されることが要請される。

#### (4) 就労と定年制の再検討

定年制は最近延長の機運にあるが、定年退職者はなお労働能力を十分に残しており、その74%がふたたび雇用されている（労働省昭和45年 定年制到達者調査。）このように生計維持のための就労の希望が大きいことを考え、賃金体系などの検討とともに、この際、定年制の延長ならびに就労期向の延長を再検討する必要がある。

ただし、老年期の心身の諸機能の衰えをも考慮して、老年労働力の適職を見出すこととともに、技術革新を導入して職場体制を変えたり、産業間での労働力人口の流動性を高めるような施策を講じて、それらの労働力の十分な活用を図ることが要請される。

心身の活動能力がそれほど低下していない定年退職後の場合には、若年労働力の不足を補おうといったことよりもむしろ積極的にこれまでの経験ないしは技能を活かし、可能なかぎり、その労働をもって社会に貢献することに意義



を見出すべきである。ただし、それは年金受給年齢に到達した後も就労収入をもって生活を支えるというのではなく、働らくことによつて社会的活動への参加の意義を見出し、生きがいをもたせることでなければならない。

#### (5) 老人を忘れない家庭生活

家庭生活の近代化によつて、従来のように老人が大家族のうちに安住できなくなつたが、それにもかかわらず住宅不足や経済的保障の不十分もあつて子との同居が65歳以上人口の27.7%（昭和43年 国民生活実態調査、付帯調査、高年者実態調査）によつてゐる。こうした同居の場合でもお互いのプライバシーを守り得る住宅構造が望ましい。

住宅対策としては、欧米のように子が近隣に住み老人と接触し合えるような別居老人のための住宅の建設が必要である。集団住宅においては、老人のみの集団住宅もしくは同一高層住宅での別居のいずれがよいかなど、希望に応じて、各種の形の同居、別居を選択しうる余地を拓けることが対策の中心とならなければならない。なお、経費を一部本人が負担する軽費老人ホームは施設数も少なく、希望

者の入所が困難であるから、その増設が必要である。

#### (6) 孤独な老人への対策

老人福祉施設については、居宅での世話が困難な低所得階層の老人を収容する養護老人ホーム、とくに複雑な介護を要する ぬたきり老人を収容する特別養護老人ホームの増設がとくに要望される。

居宅老人のうち、ひとりぐらしの老人は約 62 万人（昭和 45 年 厚生行政基礎調査）ぬたきり老人は約 31 万人（昭和 43 年 国民生活実態調査）に上っている。これらの人々に対しては、ホームヘルパーまたは保健婦の派遣などの公的サービスの充実とともに、グット・ネイバース・システム（善き隣人の制度）のような奉仕活動などを推進し、地域社会の連帯と関心を高めることが重要である。

#### (7) 老人の社会活動への参加

老人にとっては、心身の健康や社会参加意識の保持のための就労も「生きがい」対策として大きな意義があり、心身の機能に適した軽作業の機会を与えることが必要である。また、仕事をしない場合でも時代に遅れないように新しい

ことを学び教養を高める努力をすることは、老人自身の社会における地位を高めるとともに精神の充実感をますものである。この意味でも、老人クラブの育成や老人福祉センターのような地域社会における社会的活動の場を整備していく必要がある。さらに今後は、老人自身もその健康と生活が許す限りにおいて、若い世代との交流、ぬたきり老人、老人ホームへの訪問活動、前職を生かした奉仕活動等、地域社会への奉仕活動を通じて社会参加性を強化し、地域社会の構成員としての老人層の役割形成を積極的に生かしていくことが望まれる。

## 6 心身障害者等の問題

### (1) 身体障害者に対する対策

身体障害者は、今後、先天的要因ならびに後天的要因によつて増加することが予想される。とくに、今日の激しい技術革新の速度や規模の拡大は工学機械体系の下に運営され、生体としての人類の体系としだいに不調和をもたらす危険性をはらんでいる。

しかも、交通事故をはじめ、各種の災害は、健康であつ

た人口を一瞬にして損傷することを考えれば、これが防除対策はゆるがせにできない問題である。

したがって、家庭、学校、社会の場における適切な対策と予防訓練はもとより、とくに職場における安全対策の強化は緊急の課題である。

かかる見地から従来の定期的な健康管理方式にとどまらず、事故防止のために事前の機能検査、たとえば疲労度の判定などの管理制度を考慮することが重要である。不幸にして身体障害者となったものについては、その治療体制の確立、社会復帰に閉して万全の対策をたて、また、先天的な身体障害者に対しては、これらの障害の種類、程度に応じて、社会復帰を可能ならしめる援助施策を確立することが要請される。

## (2) 精神障害者の医療の再検討

戦後、社会生活の複雑化とともに精神障害者は増加し、とくに過密都市にいちじるしい。精神医学の進歩、新薬の開発、精神病床の増加にもかかわらず、精神医療体系の体質の脆弱性や管理の非近代性、あるいは精神病院のあり方について問題がある。精神衛生についての国民の正しい理

解、協調と、精神障害者の人権尊重を基調とし、精神衛生センターの整備などの地域精神衛生リハビリテーション、社会復帰などの精神医療体制の充実、精神科医、その他専門治療保健委員の養成、経済的配慮などの施策は今後いっそう強化していく必要がある。

### (3) 社会的順応の促進

戦後の社会、経済状況の急変にともない、価値観が変動し、また社会生活に対応した人口の変動や、個人の態度に変貌がみられているが、とくに成長過程にある青少年は、心身ともに動搖期にあるため、これらの生活条件に順応するための自己調整に困難をきたすものが少なくない。

また一般成人にとっても、急速な都市化などによつて、家庭環境や職場環境における人間関係に疎外をきたし、ひいては精神症におちいり、社会生活に順応することに困難な状況下におかれるものもある。

とくに若年労働力人口の都市集中は、この受け入れ企業側の寮生管理問題をはじめ、諸種の人事問題を発生させている。

したがって、家庭、職場、社会における人間関係の不調

和は、ひいては青少年の非行、犯罪として表面化している。また、経済成長の利益を受けることの薄い層に対しては、所得保障、社会福祉の整備充実を図るとともに、不順応によるノイローゼの人々に対しては、周囲の暖い人間関係によつて立ちなおれるような生活慣行を助長する必要がある。

とくに、青少年に対しては家庭、学校、社会における諸教育とともに、住民参加のできるような健全な大衆スポーツを奨励し、また、レクリエーション施設を整備し、さらに老若ともに楽しみつつ人間関係の調和回復が期せられるような住民広場を建設するなどの努力によつて、社会的順応を妨げる諸要因をとり除くことが重要である。

## 7 地域人口の変動と環境

### (1) 地域開発の方向

昭和40年代に入つて、大都市圏への人口集積はなお継続しているが、かつての増加の勢は依減し、地方での中核的都市の人口増加もようやく上向くという。いわば「分散的集中」といつた地域人口の新しい動向をうかがうことができる。昭和60年には、1平方キロ327人という高密

度となるべき日本においては、すでに人口集積のいちじるしい大都市圏の再開発を図るとともに、地方中核的都市を中心とし、環境保全に努めつつ均衡のとれた高度土地利用を図ることが地域開発の今後の動向となるべきである。

過密地域については、住宅不足、通勤難、生活環境の不備、公害などの問題解決のための強力な対策を実施し、地方中核都市についても、現に大都市圏の悩みの種である公害の分散であってはならないのであり、住みよい都市づくりには、地域住民の意向を尊重し、その協力の下に住民福祉の向上を図り、たとえば公害の防除対策などを十分にとりいれた施策が実施されねばならない。また、過疎現象を示す地域については、集落の再編成や拠点集落への生活環境施設や社会福祉施設の集中的整備などの施策が必要である。従来、提案されながら、実行されなかったこれらの対策を、総合的、体系的な計画によって強力に実施しなければならぬ。

## (2) 環境悪化と人口資質

大気汚染、河川の汚濁、地盤沈下、騒音、塵芥、廃棄物などの公害が既成の大工業地帯や開発地域において住民の

生活と健康に重大な影響を与えつつあり、その防除対策が緊急の課題となっていることも、本審議会の地域開発についての意見書においてすでに指摘したとおりである。ところが、その後自動車排出ガス、工場排水、農薬などによる公害の問題は急速に増大し、わが国人口の資質にとり返しのつかない影響を与える危険すらはらむ重大な問題となつてきている。公害対策に関しては、すでに上記の意見書において、公共施設の整備も必要であるが、企業に第一的な責任があること、公害の防除設備の設置義務を課するといった強い態度で望むべきこと、都市計画に公害防止の観点をも十分にとり入れるべきことなどを要請した。

その後、環境悪化がますます拡大して問題が重大化してきたために、昭和42年9月公害対策基本法が制定され、公害対策が予防的観点に立つて総合的、体系的な整備の第一歩がふみだされ、人の健康保護や生活環境の保全のための環境基準が相ついで設定された。しかし、その環境基準を達成するために、今後も汚染物の排出規制の強化、公害発生源の取締強化、監視測定体制の整備、さらには公害防止技術の開発を推進させることは、わが国人口資質の保持向上にとって緊急の課題である。



### (3) 人口資質を高めるための住宅環境

急激な人口集積、核家族化など世帯の細分化によつて大都市圏における住宅需要は膨大な量に上つている。人口資質の観点からも、家族の団らん、休息、睡眠あるいはプライバシーの確保などの観点から、家族の心理的、情緒的な満足感を満たすべき場として、住宅の質の向上は重要である。

すでに、本審議会の地域開発についての意見書に指摘したとおり、地価の高騰の抑制に強力な対策を講ずるとともに、政府および地方自治体等による公共住宅の建設を促進させるべきである。住宅の狭小が希望する子供数を制約する条件の一つであるが、今後の住宅は、結婚、妊娠、育児、とくに人格形成の基礎が準備される幼児期の生活に重要な意義をもつことを考え、これらに適した広さと環境（庭、子供の遊び場など）をもち、健康的、衛生的であることが要望され、公共住宅のみならず民間住宅についてもこのような方向へ育成、誘導する対策は人口資質の向上という観点からも重要である。

### (4) 都市における環境整備

大都市圏への大規模の人口集積による生活環境の急激な変化が、抵抗力の弱い幼少年人口と、順応性の劣る老年人口に与える影響はいちじるしく、人口資質の観点からも、その整備は重要な課題となる。とくに、最近では全国の出生総数の39%は大都市を含む都府県に集中しており、これら大都市圏における児童の健全育成をはがするためには、本来住宅の一部であるべき子供の遊び場をはじめ、公園、緑地、散歩道、児童福祉施設など、社会公共施設を十分に整備することが必要である。また、老人のためにはこれらの施設のほがにも心身の状態に見合った生活環境施設の設置なども考慮しなければならない。

さらに、交通事故防止対策は人命尊重の見地から抜本的総合的な対策を緊急に樹立し、これを迅速に実施することを必要とするが、救急医療制度を確立するとともに交通安全施設の整備や交通規制などをすべて人間中心の考え方にたって進めなければならない。

#### (5) とり残された地域における環境整備

農村地域においては、生活水準の向上と生産の新たな展開に対応した環境条件の整備が望まれるが、産業の新しい

展開の可能性に乏しく、人口が激減し、老年人口がとり残される山村、離島、僻地においては、とくに重要である。住民の意向に応じてより高い水準の生活環境施設のある拠点的集落の再編成、生活圏を拡大するための基本的条件である道路の整備をはかることにより、保健医療や生活全般にわたっての便宜供与が容易になるよう総合的対策が図られる必要がある。

これらの対策は、国、地方自治体を中心となつて強かに推進されるべきことはいうまでもないが、たとえば、こうした各地域の生活を体験によって理解し、豊富で人生経験を体得させるために、一定期間、過密地帯と過疎地帯の小中学生を相互交流して生活させてみるようなことを可能な限りで試みてみる必要がある。同様に、高校生、大学生には、一定期間、社会的弱者（幼少年、老人も含めて）に対する奉仕生活の体験を得させることも考慮されるべきである。

#### (6) 環境保全と自然保護

工業化、都市化の急激な進展によって、市街地化が激しく、昭和45年には「人口集中地区」の人口が全国人口の

53%をしめるにいたったが、これらの周辺地域では平地  
林々農地が住宅建築のためにつぶされていく。また、土木  
技術の進歩による大規模な自然改造の結果、豊かな自然が  
急速に破壊されつつある。自然の破壊された都市にあつて  
は、それら自然の人工的な再生に努めることが重要である  
が、その他の地域の開発にあつては、自然的条件に適応  
した。すなわち人間と自然との調和を図るような国土の有  
効利用でなければならない。限られた自然や文化財は、貴  
重な国民の資産として保存し、伝承していくことはわれわ  
れの義務である。豊かな自然環境を確保することによつて  
人間生活を快適にし、人間福祉の増進に役立たせることは  
人口資質の向上のために重要な課題である。

#### (7) 新しいコミュニティ（地域社会）の建設

個人の生活の向上についての関心や意欲は、戦後、とく  
に最近高まってきたが、個人の第一義的な生活圏である地  
域社会についての近代的な意識や関心がきわめて薄いこと  
も、地域開発に関する意見書においてすでに指摘したとこ  
ろである。地域社会の健全な発展のためには、地域住民自

体が高い水準で判断し、それに参加することができるような自主的な運動を喚起することが必要である。伝統的な地域社会が都市化や地域開発によつて崩壊したままになっているような地域では、真の住民の福祉向上をはかるために、このようなコミュニティ（地域社会）の育成が基本となるべきである。

また、このほかに、国民各自がその人間性の尊重に収めて、その体力、知力、精神的能力を向上させようとの意欲を十分にもつようにする方法としては、保健教育のほかに、たとえば、「愛育村」活動の成果などにかえりみて、地域住民の自主的組織活動の体制を強化することが重要である。人口資質向上のための諸施策、積極的な健康増進、幼児や妊産婦死亡の改善、成人病予防、交通事故の防止、公害の防除などの施策が真に地域住民の間に浸透して所期の効果をあげるためにも、かかる地区組織活動をぜひとも推進させねばならない。

## む す び

### 1 人口資質問題に対する基本的目標

人類の進歩とともに、身体的環境、その周囲の生活環境の変化が急激となり、自らが開発した科学技術の発達があるときには人類自らに害を与えるにいたった。環境の破壊は全世界的な、人類の生存にかかわる課題となり、国連主催の国際会議まで開催されるようになった。かかる情勢下にわが国の環境破壊は各国の中でもいちじるしい経済成長のゆえにその最たるものとも考えられる。経済、社会、文化など、あらゆる分野で人間尊重が叫ばれている今日、わが国人口資質を直接、間接に蝕ばみつつある公害など、環境悪化を強力にくいとめることは、現代に生をうけているわれわれの重大な任務といわれなければならない。それとともにわれわれ自体も、これらの環境悪化に対する防衛態勢をとるようになるとともに、人間の主体性を確立するための住民の自主的判断や、また連帯感を助長するような生活慣習を推進する対策が要請される。

わが国人口構造のかつてない急速な変動にともなう人口資質の向上が、いつの時代にもまして重要かつ緊急の課題となってきた。ここに指摘した問題の所在については、その多くはすでに昭和37年に本審議会が建議したものである。しかるにその後、要望したこれらの課題に対し、政

府の積極的な施策が十分でなかつた結果として、人口資質の向上が阻害される方向に事態の悪化を招いたといわざるを得ない。

本答申において、人口資質向上に関する施策について重きをおいて強調する所以のものは、本問題が全世界的な課題であり、同時に21世紀の次世代へ良質人口をのこすことが全人類生存への正直につながるわけの重大な任務であるからにはほかならない。

## 2 人間性の尊重

大都市社会にみられるような人間「疎外」のように、人間関係の損なわれた社会においては、不満、孤独、不安、焦燥、虚脱、倦怠といった不幸におちいる人間も少なくない。各種の精神障害あるいは性格の破綻、異常などは、大都市社会などでの精神衛生環境の悪化を基盤として生ずる不健康状態であり、このような状態を改善するためには、人間性を尊重しつつ各自が働くことができ、また、本来的に人間の属性であるべき愛情をもって互に接すること。こうした意味を正しく体験できるように、家庭、学校、職場での精神環境、物的環境を育成すべきである。

さらに、余暇の時代といわれる今後の社会にとっては遊ぶことも人間性の回復の観点からも重要なことである。

「遊び」は年少人口の生活にとっては教育とともに大きな比重をもち、社会的役割の比較的小さくなる老人にとっても余暇の活用は重要である。生産年齢人口にとっても、機械化など技術革新の結果として生活様式や考え方などが急速に変わりつつあり、消費生活の向上に伴うレクリエーション需要は増大しつつある。

生産性の上昇に伴う週休二日制などの普及とともに、今後余暇時間は増大するであろうが、そうした時間を真に楽しむことができるよう、自主的な自己表現として充実できるような制度、施設や環境の整備が要望される。主体的な積極的な遊びを楽しむ機会が提供され、ストレスやその他の不安を解消することができることは、わが国人口にとって物質的な豊かさのみでなく、精神的な豊かさをはぐくみ、その資質を高めていく上に欠くことができない重要課題でもある。

### 3 重点対策

人間尊重の基本理念に根ざし、今日失われがちな人間



性の回復を目指しつつ、最近におけるわが国人口動向についての問題点を考えれば、人口資質の向上はきわめて重要な課題であるが、それらの問題解決のための最も重要な対策として、次の諸施策がとくに強力に実施されることを要望する。

第1は、幼少年人口の健全育成である。次代をになう幼少年人口が人口革命によつて縮小している今日、親の代から受けついでよい素質にもとづくよい能力を十分に發揮させるように教育し、その適性に応じて社会に貢献できるように、質的にすぐれた人口を育成していくことはいつの時代にもまして重要な対策でなければならぬ。

第2は、人口老年化に対応する施策である。今後の老年化の急速な進行にかえりみて、今日死亡原因の過半をしめる成人病対策の充実を基礎として、定年制の再検討と就労対策に力を注ぐとともに、年金給付の充実によつて生活保障を確実にし、さらに生きがいのある生活を保障できるようにすることが重要である。

第3は、健全な家庭の形成である。妊娠、出産について次代をになうべき幼少年が人格形成の初期を過ごす場としての重要性はもとより、刺戟の多い社会から戻るとともに

人間性を回復する最も良い場としての重要性にかえりみて愛情をもって結ばれた円満な家庭が形成できるように努めなければならない。

第4は、前項のような家庭の生活の場としての住宅に対する対策である。今日、円満な家庭生活を営むに必要な最小限の要求をすら満たしていない住宅については、量的な充足はもとより、今後は人間が結婚から妊娠、育児、労働の再生産、そして老後を送るに相応した、質的にもより高き住宅の供給がきわめて重要な課題である。

第5は、交通事故対策の強化である。大都市から最近では地方農村にいたるまで自動車の増加にともない増加しつつある交通事故に対しては、とくに幼児や老人に犠牲をしいつつあり、人間中心に考えた、抜本的な強力な防止対策を早急に実施すべきである。

第6は、公害の防止対策である。大都市圏から地域開発の進展しつつある地域にまで、急速に拡大し、きわめて重要な社会問題にまで発展した公害についても、わねわねの健康を損傷するばかりでなく、生命をもおびやかしつつある重大問題として、すでに出発しつつある公害対策に真剣にとり組むことが強く要請される。

第7は、地区組織活動の推進である。保健教育をはじめ上記の人口資質向上対策を各地域の住民にまで浸透させる方法としては、新しいコミュニティの建設を図るとともに各地域住民の日常生活の場における自主的な組織活動によることが最も適当である。

以上の諸対策は、ある程度までは国民各自の自覚と努力にまつべきものではあるが、その多くは個人としては不可能なものであり、因なり、地方自治体が、国民の切実な要望に応えて、いな、そうした要望を事前に察知して予防的に強かに実施すべきである。

医学の発達によって人命救助の実をあげつつも、他方において交通災害や公害によって人命軽視の事実がみられることは、行政のアンバランスにも責任が向けられるべきである。

それら人口資質向上対策の中には、医学、公衆衛生学をはじめ、諸科学の活用によって効果の期待されるものも少なくない。しかも、対策の樹立に資すべき資料はなおいろいろと不十分であり、そのためには、最近発達の目ざましい情報科学によるシステムズ・アナリシスを活用するなど調査研究を促進させ、充実させることがきわめて重要で

ある。このような調査結果による資料を活用して、経済開発とこれと均衡のとれた社会開発などの諸計画を、すべて人間主体的に考えて総合的、体系的に樹立することが重要である。さらに、人口資質向上対策が社会開発計画の一環として強力に実施されるためには、経済開発のための対策に比してともすれば軽視されがちな財政的な裏付けを十分に確保できるよう、経費を惜しんではならない。

現代に生をうけたわれわれが、物質的な豊かさへのみ眼をうばわれて、これ以上にその資質を損傷することなく、よりよき生活環境をとり戻し、美しい自然環境を保存し、良質人口を子孫に伝えるために、上記の諸対策が、従来の建議や意見書のように無視されることなく、重点施策として真剣に、強力に実施されることを切望してやまない。

(参考)

厚生省発企第 8 号

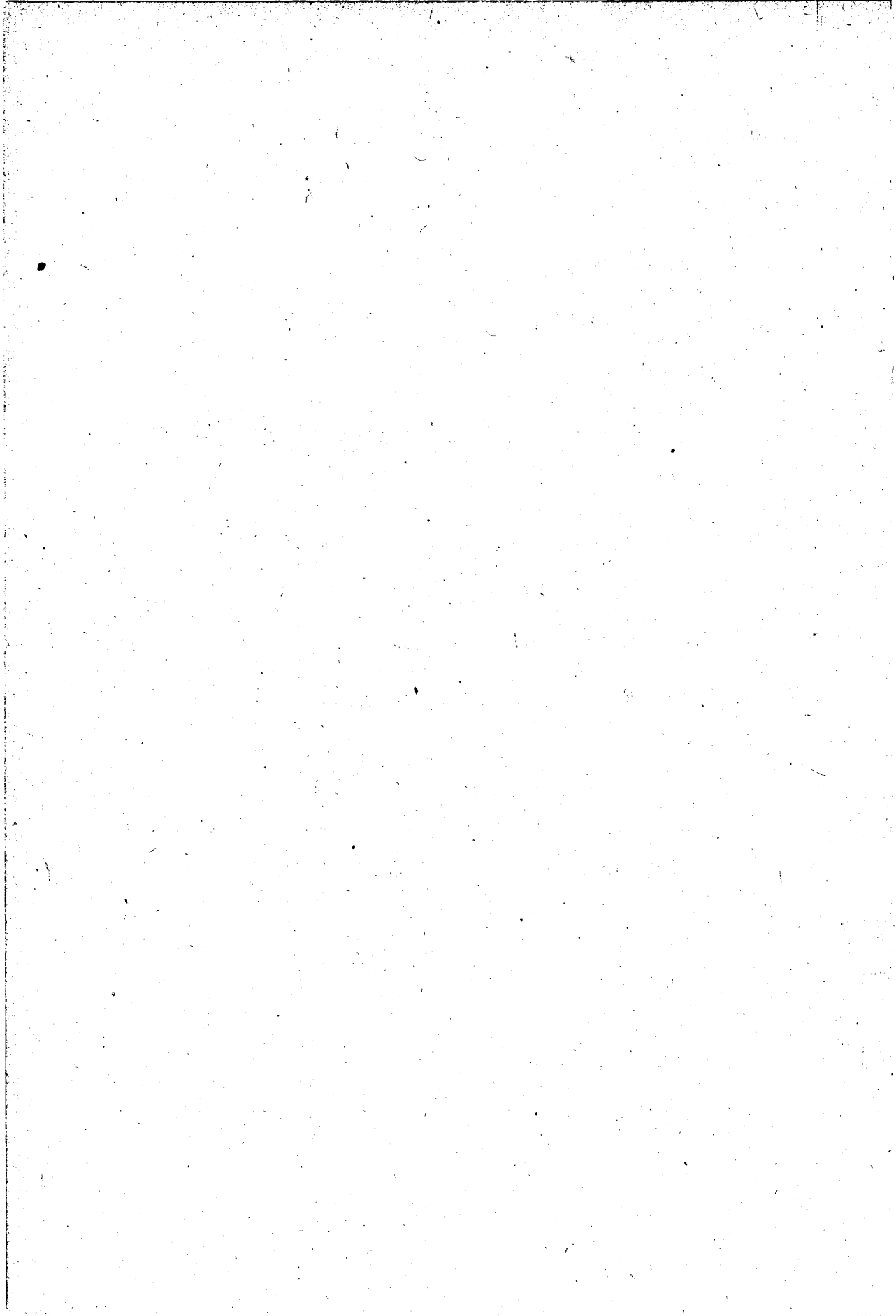
諮 問 書

人口問題審議会

わが国最近の人口動向にかんがみ、人口問題上特に留意すべき事項について会の意見を求める。

昭和42年4月26日

厚生大臣 坊 秀 男



附 録 人口問題審議会委員及び専門委員異動一覧表

第 一 章 緒 論



附 録

附録 人口問題審議会委員移動一覽

氏名	28年	29	30	31	32	33	34	35	36
(a)青木 均一									
安芸 敏一									
足立 正						2.1			
新居善太郎									
新木 栄吉			12.1	12.21					
安藤 画一	11.1		10.31						
(い)飯沼 一省	11.1								
伊大地良太郎									
石井英之助	11.1								
石川 一郎	11.1				11.30				
石坂 泰三	11.1								
石原 武夫		7.31	10.31						
市川 誠									
一万田尚登	11.1		12.10						
稻葉 秀三									
井上 英二									
(s)上野 幸七			12.1		6.15				

表

37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
									3.5		3.4
	12.18							2.15	2.5		2.4
		5.31									
6.1											3.4
		5.31									
		10.1									3.4
3.24											
		5.31									
									3.5		3.4
6.1		5.31									
		10.1									3.4

氏名	28年	29	30	31	32	33	34	35	38
牛丸 義留									
(元)江口見登留	11.1		1.6						
(お)大来佐武郎									
大志摩孫四郎						2.1			4.28
太田 英一									
太田 薫							6.10		
大浜 英子						2.1			
大堀 弘									
大山 正									
岡崎 文規								7.18	
小沢 龍									
尾高 邦雄								3.25	
小畑 惟清				12.1	5.8				
小汀 利得				12.1				1.31	
(か)賀川 豊彦	11.1							4.23	
金子 鋭									
鹿野 義夫									
亀井 光									12.1

37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
			6.2		6.6						
	12.18						2.15	3.5			3.4
		10.1									3.4
				9.30							
											3.4
8.30		5.31 10.1									3.4
					12.1						3.4
											3.4
6.1			4.20								
		5.31									
		10.1									3.4
							12.5	1.22			
2.16											

氏名	28年	29	30	31	32	33	34	35	36
川出 千速									
(老)北岡 寿逸								3.25	
木村 忠二郎	11.1				5.20	2.1			
(少)鯨岡 兵輔									
工藤 昭四郎					5.8				
熊崎 正夫									
久留島 秀三郎									
黒沢 潤三		7.9	10.31						
(二)小出 栄一								6.15	
弘津 恭輔									
小島 文夫				12.1				1.31	
五島 貞次								3.25	
小林 節夫									
小林 繁次郎									
古屋 芳雄								3.25	
(三)斎藤 邦吉	11.1				8.1				
斎藤 春				12.1					1.23
桜田 武									

37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
					8.15	9.20					
				9.30							
		5.31									
					2.2	11.30					
3.24								8.12		1.22	
6.1										1.22	
7.10											
					2.2	11.30					
										1.22	
									3.5		3.4
		10.1									3.4
											3.4
		10.1	8.6								

氏名	28年	29	30	31	32	33	34	35	36
笹山 忠夫	11.1		10.31						
佐藤 朝生						7.19		1.31	
沢田 節蔵	11.1								
(シ) 渋谷 敬三	11.1								
志村 富寿									
下条 康磨	11.1				11.30				
下村 宏	11.1				11.30				
(ナ) 杉本 利男						2.1		1.31	
住木 利男						2.1		1.31	
(ト) 高杉 晋一									
高田 浩運									
高田 正己								6.17	11.17
大塚 博邦									11.17
滝田 実			12.1						
武見 太郎					5.8				
田中 栄一			2.16		8.21				
田辺 繁雄					5.20	11.30			
谷口 寛		9.6	10.31						



37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
		5.31									
3.24							10.20				3.4
		10.1							1.22		
	12.10	5.31									
3.24		10.1		9.30							
		5.31									
									1.22		

氏名	28年	29	30	31	32	33	34	35	36
田宮 猛雄	11.1	7.9							
(7) 寺尾 琢磨	11.1								
(8) 富樫 総一									
徳永 久次					7.26			6.15	
(本) 永井 享	11.1								
中地 熊造									
中西 実					8.1	11.30			
中野 正一									
長村 貞一	11.1	7.30							
那須 皓	11.1				11.30				
(11) 西島 芳二			12.1						
(12) 根津嘉一郎									
(13) 野村兼太郎	11.1							6.22	
(14) 浜口 雄彦	11.1								
林 恵海	11.1								
原口 幸隆					10.12			6.10	
(16) 樋口 弘其								3.25	
(17) 福田 邦三	11.1								

37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
		5.31									
2.16		5.31									
		5.31									
		10.1				11.30					
			6.10		8.15						
				9.20							
			8.6								3.4
		5.31									
		5.31									
		5.31									3.4

氏名	28年	29	30	31	32	33	34	35	36
福武 直									
藤田藤太郎	11.1			10.11					
藤林 敬三	11.1								
藤山愛一郎			12.1		7.10				
藤原 節夫					8.21 11.30				
古屋 享									
(注)堀田 健男						2.1			
堀 秀夫									
堀井 利勝									
堀内 謙介									
本田 親男	11.1		10.31						
(注)前川 一男									
前田 多門	11.1								
正木 克									
松岡 駒吉	11.1		10.31						
松永 正男									
松村 敬一									
松本 滝蔵			12.15						

37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
		10.1									3.4
9.15											
6.1		5.31									
				9.30							
	7.9	5.31		11.24	7.2						
				12.1					1.22		
		10.1									3.4
							1.23				3.4
3.24											
6.1									1.22		
									10.1		5.22
	12.18	5.31									

氏名	28年	29	30	31	32	33	34	35	38
(双)美濃口時次郎									
三原 信一									
三谷 重信									
宮崎 太一	11.1	12.14							
(右)村上 茂利									
村瀬 直養	11.1								
村田 省蔵	11.1				3.15				
村山 道雄	11.1		10.31						
(右)森田 優三	11.1								
森永 貞一郎									
諸井 貫一	11.1								
(左)八木 淳									
安田 巖							7.10	1.31	
矢野 一郎	11.1		10.31						
矢野 智雄									
山際 正道	11.1								
山田 雄三	11.1								
山高しげり	11.1								

37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
		5.31									3.4
6.1											3.4
				12.1	11.30						
							4.1	1.22			
		5.31									
		5.31									
6.1	7.1										
		5.31									
				12.1				1.22			
										6.20	7.1
3.24											
3.24					7.8	7.7			3.5		3.4
3.24											

氏 名	28年	29	30	31	32	33	34	35	36
山中篤太郎	11.1								
山本 杉	11.1							1.31	
山本 登									
山本 正淑									
山本 光春			12.1		11.30				
坂元貞一郎									



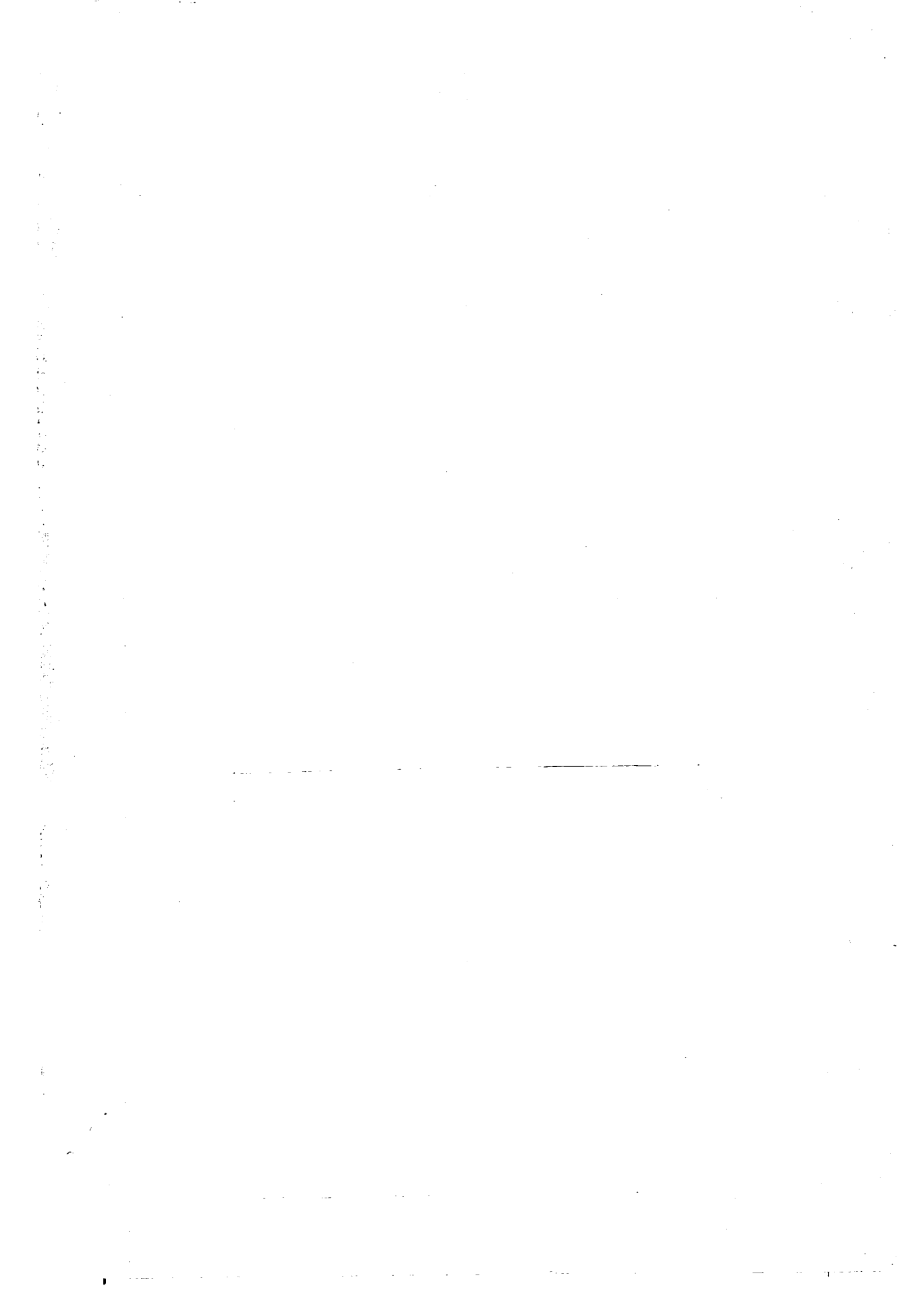
37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
		76									
		10.1									34
					66		8.42				
										7.1	2.27

人口問題審議会専門委員移動一覽表

氏 名	在 任 期 間
青 井 和 夫	37. 9. 15 ~ 48. 5. 1
青 鹿 明 司	44. 8. 15 ~ 46. 11. 17
渥 美 節 夫	41. 10. 15 ~ 44. 8. 12
網 野 智	39. 4. 17 ~ 39. 12. 1
飯 田 良 一	35. 9. 1 ~ 36. 9. 1
伊 藤 善 市	37. 9. 15 ~ 48. 5. 1
稻 葉 秀 三	28. 12. 10 ~ 37. 3. 16
伊 部 英 男	37. 1. 17 ~ 39. 4. 17
	39. 12. 1 ~ 44. 8. 12
上 田 正 夫	37. 9. 15 ~ 48. 5. 1
牛 丸 義 留	31. 6. 1 ~ 31. 7. 1
江 守 堅 太 郎	36. 9. 1 ~ 38. 4. 22
大 崎 康	34. 8. 25 ~ 36. 12. 12
大 島 寛 一	34. 6. 16 ~ 35. 6. 24
大 山 正	35. 3. 25 ~ 36. 11. 17
岡 崎 文 規	28. 12. 10 ~ 34. 4. 1
	34. 6. 10 ~ 35. 7. 18

小田村	四郎	46. 11. 17 ~ 47. 9. 21
尾村	傳久	33. 7. 28 ~ 38. 7. 9
加藤	寛	40. 4. 12 ~ 48. 5. 1
加用	信文	28. 12. 10 ~ 48. 5. 1
北岡	寿逸	28. 12. 10 ~ 35. 3. 25
北川	力夫	46. 1. 13 ~ 47. 9. 21
久保	秀史	42. 6. 5 ~ 48. 5. 1
黒木	利克	{ 31. 7. 1 ~ 34. 8. 25 35. 11. 17 ~ 39. 10. 2
古屋	芳雄	{ 28. 12. 10 ~ 31. 9. 25 31. 12. 21 ~ 35. 1. 31
斉藤	正	40. 9. 21 ~ 44. 8. 15
坂元	貞一郎	44. 8. 12 ~ 46. 7. 1
柴田	徳衛	37. 9. 15 ~ 48. 5. 1
下條	康磨	40. 8. 2 ~ 40. 10. 31
高柳	忠夫	40. 9. 14 ~ 42. 11. 18
竹下	精紀	39. 10. 2 ~ 41. 8. 26
館	稔	28. 12. 10 ~ 47. 3. 21
館林	宜夫	39. 12. 1 ~ 42. 9. 19
谷野	也つ	33. 2. 1 ~ 40. 9. 14

内藤 譽三郎	35. 7. 18 ~ 37. 1. 23
中原 龍文助	40. 10. 8 ~ 42. 9. 19
橋口 収	42. 11. 18 ~ 44. 8. 15
廣瀬 治郎	45. 12. 21 ~ 46. 1. 8
福田 繁	37. 2. 16 ~ 40. 9. 21
本田 龍雄	28. 12. 10 ~ 42. 12. 3
牧 賢一	37. 9. 15 ~ 48. 5. 1
松下 廉蔵	46. 7. 1 ~ 47. 9. 21
松永 勇	38. 5. 17 ~ 40. 9. 14
美濃口 時次郎	28. 12. 10 ~ 37. 3. 16
三原 信一	30. 12. 1 ~ 37. 3. 16
宮地 茂	44. 8. 15 ~ 46. 8. 21
安川 正彬	40. 10. 1 ~ 48. 5. 1
山口 正義	{ 28. 12. 10 ~ 33. 7. 28 35. 7. 18 ~ 48. 5. 1
山本 幹夫	40. 4. 12 ~ 48. 5. 1
吉田 信邦	33. 3. 6 ~ 34. 6. 16
若松 栄一	38. 7. 9 ~ 40. 10. 1
小林 陽太郎	37. 9. 15 ~ 48. 8
穴山 徳夫	47. 9. 21 ~ 48. 7. 27



国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 4 5